

(同)森本哲生君紹介(第一四六号)	(同)加藤公一君紹介(第一五九八号)
(同)柚木道義君紹介(第一四二七号)	(同)菅野哲雄君紹介(第一五九九号)
(同)石川知裕君紹介(第一四三六号)	(同)小坂憲次君紹介(第一六〇〇号)
(同)石崎岳君紹介(第一四三七号)	(同)小宮山洋子君紹介(第一六一〇一号)
(同上田勇君紹介(第一四三八号))	(同)近藤洋介君紹介(第一六〇二号)
(同内山晃君紹介(第一四三九号))	(同)佐々木憲昭君紹介(第一六〇三号)
(同遠藤武彦君紹介(第一四四〇号))	(同志位和夫君紹介(第一六〇四号))
(同太田昭宏君紹介(第一四四一号))	(同塩川鉄也君紹介(第一六〇五号))
(同川内博史君紹介(第一四四二号))	(同階猛君紹介(第一六〇六号))
(同小宮山洋子君紹介(第一四四三号))	(同田島一成君紹介(第一六〇七号))
(同篠原孝君紹介(第一四四四号))	(同辻元清美君紹介(第一六〇八号))
(同末松義規君紹介(第一四四五号))	(同寺田学君紹介(第一六〇九号))
(同園田康博君紹介(第一四四六号))	(同中井治君紹介(第一六一〇号))
(同田島一成君紹介(第一四四七号))	(同西本勝子君紹介(第一六一一号))
(同高木毅君紹介(第一四四八号))	(同前原誠司君紹介(第一六一二号))
(同仲村正治君紹介(第一四四九号))	(同榊屋敬悟君紹介(第一六一三号))
(同福島豊君紹介(第一四五〇号))	(同丸谷佳織君紹介(第一六一四号))
(同渡部篤君紹介(第一四五一号))	(同上野賢一郎君紹介(第一六六九号))
(同稲田朋美君紹介(第一四七〇号))	(同笠并亮君紹介(第一六七〇号))
(同岡田克也君紹介(第一四七一号))	(同木村太郎君紹介(第一六七一号))
(同黄川田徹君紹介(第一四七二号))	(同菊田真紀子君紹介(第一六七二号))
(同岸田文雄君紹介(第一四七三号))	(同久間章生君紹介(第一六七三号))
(同倉田雅年君紹介(第一四七四号))	(同殺田恵二君紹介(第一六七四号))
(同佐藤剛男君紹介(第一四七五号))	(同高橋千鶴子君紹介(第一六七五号))
(同長島忠美君紹介(第一四七六号))	(同西銘恒三郎君紹介(第一六七六号))
(同林田彪君紹介(第一四七七号))	(同松本大輔君紹介(第一六七七号))
(同伴野豊君紹介(第一四七八号))	(同三谷光男君紹介(第一六七八号))
(同藤井勇治君紹介(第一四七九号))	(同水野賢一君紹介(第一六七九号))
(同三日月大造君紹介(第一四八〇号))	(同武藤容治君紹介(第一六八〇号))
(同三原朝彦君紹介(第一四八一号))	(同吉井英勝君紹介(第一六八一号))
(同愛知和男君紹介(第一四八九号))	(同江田憲司君紹介(第一七五四号))
(同赤羽一嘉君紹介(第一四九〇号))	(同大島理森君紹介(第一七五五号))
(同赤嶺政賢君紹介(第一四九一号))	(同北神圭朗君紹介(第一七五六号))
(同飯島夕雁君紹介(第一四九二号))	(同篠田陽介君紹介(第一七五七号))
(同糸川正晃君紹介(第一四九三号))	(同鈴木淳司君紹介(第一七五八号))
(同福葉大和君紹介(第一四九四号))	(同関芳弘君紹介(第一七五九号))
(同今井宏君紹介(第一四九五号))	(同仙台由人君紹介(第一七六〇号))
(同江田康幸君紹介(第一四九六号))	(同渡海紀三朗君紹介(第一七六一号))
(同小此木二郎君紹介(第一四九七号))	(同羽田孜君紹介(第一七六二号))

(同)鳩山由紀夫君紹介(第一七六三号)	(同)嶋山由紀夫君紹介(第一七六三号)
(同)宮腰光寛君紹介(第一七六四号)	(同)宮下一郎君紹介(第一七六五号)
(同山口俊一君紹介(第一七六六号))	(同横山北斗君紹介(第一七六七号))
(同和田隆志君紹介(第一七六八号))	(同和田隆志君紹介(第一七六八号))
(全国ベアール施設の存続を求めることに關する請願(田島一成君紹介)(第一四二八号))	(同田島一成君紹介(第一四二八号))
(同田島一成君紹介(第一四二八号))	(同田島一成君紹介(第一六一五号))
(介護労働者の処遇改善を初め介護保険制度の抜本的改善を求めることに關する請願(志位和夫君紹介)(第一四六四号))	(同高橋千鶴子君紹介(第一四六五号))
(同糸川正晃君紹介(第一五八三三三三))	(社会保険二本松病院を公的病院として存続させ、地域医療の確保を求めることに關する請願(佐藤剛男君紹介(第一四六九号)))
(腎疾患総合対策の早期確立に關する請願(赤澤亮正君紹介(第一五一一三三三))	(同赤羽一嘉君紹介(第一五一一四号))
(同秋葉賢也君紹介(第一五一一五号))	(同石関貴史君紹介(第一五一一六号))
(同糸川正晃君紹介(第一五一一七号))	(同江田康幸君紹介(第一五一一八号))
(同江藤拓君紹介(第一五一九号))	(同小野次郎君紹介(第一五二〇号))
(同尾身幸次君紹介(第一五二一号))	(同大塚高司君紹介(第一五二二二二二))
(同奥野信亮君紹介(第一五二三三三三))	(同金田誠一君紹介(第一五二四四四四))
(同亀井静香君紹介(第一五二五五五五))	(同菅野哲雄君紹介(第一五二六六六六))
(同木原誠二君紹介(第一五二七七七七))	(同木原稔君紹介(第一五二八八八八))
(同木村隆秀君紹介(第一五二九九九九))	(同岸田文雄君紹介(第一五三〇〇〇〇))
(同北川知克君紹介(第一五三一三三三))	(同小坂憲次君紹介(第一五三三三三三))

(同古賀一成君紹介(第一五三三三三三))	(同後藤田正純君紹介(第一五三四四四四))
(同高村正彦君紹介(第一五三五五五五))	(同穀田恵二君紹介(第一五三六六六六))
(同近藤昭一君紹介(第一五三七七七七))	(同近藤洋介君紹介(第一五三八八八八))
(同齊藤斗志二君紹介(第一五三九九九九))	(同塩川鉄也君紹介(第一五四〇〇〇))
(同塩崎恭久君紹介(第一五四一十一一))	(同重野安正君紹介(第一五四二二二二))
(同階猛君紹介(第一五四三三三三))	(同神風英男君紹介(第一五四四四四四))
(同園田康博君紹介(第一五四五五五五))	(同田島一成君紹介(第一五四六六六六))
(同田村謙治君紹介(第一五四七七七七))	(同高市早苗君紹介(第一五四八八八八))
(同高木毅君紹介(第一五四九九九九))	(同高鳥修一君紹介(第一五五〇〇〇〇))
(同棚橋泰文君紹介(第一五五一二二二二))	(同谷畑孝君紹介(第一五五三三三三))
(同玉沢徳一郎君紹介(第一五五四四四四))	(同寺田学君紹介(第一五五五五五五))
(同寺田穂君紹介(第一五五六六六六))	(同土井亨君紹介(第一五五七七七七))
(同土井眞樹君紹介(第一五五八八八八))	(同中井治君紹介(第一五五九九九九))
(同中川正春君紹介(第一五六〇〇〇〇))	(同丹羽秀樹君紹介(第一五六一一一一一))
(同西博義君紹介(第一五六二二二二二))	(同西本勝子君紹介(第一五六三三三三三))
(同萩原誠司君紹介(第一五六四四四四四))	(同平井たかく君紹介(第一五六五五五五五))
(同平口洋君紹介(第一五六六六六六六))	(同平沼超夫君紹介(第一五六七七七七七))
(同藤村修君紹介(第一五六八八八八八))	(同古屋圭司君紹介(第一五六九九九九九))
(同細野豪志君紹介(第一五七〇〇〇〇〇))	(同榊屋敬悟君紹介(第一五七一十一一))

同(松本龍君紹介)(第一五七二号)
同(丸谷佳織君紹介)(第一五七三号)
同(宮路和明君紹介)(第一五七四号)
同(森本哲生君紹介)(第一五七五号)
同(保岡興治君紹介)(第一五七六号)
同(山口俊一君紹介)(第一五七七号)
同(山口壯君紹介)(第一五七八号)
同(山崎拓君紹介)(第一五七九号)
同(山本公一君紹介)(第一五八〇号)
同(山本拓君紹介)(第一五八一号)
同(吉田六左エ門君紹介)(第一五八二号)
同(安住淳君紹介)(第一六八二号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第一六八三号)
同(稲田朋美君紹介)(第一六八四号)
同(岩屋毅君紹介)(第一六八五号)
同(宇野治君紹介)(第一六八六号)
同(上野賢一郎君紹介)(第一六八七号)
同(遠藤宣彦君紹介)(第一六八八号)
同(小川淳也君紹介)(第一六八九号)
同(大前繁雄君紹介)(第一六九〇号)
同(太田昭宏君紹介)(第一六九一号)
同(岡田克也君紹介)(第一六九二号)
同(奥村展三君紹介)(第一六九三号)
同(加藤紘一君紹介)(第一六九四号)
同(川内博史君紹介)(第一六九五号)
同(木村太郎君紹介)(第一六九六号)
同(菊田真紀子君紹介)(第一六九七号)
同(小宮山泰子君紹介)(第一六九八号)
同(河本三郎君紹介)(第一六九九号)
同(郡和子君紹介)(第一七〇〇号)
同(佐田玄一郎君紹介)(第一七〇一号)
同(佐藤剛男君紹介)(第一七〇二号)
同(坂本哲志君紹介)(第一七〇三号)
同(清水鴻一郎君紹介)(第一七〇四号)
同(実川幸夫君紹介)(第一七〇五号)
同(鈴木俊一君紹介)(第一七〇六号)
同(西村智奈美君紹介)(第一七〇七号)
同(西村康稔君紹介)(第一七〇八号)
同(広津素子君紹介)(第一七〇九号)

同(福岡資麿君紹介)(第一七二〇号)
同(福島豊君紹介)(第一七二一号)
同(古川慎久君紹介)(第一七二二号)
同(細川律夫君紹介)(第一七二三号)
同(馬淵澄夫君紹介)(第一七二四号)
同(松本大輔君紹介)(第一七二五号)
同(三谷光男君紹介)(第一七二六号)
同(三原朝彦君紹介)(第一七二七号)
同(水野賢一君紹介)(第一七二八号)
同(宮腰光寛君紹介)(第一七二九号)
同(武藤容治君紹介)(第一七三〇号)
同(村田吉隆君紹介)(第一七三一号)
同(森山裕君紹介)(第一七三二号)
同(谷津義男君紹介)(第一七三三号)
同(山井和則君紹介)(第一七三四号)
同(渡辺喜美君紹介)(第一七三五号)
同(赤城徳彦君紹介)(第一七三六号)
同(井上信治君紹介)(第一七三七号)
同(飯島夕雁君紹介)(第一七三八号)
同(遠藤武彦君紹介)(第一七三九号)
同(小野寺五典君紹介)(第一七四〇号)
同(大野功統君紹介)(第一七四一号)
同(岡本充功君紹介)(第一七四二号)
同(岡本芳郎君紹介)(第一七四三号)
同(河井克行君紹介)(第一七四四号)
同(倉田雅年君紹介)(第一七四五号)
同(近藤基彦君紹介)(第一七四六号)
同(坂本剛二君紹介)(第一七四七号)
同(笹木竜三君紹介)(第一七四八号)
同(篠田陽介君紹介)(第一七四九号)
同(鈴木淳司君紹介)(第一七五〇号)
同(関芳弘君紹介)(第一七五一号)
同(仙谷由人君紹介)(第一七五二号)
同(田中良生君紹介)(第一七五三号)
同(高井美穂君紹介)(第一七五四号)
同(とかしきなおみ君紹介)(第一七五五号)
同(渡海紀三朗君紹介)(第一七五六号)
同(土肥隆一君紹介)(第一七五七号)
同(徳田毅君紹介)(第一七五八号)

同(長島昭久君紹介)(第一七九二号)
同(野田毅君紹介)(第一七九三号)
同(羽田孜君紹介)(第一七九四号)
同(鉢呂吉雄君紹介)(第一七九五号)
同(原田令嗣君紹介)(第一七九六号)
同(牧原秀樹君紹介)(第一七九七号)
同(松本剛明君紹介)(第一七九八号)
同(三日月大造君紹介)(第一七九九号)
同(三井辨雄君紹介)(第一八〇〇号)
同(宮下一郎君紹介)(第一八〇一号)
同(村井宗明君紹介)(第一八〇二号)
同(山口泰明君紹介)(第一八〇三号)
同(高齡者差別の後期高齡者医療制度の撤廃を求めることに関する請願(吉井英勝君紹介)(第一八八六号)
現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額に関する請願(西本勝子君紹介)(第一八八七号)
同(塩川鉄也君紹介)(第一八八八号)
無認可保育所への公的助成等に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一八八九号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第一八九〇号)
同(石井郁子君紹介)(第一八九一号)
同(笠井亮君紹介)(第一八九二号)
同(穀田恵二君紹介)(第一八九三号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第一八九四号)
同(志位和夫君紹介)(第一八九五号)
同(塩川鉄也君紹介)(第一八九六号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第一八九七号)
同(吉井英勝君紹介)(第一八九八号)
同(吉井英勝君紹介)(第一八九九号)
七十五歳以上を差別する後期高齡者医療制度の廃止を求めることに関する請願(等井亮君紹介)(第一九〇〇号)
同(塩川鉄也君紹介)(第一九〇一号)
療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求めることに関する請願(穀田恵二君紹介)(第一九〇二号)

一七四七号)
医師・看護師不足など医療の危機打開に関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第一七四八号)
大量解雇の中止・撤回、緊急の生活支援と労働者派遣法の抜本改正を求めることに関する請願(塩川鉄也君紹介)(第一七四九号)
労働者派遣法の抜本改正を求めることに関する請願(石井郁子君紹介)(第一七五〇号)
は本委員会に付託された。
四月八日
医療提供体制の拡充に関する意見書(北海道中標津町議会)(第一八七二号)
医療提供体制の拡充に関する意見書(千葉市議会)(第一八七三号)
肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(北海道留萌市議会)(第一八七四号)
肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書(宮城県議会)(第一八七五号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八七六号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八七七号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八七八号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八七九号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八八〇号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八八一号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八八二号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八八三号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八八四号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八八五号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八八六号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八八七号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八八八号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八八九号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八九〇号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八九一号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八九二号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八九三号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八九四号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八九五号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八九六号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八九七号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八九八号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一八九九号)
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の抜本的改善を求める意見書(福島県泉崎村議会)(第一九〇〇号)

〔松山市議会〕(第一八八四号)	八八九号)	見書(宮城県南三陸町議会)(第一九一三号)	号)
「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(北海道泊村議会)(第一八八五号)	公契約に関する基本法の制定を求める意見書(北海道留萌市議会)(第一八九九号)	雇用を守る緊急対策及び労働法改正を求める意見書(福島県川俣町議会)(第一九一四号)	産科・小児科医の確保対策の充実強化を求める意見書(高知県議会)(第一九二八号)
「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(青森県六戸町議会)(第一八八六号)	雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書(北海道江差町議会)(第一九〇〇号)	雇用を守る緊急対策及び労働法改正を求める意見書(福島県鏡石町議会)(第一九一五号)	最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書(高知県四万十町議会)(第一九二九号)
「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(岩手県花巻市議会)(第一八八七号)	公契約に関する基本法の制定を求める意見書(北海道江差町議会)(第一九〇一号)	など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(福島県鏡石町議会)(第一九一六号)	市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道新篠津村議会)(第一九三〇号)
「協同労働の協同組合法(仮称)」の早期制定を求める意見書(岩手県陸前高田市議会)(第一八八八号)	雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書(北海道猿払村議会)(第一九〇三号)	「公共工事における賃金等確保法(仮称)」の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(福島県金山町議会)(第一九一七号)	市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道福島町議会)(第一九三一号)
「協同労働の協同組合法(仮称)」の早期制定を求める意見書(山形県河北町議会)(第一八八九号)	雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書(北海道津別町議会)(第一九〇四号)	子ども医療費の完全無料化に関する意見書(福島県矢祭町議会)(第一九一八号)	市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道江差町議会)(第一九三二号)
「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(茨城県高萩市議会)(第一八九〇号)	公契約に関する基本法の制定を求める意見書(北海道津別町議会)(第一九〇五号)	公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書(栃木県芳賀町議会)(第一九一九号)	市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道今金町議会)(第一九三三号)
「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(群馬県長野原町議会)(第一八九一号)	雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書(北海道斜里町議会)(第一九〇六号)	公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(長野県栄村議会)(第一九二〇号)	市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道島牧村議会)(第一九三四号)
「協同労働の協同組合法(仮称)」の制定に関する意見書(愛知県豊田市議会)(第一八九二号)	雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書(北海道遠軽町議会)(第一九〇七号)	公的保育制度の堅持・拡充と子育て支援予算の増額を求める意見書(島根県出雲市議会)(第一九二一号)	市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道島牧村議会)(第一九三五号)
「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(大分県宇佐市議会)(第一八九四号)	公契約に関する基本法の制定を求める意見書(北海道池田町議会)(第一九〇八号)	公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書(岡山県美咲町議会)(第一九二二号)	市町村立病院の経営安定化を求める意見書(北海道奈井江町議会)(第一九三七号)
現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書(福島県川俣町議会)(第一八九五号)	国外で作成された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに関する意見書(青森県大鰐町議会)(第一九〇九号)	厚生年金高知リハビリテーション病院の存続・充実を求める意見書(高知県議会)(第一九二三号)	市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道沼田町議会)(第一九三八号)
現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書(千葉県睦沢町議会)(第一八九六号)	国外で作成された歯科医療用補てつ物(入れ歯等)の取り扱いに関する意見書(青森県横浜町議会)(第一九一〇号)	国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の四五％に戻すことを求める意見書(福岡県新宮町議会)(第一九二四号)	市町村立病院・診療所の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道東川町議会)(第一九三九号)
現行保育制度の堅持を求める意見書(大分県宇佐市議会)(第一八九七号)	国外で作成された歯科補てつ物の取り扱いに関する意見書(宮城県議会)(第一九二二号)	雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書(佐賀県小城市議会)(第一九二五号)	市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道中川町議会)(第一九四〇号)
雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書(北海道留萌市議会)(第一	後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意	見書(宮城県南三陸町議会)(第一九一三号)	市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存

続を求める意見書(北海道猿払村議会)(第一九四一号) 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道枝幸町議会)(第一九四二号) 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道礼文町議会)(第一九四三号) 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道利尻町議会)(第一九四四号) 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道津別町議会)(第一九四五号) 市町村立病院の経営安定化を求める意見書(北海道斜里町議会)(第一九四六号) 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道遠軽町議会)(第一九四七号) 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道湧別町議会)(第一九四八号) 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道西興部村議会)(第一九四九号) 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道平取町議会)(第一九五〇号) 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道池田町議会)(第一九五一号) 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道浦幌町議会)(第一九五二号) 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道弟子屈町議会)(第一九五三号) 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道鶴居村議会)(第一九四四号)	市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持継続を求める意見書(北海道中標津町議会)(第一九五五号) 新型インフルエンザ対策の強化を求める意見書(高知県議会)(第一九五六号) JR不採用問題の早期全面解決を求める意見書(北海道江差町議会)(第一九五七号) 障害者自立支援法等の見直しに関する意見書(長野県伊那市議会)(第一九五八号) 障害者自立支援法の抜本的な見直しに関する意見書(名古屋市長市議会)(第一九五九号) 生活保護制度に関する意見書(名古屋市長市議会)(第一九六〇号) 多子世帯の保育料無料化の拡大を求める意見書(高知県議会)(第一九六一号) 地域医療の確保を求める意見書(長野県箕輪町議会)(第一九六二号) 地域医療を担う医師確保に向けた臨床研修制度の見直しを求める意見書(広島県議会)(第一九六三号) 長時間労働・派遣労働など労働法制の改正を求める意見書(宮城県議会)(第一九六四号) 二千二百億円の社会保障抑制をやめ消費税引き上げに反対する意見書(鳥取県北栄町議会)(第一九六五号) 「脳脊髄液減少症」の治療推進を求める意見書(北海道遠軽町議会)(第一九六六号) 派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書(高知県の町議会)(第一九六七号) 派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書(高知県四万十町議会)(第一九六八号) 不況下における緊急雇用対策の強化を求める意見書(北海道中標津町議会)(第一九六九号) 父子家庭に対する児童扶養手当の支給等を求める意見書(千葉市議会)(第一九七〇号) 父子家庭に対する児童扶養手当の支給を求める意見書(高知県宿毛市議会)(第一九七一号) 物価に見合う年金引き上げを求める意見書(北海道福島町議会)(第一九七二号) 物価に見合う年金引き上げを求める意見書(高知県四万十町議会)(第一九七三号) 療養病床の再編に関する意見書(茨城県議会)(第一九七四号) は本委員会に参考送付された。	意見書(高知県宿毛市議会)(第一九七一号) 物価に見合う年金引き上げを求める意見書(北海道福島町議会)(第一九七二号) 物価に見合う年金引き上げを求める意見書(高知県四万十町議会)(第一九七三号) 療養病床の再編に関する意見書(茨城県議会)(第一九七四号) は本委員会に参考送付された。 本日の会議に付した案件 政府参考人出頭要求に関する件 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号) 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(後藤茂之君外三名提出、第百六十八回国会衆法第六号) 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、第百六十八回国会参法第一号) ○田村委員長 これより会議を開きます。 内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案、第百六十八回国会、後藤茂之君外三名提出、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び第百六十八回国会、参議院提出、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。 この際、お諮りいたします。 各案審査のため、本日、政府参考人として人事院事務総局人材局長尾西雅博君、内閣府大臣官房審議官武川恵子君、総務省行政評価局長関有一君、厚生労働省老健局長宮島俊彦君、保険局長水田邦雄君、年金局長渡邊芳樹君、社会保険庁総務部長薄井康紀君、運営部長石井博史君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。 〔異議なしと答へる者あり〕 ○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。	○田村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木原誠二君。 ○木原誠二委員 おはようございます。自由民主党の木原誠二でございます。 きょうは、この大変重要な二分の一への引き上げの閣法に絞って質問させていただきたいと思っております。 舛添大臣におかれましては、本当にお忙しい中、お時間をちょうだいいたしましてありがとうございます。お昼を挟んで、また厳しい質疑が大臣はおありだろうと思っておりますので、私の方はスローなスタートでやらせていただきます。こう思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。 もう既に、年金の給付というのはまさに五十兆という世界に入っております。GDPの一割を占める大変重要な課題でありますし、これまで余り経済と関連づけて議論されることはありませんでしたけれども、今見えておりますと、やはり経済にも大変大きな影響を与える。消費が伸びてこない一つの要因として、やはり将来の不安、その一つが年金ということであらうと思っておりますので、大変重要な法案である、このように認識をしております。 きょうは、三つの点に絞って少し議論をさせていただきます。 一つは、そもそも、この法案の国庫負担の問題、二分の一に引き上げることの意義というふうなことで、それから三分の二、あるいはまたさらに税方式といったようなことまでたどり着く可能性があるのかないのかという点、これが二点目。三 điểmの問題として、まさに運用というか、運営の課題
--	--	--	---

としての年金記録の問題、私自身は五千万件の記録について少しお伺いをしてまいりたいというふうな思っております。もう既に多くの論点がこの委員会でも議論されておりますけれども、多少重なるところがあると思いますが、おつき合いたいだけだと思っております。

まず、端的に申し上げまして、日本の年金制度は社会保険方式で運営されているわけでありますが、イギリスのように、社会保険方式で運営しながら国庫負担がないというのにもまたあるわけでありまして、そもそも、なぜ国庫負担が制度発足当初から国民年金に導入をされていて、そして今回二分の一へ引き上げるといふことの意義を、これは最初のスタートでありますし、もう一度確認したいと思います。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま、基礎年金部分に国庫負担がある意義、あるいは二分の一の意義ということについてお尋ねがございました。

我が国の公的年金制度は、もう長い歴史になりますが、基本的に、当初から、みずからの老後に備えるという自立自助の考え方を基本として、すべての国民の老後の生活を図るという考え方で、国民全体で保険料を拠出する社会保険方式を採用してまいりました。こうした公的年金制度の運営についての国の責任の具体的表明として、給付水準の改善、保険料負担の軽減などの観点から、費用の一部に対して国庫負担を行ってきたものと理解をしております。

また、制度もさまざまに変遷がございますが、現行の公的年金制度においては、全国民共通の基礎的給付であり、すべての世代が負担する税財源を投入する合理性があると考えられる基礎年金部分に集中して、三分の一余りを国庫で負担しているということでございます。

二分の一にすることに關連して申し上げます、平成十六年の年金制度改正において、保険料、給付水準等とあわせて所要の安定財源を確保しつつ、基礎年金国庫負担の二分の一への引き上げ

で、将来世代が負担可能な保険料水準とするとともに、長期的な給付と負担の均衡を図り、持続可能な制度とするということがねらいでございます。

これが実現いたしますと、基礎年金の国庫負担二分の一ということ、基礎年金においては、世代間の支え合いに基づく部分は保険料を財源とする、それから、国民の支え合いに基づく部分は税財源とするというのが等分となるように設計されるということになりますので、この等分の関係で世代間と国民の支え合いというものを表現していくということが、国の公的年金制度の運営についての責任の果たし方として、最も安定的でわかりやすいのではないかと考え方であると思っております。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

今、幾つかキーワードをいただいたというふうな思いです。そもそも、まず基本にあるのは自立である。他方でしかし、国の運営者としての責任というものも示さなければいけない。そのときの示し方として、やはり公助の部分というものを半分までは示す必要があるであろう、そしてそのことが年金の長期的な安定にも資するものである。今の局長の答弁、四つぐらいに私なりに御理解をさせていただきました。

そこで、特に四つ目の点、長期的に安定的な運営に資するものであるという点に關してお伺いをしたいと思っておりますが、今回、仮にこの法案が成立を果たせない、そして二分の一への引き上げが先延ばしをされるといったような事態があった場合に、どの程度財政に影響を与えるのか、年金全体に影響が出るのかということについて御答弁いただければと思います。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。

年金財政につきましては、現行法上、五年に一度、財政状況、将来の展望をチェックし続けるというところで、財政の安定度というものをみていくということになっておるわけでございますが、五年前と同様、この二月の、先般公表いたしました

財政検証においては、基礎年金国庫負担を二分の一にすることを前提として、今回の検証としては長期的な給付と負担の均衡が確保されるということが確認されたわけでございますが、それは、この二分の一を前提としてという計算でございます。

二分の一に上らず、現行の基礎年金国庫負担割合のままで据え置かれた場合につきましては、財政検証本来のいうよりも、参考試算としてお示しをさせていただいております。

厚生年金、国民年金二つを見た場合に、積立金の額が、国民年金は十兆円に満たないということ、非常に少のうございます。そうした中で、二〇二七年度、今から十八年先には、国民年金の給付に対して保険料と国庫負担が足りないという状態になりますので、この国庫負担の足りない部分が影響して、二〇二七年、十八年後には積立金が枯渇する。

基礎年金というのは、厚生年金、国民年金を通じて統一した制度でございますので、その一部分が給付ができないということになりますと、基礎年金全体が瓦解しかねない、そういう厳しい事態を迎えるというふうな考えております。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

この委員会でも、財政再計算というが、正しくは財政検証というんでしょうか、大変前提が甘いんじゃないかという指摘があります。私自身も、例えば運用利回りの点なんかはやはりちよつと樂觀的過ぎるかなという思いを率直に持ちますし、就業率、女性の雇用率等々も本当に大丈夫かなという点を持つわけでありますが、そういう甘い樂觀であつてもなお、やはり二分の一の引き上げを伴わない場合は二〇二七年には給付ができない状態になる、こういう状況であります。したがって、私自身は、やはりこの法案はできる限り早期に成立をさせて、いろいろ議論はありますけれども、少なくとも二分の一への引き上げということについては実施をしなければいけないのであろう、こう思っております。

そういう認識を前提に、ちよつと大臣にお伺いしたいんですが、既に平成六年の改正をするときに、二分の一への引き上げということを検討すべきであるということが盛り込まれていたというふうな認識をしております。委員会でも、附帯決議等々、衆参両方の厚生委員会でもついていたものと思ひますが、それ以降、平成六年にその議論が始まって既に十五年、これだけの月日を要した。本来、もうちよつと早く引き上げることが可能になつていれば、財政的な影響ももう少し緩和できたのではないかと思います。けれども、これだけかかってしまったということについてどのような認識でおられるか、その原因は何にあるのかといったことについて御答弁いただければと思います。

○外添事務大臣 残念ながら、年金記録問題という問題がこまで大きくなり、今、一生懸命取り組んで解決に向かつておりますけれども、年金問題というのは、そういう不祥事の面から見ても大変な国民的な関心事になった。メディアの力パワーも非常に大きい。では、仮に平成六年、これほど年金に人々が注目したのだろうか。もちろん受給されている方はそうですけども、これは国民の問題ですから。平成六年、例えば木原委員は、大蔵省に入つておられれば別ですが、そういうことを仲間内で、同窓会で会ったときに年金の議論をしたかというのは、ほとんどやらなかったと思ひます。

したがって、そういう国民的な関心の薄さということがあるとともに、これは安定財源を確保しないといけません。端的に言えば私は消費税だと思つておりますが、今やつと工程表というふうなことが出てきましたけれども、しかしながら、今の二分の一法案にしても、今回は臨時的、一時的な財源での手当てをするわけですから、やはり安定財源で消費税率を上げるというふうなことになるれば、それは非常に政治的な問題になりますし、国民の納得もしていただかないといけない。そして今のように、その時々々の経済情勢もある。

そして、参議院、衆議院、それから大きな統一地方選挙まで入れるとしよつちゅう選挙をやつていきますから、なかなか選挙のときに税率を上げる、増税ということはなじみにくい。

さまざま要因があつたんだろうと思いますけれども、先ほど委員がおつしやつたようにGDPの一分、五十兆ということになると、これはやはり国民全体で真剣に考えて、負担がなければ給付がないわけですから、正面から議論するべき時期に今来ている。それは麻生総理もそういう御認識で、三年後という話ではありますけれども、そういう御提案をなさっているんだと思つています。過去について言うと、今言つたようなことが理由ではなからうかと思つております。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

当時、確かに、今ほど年金に対する関心が高くなつたという点、それはまさにそのとおりであらうと思ひますし、大臣が後半の部分でお述べいただいたように、一方で二分の一への引き上げというのは財源を伴うわけでありまして、この財源の議論がなかなか深まっていけない。あるいは、さまざまな政治状況の中で非常に難しい、とりわけ消費税ということになっていくと非常に難しい政治的な要因をはらんでいる、こういうことであらうと思ひます。

大臣からまさに御答弁いただいたように、今回もお安定的な財源というものの確保には至っていないという現状でありますので、またこの点については後ほど税方式のところでも議論をさせていただきます。このように思つております。

大臣に一点だけ確認をしたいと思ひますが、先ほど局長の御答弁の中で、今、二分の一を公助、二分の一を恐らく自助ないしは共助というので押さえるというのが一つのバランスだ、こういう御答弁をいただいたわけですが、簡潔に、大臣の御認識はどうかということについてお答えいただけますかと思ひます。

○舛添国務大臣 それは、日本の社会保障が自助、共助、公助ということで成り立っている。ま

ず自助で、一生懸命、それは貯蓄をしたりいろいろあると思ひます。共助の側面は、恐らく社会保険料方式、つまり世代間の助け合いという意味で共助と言つていいんだろうと思ひます。

しかし、生活保護も含めてですけれども、最後のセーフティーネットとしての公助というのはそこにあります。今、では六万六千円ぐらいでやつていけるんですかという話になると、なかなか東京では難しいだろう。そうすると、基礎年金額をアップするようないことも含めて、最低保障機能も含めて、やはり年金というものの最低保障機能を高めないとけないという議論が出てきたときに、では、これは共助でやるんですか、世代間の助け合いだけでいくんですか。やはり公助という概念を入れたいと無理ではないか。それから無年金者、こういう方をどう救うかというようないことも含めて、それは公助の側面であるべきだろうということ、それから三分の一を二分の一にしないといけないだろう、そういう認識でございます。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。そこで、税方式について少し議論をしたいと思ひます。

さまざまなメリットが指摘をされておりますし、私も非常に魅力的な案だなと率直に思うときがあります。その中で、三つぐらいきょうはお聞きをしたいと思ひますけれども、一つは、先ほどお話のあつた年金制度としての安定性というか、財政の安定性ということについて。

今、年金に対する不信の多くは、運営の問題、もちろんございいます。しかし同時に、保険料がほとんど上がる、他方で給付はほとんど下がる、本当にこれでもつのかね、平成十六年の改正をもつてしてもなお本当に大丈夫かと。そして、財政再検証してみると、やはり仮定があつて、かなり高くないともたないんじゃないかといつたような、財政的な安定性ということについてまだまだ不信感があるんだらうというふうに私は思ひます。

それを解消する一つのメリットとして税方式といふものは議論されているんだと思ひますが、私は、大変基本的なことでありませうけれども、税方式にした際、財政再計算ないし財政再検証という仕組み、仕事はなくなるのか、なくなるのかといふことについてまず局長の御答弁をいただきたいと思ひます。

○渡邊政府参考人 平成十六年の年金制度改正を振り返りますと、五年ごとの財政検証をしながら、また、保険料は一定程度は上げるがそれで固定をし、それ以上は、現役世代の負担能力といふことを考え、年金制度の持続可能性を確保するための新しい仕組みとしてマクロ経済スライドという、年金に具備されたスライドの仕組みを一部調整するという仕組みを導入したわけでございます。

こういう形でこの少子高齢化の中で持続可能性を維持していくということでございますが、世界にも類を見ない高齢化の進展でございます。御指摘のとおり、今後ますます増大すると見込まれる年金給付費をどのように賄ふのかという制度の持続可能性を考えた場合に、現行制度を維持する場合であっても、基礎年金を税方式化する場合であっても、国民全体、特に現役世代の負担により高齢者の年金給付を賄ふことになるという点については変わりがなくあると思つております。

したがいまして、年金に要する費用をどのように安定的に確保するかという極めて重要な課題をこなししていく上で、税方式であつた場合であっても、マクロ経済スライドという手法を講ずるかどうかはともかくといたしまして、給付を何らかの形で調整するか、あるいは税率を上げて国民の御負担をさらにお願いするか、そうした手段を講じていかなければ、年金給付と現役世代の負担とのバランスは保つていかれないと思われまふ。

社会保障国民会議のシミュレーションにおいても、過去の納付状況に係らず一律給付するといふ税方式、最もシンプルなかんじでございますが、その場合でも、二〇〇九年と二〇五〇年を比べます

と消費税率換算で五%から七%に上がつていくといふことございませうので、やはりそうした負担の増大といふことを五年ごとの財政検証でどのように見通して、そして財源の手を打つていくかといふことは、どうしても必要なことだらうと思つております。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

私もまさにその御答弁のとおりだと思ひます。つまり、財源が保険料であれ税であれ、少子高齢化の影響といふのは避けられないわけでありまして、恐らく、税方式に移行したとしても、当面は積立金が残ると思ひますので、積立金の運用利回りも仮定しなさいといふことだらうと思ひます。将来的にはそれはなくなるとしても、少なくとも雇用率、それから就業率あるいは平均余命等々、いろいろな仮定を置いて計算をし、そしてどこかで調整をしていかなければいけない。

そのときに、私自身は先ほど大臣から御答弁いただいたとおり、まさに税を常に上げられるか、御負担をお願いできるかといふと、なかなかこれは政治状況的に難しい、かえつて年金財政を縛る可能性が高いんじゃないかといふことをちよつと危惧するわけでありませうが、今の局長の御答弁、また私が今申し上げたことを踏まえて、もう一度大臣に、今二分の一まで引き上げます、将来的にこれが税方式に移行する可能性があるかないか、現時点での感觸をいただければというふうに思ひます。

○舛添国務大臣 もちろん税方式のメリットもたくさんありますけれども、解決しないといけない問題が山積しております。例えば経過期間をどうするか。仮に消費税でやるならば、こつこつ掛金を掛けて受給している今の御年寄りは、何だ、また取られるのか、この御不満だけでもございと思ひます。

そういうこともありますし、やはり賦課方式でやつてきたことの意味は意味で、あると思ひます。全部が積立方式であつたら別です。けれども、賦課方式といふことも考えたときに、今

言ったような問題をどう解決するか。それはさまざまな知恵を働かせて、社会保険料方式、税方式のいいところをミックスして最低保障機能を高めるような知恵は働かせられると思いますけれども、単純にすぐ税方式というのは、例えば経過措置を含めて問題は多いという気はしております。

○木原誠委員 ありがとうございます。

もう一点、財政的な安定性ということに関して言いますと、これは局長に御答弁いただければと思いますが、この委員会でも議論になるのは、未納の問題が常に指摘をされます。四割の未納が国民年金についてあるわけでありすけれども、他方で、年金全体に言うところの影響は大きくないという意見もあるし、しかしまた、そうはいったって、生活保護の世界に入ってしまったらやはり影響は大きいじゃないかという議論もあります。厚労省として、未納を解決するために税方式を入れるということをおっしゃる方もいる中で、未納の問題というのはどの程度インパクトがあるというふうな理解をされているか、御答弁いただければと思います。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま大臣の方からも少しお触れになりましたように、我が国の年金制度がその発展の過程で賦課方式を採用してきているということ、これは世代と世代の支え合いでございます。

そうした中で、未納という問題は、社会の他の構成員に対する影響、賦課方式の制度に対する影響ということで、やはりこれは重大な問題であるというふうな考えております。まして年金制度が、とりわけ国民年金制度の法律の第一条に書いてありますように、防貧機能ということを大事にしておりますので、その点を考えますと、未納が続いて無年金になる、低年金になるということ、何とかこれを最小限のものに抑止していかなければいけないというふうなことであると思っております。そういうことと別に、では、財政にはどのぐら

いの数量的な影響があるのかということ、また冷静にこれは見きわめなければいけないことだと思っております。

財政への影響という点につきましては、私ども、納付がなければ給付がないんだから、基本的には大きな影響ではないと従来から御説明してまいりましたが、昨年五月、官邸に設けられました社会保障国民会議において示された試算結果によりますと、納付率が上下一五ポイント変化したとしても、所得代替率に与える影響は一ポイントに満たないというところをお示しいただいたということがございます。

そういったところを見ますと、年金財政をマクロ的に管理していくという面では大きな影響があるものではない、しかし冒頭申し上げましたように、そもその制度の趣旨という観点から、これはゆるがせにできないというものだと思っております。

○木原誠委員 ありがとうございます。

今、税方式化について二つの点、一つは、長期的な財政の安定性ということであろうとやはり財政再検証が必要であろうということ、もう一点、未納の問題についても、少なくとも財政という側面に関して言うと、必ずしもそれで年金が破綻をするというところではないということであつたかというふうに思います。ただ、今まさに局長が御指摘いただいたように、やはり最低保障機能ということを考えてときには、これが無年金、低年金につながると思えば、非常に問題があるんだろうと思

います。私自身は、最後の制度論として、税方式にしたときの最低保障機能ということについてちょっと議論をしたと思います。そもそも今回の法案でも、最低保障機能を高めるために、免除を受けていた期間の年金額に加算をする、あるいは反映させる率、三分の一から本則の国庫負担の二分の一まで引き上げるといふ措置が入っているわけでありすけれども、この規定の意義について局長から御答弁いただければと思います。

○渡邊政府参考人 現在の制度は、低所得などの理由により通常の保険料を納付できない場合には、所得に応じて、きめ細かな多段階の保険料免除の仕組みが講じられており、例えば、全額免除を受けた期間分については国庫負担相当部分、現行制度ですと満額の三分の一を支給することとされております。

本法案におきましては、基礎年金の二分の一を国庫で負担することとあわせて、こうした保険料免除者の老齢基礎年金の額の計算について、この四月以降に保険料の免除を受けた期間について、これは、例えば全額免除の場合は保険料納付済み期間を二分の一で算定することなどの措置が講じられております。

現行法では、安定財源を確保して二分の一になる、恒久化が図られるときまでは三分の一だとされておつたものでございますが、今般の臨時の財源による二分の一の実施にあわせて、繰り上げにかき上げの算定をして給付の充実を図り、最低保障機能を今直ちにできる範囲内で、こうした形で実現したいという内容を込めさせていただいております。

○木原誠委員 今の局長の御答弁は大変慎重というか、最後につけ加えていただいたのはまさにそういうことで、免除して税金が入っている部分は本来戻すべきものでありますから、そんなに胸を張って言えるようなことではなくて、多分、本則で恒久財源が確保されなくとも、この二年間について財政融資資金からの積立金を活用するよう

な、こういう臨時的な期間であっても二分の一まで引き上げたということに意義がある、こういうことであろうと思

います。逆に言いますと、三分の一から二分の一に引き上げた、これは重要なことでありますけれども、しかし、もともと、国庫負担三分の一を二分の一に引き上げる、当然これはやらなければいけない措置でありますから、そのこと自体にそれほど、胸を張ってこれはすばらしいことだと言うだけのことはないだろうと思

ひしろ、私は、まさに免除期間というのは払えないからこそ免除期間がある、そして払えない、お支払いができない、そういう経済状況にないということについて、国としてまさに認定をして、それで結構ですということを言っているということであるとすれば、この期間についてぜひ、免除された部分を全部とは申し上げませんが、八割なら八割あるいは半分なら半分、税金で穴埋めをしてあげるということがあってもいいんではないかというふうに思います。

当初、昭和三十六年時点では、まさに国庫負担は拠出時の負担であつたというふうな理解をしております。それが給付時の負担に順次変わっていったわけでありすけれども、税方式に移行するまでのこともなく、非常に貴重な財源、税源を本当に必要なところに集中的に入れるという意味でいえば、この免除された部分をやはり税金で穴埋めしていただくということが考えられていいのではないかとこのように思いますけれども、最低保障機能の強化ということが附則の中に盛り込まれておりますから、今の点について御答弁をいただければというふうに思います。

○渡邊政府参考人 今御指摘の点につきまして、私どもも、制度のいろいろな構想をする際の、一つのバターンだと思っております。

現に、昨年十一月に社会保障審議会年金部会の中間的な整理をいただいた意見の中でも、「保険料拠出時に所得に応じて保険料の一部を軽減し、軽減された後の保険料納付を求める一方、軽減された分を公的に支援する仕組み」ということを保険料軽減支援方式として検討してはどうか、さまざまな論点、問題もないわけではないが、検討してはどうかという御意見をいただいております。これは免除と違いまして、本来払うべき額をそもそも軽減するということであり、免除は、本来払うべき額は一万四千円ですよというものでございますので、百八十度逆のアプローチでございますが、無年金、低年金対策ということで、所得に

いくという、理想に近づく一つの方策ではないかという御提案だと思っております。

実際には、こういうパターンの制度というのは、国民健康保険の軽減保険料制度がまさにそういうようなものでございますので、制度的には議論の余地が十分あるのだと思っております。そこは先生、重々御承知のとおりですが、そのために安定的な、恐らく税財源が必要であろうというところでございますので、そうした検討が進んでいく過程の中で、また大いに御議論をいただくべき問題であると思っております。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

私は、二分の一に引き上げることにこれだけの労力を使ってきた、十五年をかって使ってきた、さらに税方式に行くことに、本当に今現実的かなといううちよつとした疑問を持っております。であれば、今まさに局長から御提言いただいたような、保険料を支援する軽減支援制度といったようなものをぜひ考えていただきたいな、こう思っております。ぜひ御検討いただきたいと思っております。

とりわけ、もともと、まさに拠出と負担、負担と拠出が対応しているからこそ、今まで若年世代、高齢世代が負担をやはり納得してきたんだろうと思えます。引き上げについても、何となく納得できないけれども仕方ないなと思ってきた。この関係を一たん切ると、私自身、恐らく、むしろ最低保障機能というのは弱まる可能性がある。というのは、同じ年収を受けながら、自分が何で今まで拠出もしてこなかった人にまで払わなきゃいけないんだという不満を持つ方はかなりふえるだろうと私は思います。

したがって、税方式にすれば自動的に最低保障機能が強まるということは、私はちょっと疑問かなというふうに思っておりますので、同じ税を使うのであれば、限られた税源でありますから、繰り返しになりますけれども、ぜひ集中的に使っていただきたい、最も必要なところに使っていたきたいとお願いをしておきたいと思えます。

時間が残り五分ちよつとですので、何間か飛ばして、ちよつと記録の問題をお伺いしたいと思っております。

さまざま、年金記録については問題が出ております。正直申し上げて、国民は、社会保険庁の運営について、ほとんど信頼感は今ゼロだろうなと率直に申し上げざるを得ないというふうに思っています。すべての問題を一気に解決できればいいわけですが、それでも、なかなかそうもいかないという事情があるだろうと思えますので、私は、やはり最大の発端である五千万件の記録の問題ということ、もう二年たとうとしておりますので、これはまずしっかりと手当てというか解決をしていただかなければいけないし、解決されるんだという思い、その印象が国民に伝わるようにしていただかなければいけない、このように思っております。

特別便を送って、それぞれいろいろな対策をしていただいているわけでありませうけれども、名寄せをして、この記録はこの方のものである蓋然性が非常に高いなということで送っていたいたにもかかわらず、まだ八百万件弱、七百七十万件で、統合せれずに残っている記録があります。恐らく調査中であつたり、回答が返つてこなかったり、いろいろな原因があるんだと思えます。しかし、これは皆さん、あなたの記録ですよ、蓋然性が非常に高いということで、名寄せの後で送られたものでありますから、少なくともここはまず解消されなければいけないところであろうと思えますが、どのように取り組んでいかれるのか、御答弁いただきたいと思えます。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。まず全体の状況でございますけれども、昨年十月までにすべての受給者、加入者、一億九百万の方にねんきん特別便を送付しまして、本年一月末時点で七割の七千二百万人から御回答をいただいた。このうち、九割の六千五百万人の記録確認作業が終了しているということでございます。

御指摘の、残る方についての対応でございますけれども、基本は、何しろ記録確認作業を速やかに

に迅速に進めていくということでございまして、先月末の関係閣僚会議にお示した具体的方針では、本年三月までに受け付けた回答につきましては、日本年金機構の発足までを目途に、これらの確認作業を完了することを目指すというふうにしてございます。

や個別の話でございますけれども、具体的な取り組みとして、ねんきん特別便に訂正なしと回答された受給者あるいは未回答の受給者の方のうち、御本人の記録である可能性が高いと考えられる未統合記録がある方については電話等でフォローアップをさらに進める。それから、名寄せ特別便の送付対象である、現役加入者で未回答の方のうち、やはり可能性が高いと考えられる記録に該当する方につきましても、今月より送付を開始したねんきん定期便に、記録及びその確認についての注意喚起の文書、それから回答のお願いの文書、そういったものを同封してまいることにしております。

このほか、住民基本台帳ネットワークを活用した調査など、記録の内容にも着目しながら対応していきたいというふうに思っております。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。相手のあることでありますから、しかしまた相手のあることとはいえ、責任の一端はやはり社会保険庁にあるわけでありまして、ぜひ、今の電話の話等々、集中的に実施をしていただきたいなと思えます。

あわせて、これは大臣に、ちよつと確認の意味も込めて一点お伺いしたいと思えます。先週の委員会の議論の中で私自身がどうも理解できなかった点がありますので、その点、御説明いただければと思えます。

五千万件の宙に浮いた、あるいは未統合記録のうち住基ネットを活用して説明を進めている、その中で、約千人という数字が出てきていたように思います。新たに受給権が発生したんだということが御質疑の中でございました。

どこにあるのかということについてはいま一つはつきりしなかった。社会保険庁の記録の管理の問題なのかどうか、そのことについてもう一度御答弁いただければと思えます。

○舛添国務大臣 御本人にいろいろ確認していたために、基礎年金番号がわかっている人は送るけれども、そうじゃない人をどうするか。これはいろいろな手でやりますけれども、住基ネットではヒットさせてみたら出てきた人がいる。

その中で、なぜ受給期間二十五五年を満たしているのにほつておいたかというところ、これはこの前もお話ししましたけれども、私の姉の場合もそうであつて、全部払っていない、それで忘れていたから、空期間が通算されるんですけれども、そのことを知らなかったの、社会保険事務所に行つてみたら、あつ、そこはありますから、あなたは引つかりますよと言われて帰つてきて、ああ、よかった。それは相当前の話なんですけれども、そういうことがあつたりしていることが理由であるわけなんです。

いずれにしましても、この二万五千人の方々にお知らせを送りまして、約九千人の方々からこれは自分の記録であると。そして五千四百人について記録は調査完了して、そして、新たに年金受給に結びつく方々が正確に言つたら千四百八十八人、千八百人というふうなあいまいな数字しか出ませんでしたけれども、さらに調べますと千四百八十八人であつて、これらの方はすべて、基礎年金番号を導入した平成九年以前に被保険者でなくなっている方でありまして。

この前、十事例をピックアップしてちよつと調べろということまで調べてみたんですけれども、先ほど私の姉の例で言いましたように、国民年金で免除期間が長い方が多く含まれているとか、それで、御本人が受給できるのにそのことを知らなかったとかいうことで年金が受給されていないままになつていくというふうな、いろいろな理由があると思えます。

今後、さらに、既にお知らせした方に続きまし

て、新たに年金受給につながる可能性が高いと考えられる方にもお知らせを送付したい。具体的には、この未統合記録の加入期間が十年以上の方々に對しても、今作業を急がせていますので、できれば六月中にも送付を開始したいということで、少しでも可能性のある方、この方々を一日も早く救済するという趣旨でやりたいと思っております。

○木原(誠)委員 詳細に御説明いただきまして、ありがとうございます。

もう時間が来たようでありますので、これで終わりにしますが、今、まさに少しでも可能性のある方には迅速にやりたい、こういうことであります。ぜひきめ細やかに対応をしていただきたい、このことをお願いいたしまして、時間が参りましたので、質疑を終わりにさせていただきます。

ありがとうございます。

○田村委員長 次に、赤池誠章君。

○赤池委員 自由民主党の赤池誠章でございます。

きょうは、続きまして国民年金法の改正案の質問をさせていただくんですが、その前に、四月五日に発射された北朝鮮のミサイルに関連して、衆議院では昨日四月七日に、我が国の断固たる抗議の意思を国会決議という形で明確にしたわけでありまして。

今回の北朝鮮のミサイル発射問題に際して、厚生労働省としてどのような対応をとったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○舩添国務大臣 これは、万々が一に備えまして、仮に、その飛翔体が落下して災害のようなことが起こったときに災害医療対応が行えるように、広域災害救急医療情報システム、E M I S、イーミスといいますけれども、これを通じた警戒態勢に入っております。それで、発射時には私も直ちにこの連絡をいただきまして、厚生労働省からは技術総括審議官が、官邸危機管理センターに緊急参集いたしました。

このように今回、幸い、落下物が落ちたりというようなことで被害はありませんでしたけれども、我々の持っているあらゆるシステムを使って、厚生労働省としても万全の体制を整えたいと思っております。

○赤池委員 厚生労働省としても万全な体制をとられていたということでもあります。

今回、災害対策という形の中でE M I Sの話も聞かせていただいたわけなんですが、これは厚生労働省の問題というか、政府全体の問題だと思っておりますけれども、私は、防災業務計画に基づいた対応というよりも、やはりこれは有事、国民保護計画に基づいた対応をとるべきではなかったのかなという感じがしております。

当然、国民保護計画の中には、いわゆる核、生物、化学兵器も含めてしっかりと対応をとるということが明記されているということでもあります。これは、厚生労働省単体の問題ではなくて政府全体、与党も含めての問題だと思いますが、今後、いわゆる災害対策ではなくて、きちっと有事対応でやっていくということをぜひ御議論もいただきたいなというふうに思っております。

それでは、本日の議題であります国民年金の改正案について質問をさせていただきたいというふうに思っております。

今回の、国民年金の国庫負担二分の一引き上げということがあります。この目的、意義というのは、単に引き上げということにとどまらないで、年金制度全体の、平成十六年の改正というものの総仕上げという意味も持つというふうに聞いております。改めて、年金制度改革の全体像を、大臣の方から国民にわかりやすくお伝え願いたいと思います。

○舩添国務大臣 年金制度は老後の生活の安心の一番大きな源ですから、これが持続可能、英語で言えばサステナブルである必要があるわけでは、どうすれば持続可能になるかということ、保険料はどんなウナギ登りに上がっていくとい

うんじや、それはとてもじゃないけれども負担できませんよ、今度は逆に、調子が悪くなれば給付がどんどん減らされていく、これは生活でできませんよ、この二つがないようにすること。それから、積立金がありますからこれも活用しましょう。そして最後は、先ほどの木原委員との議論にもありましたように、やはり生活の最後の基本を守っていくということで、国庫負担を二分の一にして安定的な財源というものを確保していくという仕組みであります。

これで、ああ、こういうことで改革をしてもらえばこの日本の年金制度は持続可能なものになるな、安心して老後が過ごせるな、こういうことのための十六年の改正でございます。

○赤池委員 国民にとって今回の法案の持つ意味というのは説明するときには、やはり全体像を明確にした上で、だからこそ、三分の一が二分の一だ、必要だということを言っていけないといけないのかなというふうに思っております。これは、私自身も地元で説明するときにそういった全体像をしつかり説明していたかなという、ちょっと反省するところもあるわけがあります。

今、舩添大臣御指摘になったように、負担の上限は、平成二十九年からはもう上限固定だ、その反面、給付の方ですね。所得は完全に、平均所得の半分はやりまして、先ほど大臣御指摘のとおり、年金を出してももらえなくなるからもういいや、こういう年金不信につながりかねないということでもあります。そういう面では、積立金の活用もございまして、やはりきちっとそういうことを、全体像をしつかり訴えていくということが改めて大事なところにも思っております。

そういう面では、今聞かせていただいた年金制度の全体像をどう国民に知ってもらうのか、理解してもらうのか、そういう面での広報をどういうふうな形でやっているのか。本法案がまだ通っていないということもあるにしても、全体像はもう既にあるわけですから、どういう形で広報

を展開していくのかということ当局の方から御見解をお伺いしたいと思っております。

○渡邊政府参事人 御答弁申し上げます。

平成十六年改正、既に五年近く前になりますので、その間にもさまざまな改正事項も実施してまいりました。そして、今回が最後の一番大きな山というところでございます。この十六年改正の主要な柱である新たな年金の財政の枠組み、こういったものを、御指摘のとおり、わかりやすく対外的に説明をする、また、役人自身がやったのではないければ、さまざまな方々の言葉で言っていた、そういうような機会を設定していくことが大変大事でございます。

したがって、私どもの役所のホームページの活用はもとよりでございますが、あるいはパンフレットの作成、配布はもとよりでございますが、セミナー等の開催や、あるいは大きな政府の動きとして、例えば官邸で設けられた社会保障の在り方に関する懇談会もございましたし、昨年は社会保障国民会議ということもございましたが、そういう場におきまして、この十六年改正の意義と中身、そのポイントということををる説明し、さまざまな資料にそれを反映させていただいた。今般、もし早期に御審議の上御可決賜うれば、この二分の一ができたということも含めて、しっかりとさらに努力してまいりたいと思っております。

が、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、私ども自身が語るということ以外にも、振り返ってみますと、平成十六年以降、さまざまな論文や書籍あるいは新聞各社の報道はもとより、積極的な御提言などの形で、年金制度のあり方に関する議論が活発に行われてまいりました。そういうことも、間接的ながら国民の皆様方の理解を深めて、意識を喚起していくという大きな役目を果たしていただいているものと考えております。

それから、角度は違いますが、国民に対する広報、周知というような観点から申しますと、十六年改正で、厚生年金保険法等に新たな条項が加わ

りました。それが、この四月から行っております
ねんきん定期便の根拠規定でございます。

厚生労働大臣は、例えば厚生年金保険制度に対
する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上
させるため、被保険者に対して、当該被保険者の
保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な
情報をわかりやすい形で通知するものとする、こ
ういう根拠条文が設けられ、準備にさまざま努力
させていた上で、この四月からやつと本格的に
実施されていく。こういう中で、さらに、国民的
な議論の素地を具体的な保険料負担と給付とい
う形で示しながら、そして制度の枠組みにつ
いて、広報をさらに強めてまいりたいと考えてお
ります。

○赤池委員 今局長の方から、広報に関してお話を
いただいたわけでありまして。ホームページ、パ
ンフレット、セミナー、またさまざまな機会を通
じてということなんです。この法案が通つたら、
さらにやりたいということなんですが、今回いろ
いろホームページも見させていたいただんです
が、やはりちよつと不十分かなというのが率直な
感想であります。

これだけ、年金記録問題をきっかけにしてい
てないほどの、これは言ってみれば年金不信で
すね。その年金不信がさらに社会保険庁不信に
なり、厚生労働省不信になり、これが政府全体
の不信になり、これはまさに政権与党を含めて
国家そのものの不信につながって、不信の連鎖、
悪循環、拡大したい形がこの年金から出てきた
わけでありまして、そうじゃないんだというこ
との中のしつかりとした改革、そして将来像を
改めて国民に伝えていく。

これは、まさに私も自身もしつかりやってい
かなければいけないということでありまして、そ
ういう面では、本法案を待たずともやれること
はたくさんあるわけで、ぜひ、広報ツールも含め
て予算をかける、かけなくてもいろいろなのが工
夫はできると思っておりますので、さらなる広
報の努力をお願いしたいというふうに思つてお
ります。

そんな中で、改めてそもそも論につながって
くわけでありまして、年金制度改正の全体像とい
うことはもちろんなんです。でも、年金とは何
かというところに、改めて、国民への広報、周
知をする上です。つながってくるのかなという
ことを感じております。

年金をいただいている方々にとっては、年金と
いうのが当たり前に過ぎて、当然、自分が掛けた保
険をもらって当たり前というのを出てきますし、
こういう不況の中であれば、年金を納める方の立
場に立つてみれば、なぜこの大変なときに保険料
を納めなきゃいけないのかなという思いも出るわ
けであります。そういう面では、こういう時期だ
からこそ、改めて年金制度の理念、目的、これは
国際的な厳密な比較はできないのかもしれない
が、世界一と言つていいこのすばらしい制度に関
して、改めてしつかりと、意義、理念、目的を含
めて伝えていくということが大事なかなと。

年金制度になると、本当に細かいテクニカルな
話がどんどんふえていくわけでありまして。それ
は個別の相談で、それぞれの専門家と相談する中
で自分自身確認をしていくということなんです
が、やはりその根幹にある理念が、残念ながらち
よつと国民の中では誤解もあり、ずれもあり、
それがまた不信にもつながるきっかけ、原因にも
なるのかなというふうにも感じておりますので、
これはわかり過ぎる話ではあるんですが、改めて
大臣の方から、わかりやすく年金制度の意義に
関して話をいただきたいと思っております。

○舛添国務大臣 私も諸外国で生活をしてきま
したけれども、日本の何がいいか、何を守らな
いといけないか。社会保障制度について言うと、
国民皆保険、国民皆年金、これは何があっても
守つていきたいというふうにして、今努力をして
いるところで、これは、ここにおられる党派を
超えてすべての委員の方々も同感ではなからう
かと思っております。

それで、先ほどの広報の話について言うと、自

分たの子供に、国民皆保険を知っているか、つ
まり保険証を持つて病院に行けばどんなところ
の病院でも、いつでも、どこでもその保険証一
枚で診てもらえる、そして、それが三割負担な
り二割負担なりの窓口負担で済む、これが私た
ちの健康を支えている。子供は知っています。年
金は知りません。それは年をとってからもう
こと。

ただ、諸外国は、年金について学校でちゃんと
教えている。私は、これは文部科学省のお力も
かりないといけないと思いますけれども、こ
ういうことをちゃんとやるべきなんです。例
えば株の問題にしても、株式市場というものに
ついて、学校で教えるのと教えないところでは
全然認識が違つてきます。

こういうことの問題もあると思ひますけれど
も、国民皆保険、国民皆年金、これを守るとい
うことは大きな旗として掲げていいと思ひま
す。その中で、かつては仕送りという形で、子
供が親に対して仕送りをした。私も若いころは
そういうことをやっていたことがございます。そ
れは、年金制度というのがちゃんと確立してい
なかつた。しかし今、年金が確立したというこ
とは、社会全体での仕送り制度をつくつた。今、
若い人に仕送りという言葉は死語になりました。
仕送りしてない。つまり、若い世代から御高
齢の世代に対する仕送りをしている、我々が年
とつたら、今度は若い世代が仕送りしてくる、
この賦課方式でやっている。

その中で、国民皆保険、国民皆年金というこ
とを申し上げたのは、例えば保険料を払えない
方だつて免除のシステムがありますから、みな
保険証を持てば、いつでも、どこでも、だれ
でも、どんな病院でもかれます。それと同じ
ように、免除のシステムがありますから、非常
に生活が困窮している保険料を払えない方でも
年金の対象者になるということが非常に重要な
ので、国によつては保険料を払つた人しか年
金の対象にならないということがあるわけであ
ります。皆年金というシステムを入れている
というのは、まさに、まず自助が

あつて、次に共助があつて世代間の助け合い、
そして最後は公助がある、この三つの自助、共
助、公助という理念が実現したものであると思
ひます。

まだまだ、さまざま不十分な面はたくさんあ
りますけれども、今後とも、これをさらに確実
なものにし、さらに拡充していくことが国民に
安心を与えるということだと思つております。

（委員長退席、上川委員長代理着席）

○赤池委員 大臣の方から、国際的な体験を踏
まえて御説明をいただきました。まさに、皆保
険も含めて皆年金ということ、社会保険方式
であり世代間の助け合い、社会全体の仕送り
という非常にわかりやすい言葉で御説明をいた
だきました。そういう日本人として本来持つて
いる、お互いさま、助け合うということ、こ
れはだれしもわかる話なわけでありまして、
それがどういうわけか、年金という話になつ
た途端、年金制度そのものが何か個人の欲
望を刺激して、自分さえよければいいとか、
今だけよければいいというような、本来助け
合うべきものが逆に助け合いを妨げる、そう
いうようなきつかけにもなりかねない。相互
不信であつたり、国家のきつかけが逆に分断
のきつかけになつてしまつてしまうようなこ
とも散見されるなどというふうに感じてお
ります。

そういう面では大臣がおっしゃつた、学校で
しつかり教えていく、これは学校という制度
にとどまらず、まさに社会教育を含めて、税
もそうですし、保険もそうですし、年金にと
つては特に、直接お金の絡む話であります
から、やはりしつかり教えていく。教育とい
うこと、大臣御指摘のとおりだというふう
に思つておりまして、そういう面では、今ど
ういう形でこの教育が行われているか、現
状と課題を教えてくださいたいと思ひま
す。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。
私ども社会保険庁といたしましては、文部科
学省との連携のもとで、年金に関する教育
を進めてきてございます。

基本は、御指摘のとおり、年金制度に対する国民の信頼を確保する、そして保険料の納付意識を高めていく、そして、将来的に制度の安定的な運営というものを確保していくというようなことから、公的年金がなぜ必要なのか、なかったらどう困るのか、そういったことを中心に理解を広げようということでの取り組みでございます。

具体的には、中学生、高校生、大学生、それから本当に小さなお子さん向けの取り組みと内容が分かれるわけでございますが、例えば中学生や高校生に對しましては、年金制度の仕組みあるいは基本理念を理解してもらおうということで、社会科の担当の先生などに対して私どもの方から研修の場を提供申し上げると同時に、そういう先生方が今度は直接生徒さんたちを指導する、教育をするというようなことを、平成五年度から、いわゆる学校教育の場ということで取り組んでございます。

それから十八年度、比較的最近からでございますけれども、間もなく社会人となる年齢層の大学生に対しまして、公的年金制度への参加意識の醸成というのが大事だということ、これは御要請を受けての対応でございますが、大学におきまして年金セミナーを開催させていただいて、いるということになります。

ちよどそと同じころでございますけれども、さらに、御家庭にいる本当に小さなお子様向けに、社会保険庁ホームページにキッズコーナーというのを設けまして、アニメなどを駆使した御案内もさせていただいているわけでございます。

キッズページはともかくといったしまして、学校教育の場をベースといたします年金教育を推進するために、都道府県それから市町村の教育委員会との皆様方の御協力がぜひとも必要でございますので、各社会保険事務局ごとということでございますけれども、年金教育推進協議会というのを社会保険の関係者、それから教育の関係者で構成いたしますまして、連携を強めながら対応してきているというのが実情でございます。

○赤池委員 社会保険庁として取り組まれているということはわかりました。

その中で、今回、これは中高生向けですか、「二十歳になる前に知っておきたい年金のはなし」という資料もいただいて、読ませていただきましたし、ホームページも見せていただいているわけですが、先ほど大臣が御指摘したような、もつとわかりやすく、社会全体の仕送りとか、なかったときの親は我々がみんな家族で面倒を見ていた、それがこういう形になったとかを含めて、やはり、そもそも論をもっとしつかり、こういった資料なりホームページで掲載すべきかなというふうに思っています、そういうところが弱いような気がいたしました。

ですから、細かい話になれば本当に専門的な話になって、幾らでもそういう話にはなるんですが、やはり基本的なことが子供の教育にとっては大事ですし、それは大人になっても同じことであります。自分の年金という意思だけではなくて、助け合っているということがなければ、これは損得だけで年金問題を議論すると成り立たないということがございます。

先ほども、厚生年金の改革の中で、根拠法もてきたということでありますから、ねんきん定期便も始まったわけでありまして、単に個人に通知するということだけではなくて、そういった広報であったり教育の視点も入れて年金の理解を広める、一国民運動ではありませんが、ぜひ取り組まれていた。いただきたいというふうに思っております。

お金をかけなくても、これはそれぞれの現場で、個別相談の中では当然説明がなされるとは思うんですが、全国各地の職員の方々、年金記録問題で今大変なときとは存じますけれども、草の根講座ではないんですが、ぜひそういった形で、普及啓発を含めてやっていただくことが、時間がかかって、年金制度の信頼回復につながってくるのかなというふうに思っておりますので、改めて努力をお願いしたいというふうに思います。

それで、年金の教育の問題と絡めたときに、こ

それは同僚議員からも質問がありました。未納の問題にもつながってくるのかなというふうに感じております。年金の未納者の現状とその対策について、改めて当局からお伺いをさせていただきたいと思います。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。
国民年金におきます未納の現状と対策ということになります。

平成十九年度末現在の状況でございますけれども、未納者は三百八万人ということになってございます。

平成十九年度末時点での納付率の方でございますけれども、現年度分ということで申し上げますと六三・九％ということで、大変恐縮でございますけれども、十八年度と比べましてマイナス二・三％の結果ということになっているわけでございます。

この未納問題というのは、やはり制度に対する信頼を損ねますし、また、将来、無年金者、低年金者の増加という事態を招くことにつながりますので、徹底した対策を講ずる必要があるというふうに考えております。

これまで、国民年金保険料の収納対策といたしまして、一つには、口座振替の利用とあるいはコンビニエンスストアでの納付促進、そして比較的直近ではクレジットカードによる支払いというようなことなど、保険料を納めやすい環境をきちんと整備していくということに取り組むとともに、もう一つは、市町村から所得情報を提供していただけのようになりましたので、これを活用いたしまして、十分な負担能力がありながら納付義務を果たさない方については、最終的には強制徴収による厳正な対応をする一方で、負担能力が乏しい方々については、免除とかあるいは納付の特別措置がございしますので、それらを御案内して確実に受給権に結びつけるというようなことに取り組んできております。

引き続き、そういうようなことで、きめ細かな
対策の徹底を図ってまいりたいというふうに思っ

ております。

○赤池委員　厚生労働省の調査、社会保険庁の調査によると、未加入者や未納者というのは、当然所得の低い方もいらつしやつて、特にこの現況の中では、所得が低い方が払えないということもあるのかもしれませんが、データによると、決して所得がそれほど低いとは言えない。所得面で未納者、納付者にそれほど大きな差がない。未納者の半分以上は生命保険や個人年金に加していて、相当額の保険料を支払っている場合もある。

むしろ、未納者と納付者の間には以下のような老後生活への意識、公的年金への理解に差がある。つまり、所得面より意識面に違いがある。未納者は納付者に比べて、公的年金を当てにする者が少ない。未納者は、老後について特に考えていないとする者が多いということがホームページに掲載されておりましたが、現状の認識としてはそういう形でよろしいのでしょうか。

○石井政府参考人　お答え申し上げます。

今御指摘の点でございますけれども、私どもの認識としては、特に、未納者の中身を見ますと所得の高い方もいらつしやる、負担能力の高い方もいらつしやる、まさにそういうような意識面での、制度側から見た問題があるというふうに思っております。

そういうことでございますから、具体的な対応といたしましては、例えば強制徴収ということとで、いろいろな形で働きかけをさせていただいて、いろいろでございしますが、最終的な、例えば差し押さえは免れない、その前に払いましょうといううなときなども、単にその年の対象の分だけお支払いいただくのではなくて、あわせて制度の趣旨なんかも説明しながら、例えば口座振替を御利用いただくというような約束も同時にいただきたいながら、その場で終わるということのないような対策も同時に打ちつつ対応してございます。

○赤池委員 経済危機の中で、所得面から負担できない方に対しては、これもそういった制度があるわけがあります。

ただ、一面、所得があるにもかかわらずまさに年金保険料を納めないという方々に、これは先ほどの問題にもつながるのですが、いろいろな形で、電話したり、手紙を出したり、戸別に訪問したりなさっているというふうに思っているわけですが、これはしっかりと年金制度の意義と理解を、それだけ所得のある方は社会的にも当然活動なさっている方でありましょうから、そういう面をしっかりと訴えていっていただく。それでもとなれば、先ほど御指摘になったように強制的な徴収というのも、これも当然しっかりとやっていただきたいなというふうに思っております。

そんな中で、もともと年金の難しさというのは、先ほど大臣も社会的な仕送りと言ったのですが、やはり顔が見えない部分というのが相当、人間というのは顔が見えると感謝もすれば、逆に納めがいがあるみたいな損得じゃないところが働くと思うんです。そういう面では、社会保険庁のホームページには、お年寄りの方々の年金をいただいた喜びの声みたいなものが実名で載っておりますけれども、そういった声を、最後の参考資料ではなくて、広報や教育のときには冒頭に挙げて、保険をいただくことによってこれだけの方々が助かっている、喜んでいただいているということもしつかり普及啓発をしていただきたいなというふうに思っております。

最後に、既にこれも何度か議論になっておりますが、年金記録問題について触れさせていただきたいと思っております。

ちょうど、四月三日からねんきん定期便の送付が始まったということでありまして、改めて、目的、効果について見解をお聞かせ願いたいと思っております。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

ねんきん定期便の目的、それから効果についてでございます。

ねんきん定期便の導入の契機といたしましては、委員御案内のように、平成十六年の年金法改正の際に、年金制度に対する国民の皆様の理解と

信頼を向上させるとともに、現役の若い世代にも公的年金制度を実感してもらう必要があるのではないかとこのことを目的として、現役の加入者お一人お一人に対して、その方の保険料の納付の実績だとか、あるいは一定の推計ということになるわけでございますけれども、そのままずっと将来に向けて延ばしていった場合にはどういうような年金額の見込みになっていくのかといった情報などを、個人情報でございますけれども、わかりやすい形でお知らせする、そういうことをすべきだという規定が国民年金法、厚生年金法に設けられたということで、これまで取り組んでまいりましたところでございます。

そういうことで、このねんきん定期便でございますけれども、現役加入者の年金制度への参加意識とか信頼感あるいは制度の理解というものをはぐくむことが期待できるのではないかと。それからもう一つは、年金記録を定期的に御確認いただくことによりまして、年金記録の正確性というものを確保していくということについても非常に役に立つのではないかと。そういうような効果も同時にある、大変重要な施策だというふうに考えているところでございます。

○赤池委員 私、地元でいろいろな方々に国政報告会をするときに、年金記録問題のときに、特別便、そして四月三日から始まった定期便、お一人お一人、ぜひ御確認くださいと。これを自分の口で言うのも残念なことなんです、社会保険庁に任せておいたらだめだ、これは自分のものだからぜひ自分で確認してほしいと、今言わざるを得ない状況であります。

そういう面で、現在、先ほども紙台帳とか、さまざまな形でチェックということは政府の責任として当然やらなければいけない部分がある反面、やはり基本は、これだけの問題、また、いっどういう形で解決のめどがこれから議論の中で立っていくのかどうかかわらないわけでありまして、そういう面では、特別便、そして今回の定期便、しっかりと一人一人御確認いただきたいとい

うことを言わざるを得ないということでありまして、そういう面で、今回改めて送付が始まったわけですので、しっかりとした対応をしていただきたいなというふうに思っております。

きょうは国民年金法の改正について質問をさせていただきます。いたいたわけでありまして、最近、「なぜGMは転落したのか」という本が出ました。「アメリカ年金制度の罠」という本なんです、その本によりまして、優秀企業の代名詞であったゼネラル・モーターズがなぜ経営危機に陥ったのか。当然、我々の認識だと、昨年九月からの急激な低迷というふうに一見思われるんですが、実は、その最大の原因、元凶というのは、巨額な会社負担を伴う手厚い企業年金制度であると。

半世紀にわたる経営者、労働組合、政府の無策と妥協によって膨れ上がった退職者へのコスト、年金や医療費の支払いは、会社の利益を食い尽くして債務超過へと転落させるのであった。そして、同様の現象が今、アメリカの優良企業や地方自治体を次々と破産させていく、そういう本であります。これが本当かどうかというのは、またそれぞれいろいろな立場、議論があるにしても、このアメリカの事例を紹介して、改めて私たちにとつての教訓というのが幾つかあるのかなというふうに思っています。

一つは、その中にも書いてありましたけれども、アメリカは、日本のように競争条件が一緒じゃない。つまり、日本は公的年金がしっかりとあるという形の中で、これは改めて日本の公的年金制度がよかつたなということにも、いい面として感じる部分があるわけでありまして。

ただ、その反面、将来にわたってしっかりと、先ほどから議論させていただいた持続可能な年金制度をどう確立するかということの中で、そのための平成十六年度の年金改正、いわゆる負担の上限をしつかり決めていく、給付もマクロ経済スライドを含めてやっていくということでありまして、今回の二分の一の国庫負担引き上げという

のが必要だということにもつながるのかなというふうに感じております。

また、年金というのはアメリカ経済のブラックホールというふうにもこの本で紹介をされております、これも、マイナス面としては人ごとではないのかなというふうに感じております。先ほどの議論もありました、日本の国家予算の中で最大の事業が年金事業ということになっているわけでありまして、急激な少子高齢化の中で、これは毎年一兆円ずつ自然にふえていくという状況でありまして、言ってみれば日本がGMのようにならないためにも、さまざまな各種改革、そして今回の法改正が必要になってくるというふうに思っております。

GMというのは、年金の給付をめぐって、労働組合の制限なき要求、そしてそれに伴う経営者の言ってみれば妥協ということが、結局こういうふうになった。日本はこれをしっかりと他山の石となればいけないと思っております、そういう面では、これを置き直せば、まさに国民の皆様方に、それはできるだけ年金は欲しい、多い方がいい、しかしそれに対して我々が、民主主義だから、選挙があるからということで安易に妥協するということでもないことになる。当然無駄があつてはいけないし、さまざまな問題があるにしても、その辺はしっかりと見きわめていかなければいけないのかなというふうに思っています。

改めて、きょう大臣にも御質問させていただきましたが、日本というのは世界一長寿で、老後、障害、遺族の安心を保障した年金というのは、日本の国家そのもののまさにすばらしさを国民にわかつていただく大変重要な部分と同時に、一歩間違えれば、逆に、国民の、個人の欲望を制限なく、際限なく要求を繰り返して、我々がどんどん妥協していけばまさに国家破綻に追い込みかねない、もろ刃の剣ということになるのかも知れない。

その分かれ道というのは、きょう御質問させていただきました、改めてしっかりと教育という形で、

我々を含めて自戒を込めて、きょうの質問を締めさせていたきたいなというふうに思います。
今国会におきましてできるだけ早く、大至急、年金改正案の成立を期して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○上川委員長代理 次に、福島豊さん。

○福島委員 大臣、大変御苦労さまでございます。今日は、年金制度、そしてまた社会保障制度全般についてお尋ねをいたしたいと思っております。

まず、本法案の意義ということでありますけれども、年金国庫負担を二分の一に引き上げる、極めて大きな、そしてかつ重要な改革であります。年金制度は、高齢期の所得保障の基盤として、国民の生活の安心を支える重要な制度であります。将来にわたってこれを堅持していかねければならない、こう思います。

我が国の年金制度は、しかしながら、人口構造の大きな変化の中で大変厳しい環境に取り巻かれている。平成十六年度改革は、こうした人口構造の大きな変化に対していかに対応するのかがということについて衆知を集めた一つの結論であったというふうにも思っております。そして、その改革の中で、国庫負担を二分の一に引き上げるということとは極めて重要な柱でありまして、平成二十一年度には確実にこれを実施する必要がある、このように思っております。

一方で、その財源の確保についてどうなんだ、こういう議論があります。この財源について、安定した財源を確保する、この議論をずっと続けてまいりました。しかしながら、現在我が国が、そしてまた世界が直面している経済危機というものは極めて厳しいものでありまして、現下の経済状況の中で直ちに答えを出すわけにはいかない、これも私はやむを得ない判断なのではないかというふうに思っております。

しかし一方で、年金制度の将来、そしてまた国民

民の安心ということを見据えた上で、国庫負担を二分の一に引き上げる、この約束はしっかりと果たさせていたでいて、そして国民の皆様、年金制度は大丈夫だ、こういうメッセージを発するということが大切であるというふうに思っております。

先般、財政再計算の結果が示されました。その中で、国庫負担を二分の一に引き上げる、このことがいかに重要かということが示されていると思っておりますが、この点について、政府の考えをまずお聞きしたいと思っております。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。

今先生る御説明いただきましたように、この年金国庫負担の二分の一の実現ということは、我が国の年金制度の将来に向けての安定を確保する上でどうしても実現しなければならない課題であると同時に、それが実現できないということでもあります。肝心な基礎年金制度そのものがかなり早期に瓦解してしまうおそれがある、非常に大きな影響のあるものであると思っております。

重ねて申し上げますが、保険料は年々引き上げさせていただいております。上限は打たせていただいております。それから、物価などが戻ってまいりますと給付水準を自動調整する仕組みを入れさせていたでいております。したがって、国としてのお約束をきつかり果たし、財政を安定させ、基礎年金を永続させていきたいというふうに考えているところでございます。

○福島委員 今回の日本の政治に課せられた最大の課題は、この経済危機からいかに早く脱出するかということが一つ。そしてまた、経済危機を脱すると同時に、その後財政再建をいかに図るのか、この課題であるというふうに思っております。そうした一連の流れの中で、安定した財源の確保ということについて明確な道筋をつくっていく必要がある、このように思っております。

また、年金再計算について、再度お聞きをした

所得代替率、これは五〇％を維持できることが示されたというふうに思っております。

もちろん、これは年金数理計算の話でありますから、前提の置き方によっては結論の数値は変わってくる。出生率はどうなのか、経済成長はどうなのか、物価の上昇はどうなのか、こういったことがすべて影響するわけでありまして、さまざまな議論の中で、五〇％を維持するために数字をつけたのではないかと、ためにするようなこういう議論もございまして、政府として、将来の経済成長等の見通しについては一貫した数字を用いているわけでありまして、年金再計算のためだけに何か数字をいじくったというふうに考えることは妥当ではないと私は思っております。

そしてまた一方で、五〇％をようやく維持するにすぎない、こういう指摘も当たっているんだらうというふうに思っております。五〇％というところで、どれだけ国民の皆様が納得していただけるか。この点については、これから経済成長をいかに確保するのか、そしてまた少子化対策を通じて出生率についてどのような改善を図っていくのか、まさに、政府を挙げて取り組まなければならぬ課題、そしてまた国民を挙げて年金の充実のために努力しなければならぬ、こういう課題であらうというふうに私は思っております。

続いて、社会保障制度全般の話、年金制度も含めましてお話をしたいと思っております。

大臣、私は今、日本の社会保障制度というものは改めて再構築をしなければならぬ、こういう時期にきているというふうに思うんです。昭和三十六年、国民皆年金の達成。国民年金であり、また国民健康保険であり、成立をいたしました。戦後、日本は、混乱の後に、こうした社会保障制度というものをしっかりと構築することによって、極めて安定した社会をつくってきた。私どもの先人の努力というものは極めて大きかったというふうに思っております。

そしてまた、自民党が長きにわたりました政権を

か。国民の支持をかくも長きにわたって確保することができた理由はどこにあったか。私はそれは、自民党の戦後政治というものが、保守政治ということもありますけれども、総中流社会というものを所得再分配を極めて上手にやることによってなし遂げてきたところに大きな理由があるのだらうというふうに思っております。

この所得再分配というのは幾つかの柱があるわけでありまして、一つは、終身雇用、そしてまた経済成長を通じた市場経済の中での所得再分配が非常にうまく機能していたと思うんです。そして二つ目は、地方交付税や公共事業といったものを通して、都市から地方への所得再分配というものを通じて、極めてうまくいっていた。そして三番目が、社会保障という制度を通じて再分配が、例えば高齢者に対しての再分配が非常にうまく機能していた、こういうことなんだろうと思います。

そしてまた、この社会保障に係る所得再分配機能というものは、戦後、高度経済成長の中で国富はどんどんふえていきます。そういう中で、必ずしも国民に直接的に、明示的に負担増を求めることなく給付の拡大をするということが可能であった。そしてこのことは、非常に人口構造が若かった、そのことも一つは背景にあると思います。

ですから、五年ごとに年金再計算が行われて年金制度改革を行ってきた、そのときの国会の議論というものは、給付をいかに充実するか、そして負担はいかにふやさないか、実は、せんじ詰めて言うと、その議論をずっとしてきたんだらうというふうに私は思います。現在の年金制度が非常に世代間格差を内包している、その結果となつてい

るのも、こうしたある意味で非常に優しい政治というものが行われてきた結果なのではないかというふうに私は思っております。

そしてまたもう一つは、こうした社会保障制度が成立する背景として、日本の社会が極めて均質で、そしてまた国家に対しての帰属意識が高いま

康保険にしても国民年金にしても、かつて高齢者の方々の、今でもそうだけれども高齢者の方々の納付率というのは極めて高い。しかし、今やそういう条件は失われていると言わざるを得ないわけであります。こうしたことを背景として日本の社会保障制度ができてきたけれども、今我が国においてはそうした戦後の社会保障制度の発展を支えてきた諸要素というものはどうなっているのか。失われていると言わざるを得ない。

一つは、人口構造は急速に高齢化をしている。かつてのように若い人口構造ではなくなっている。経済も低成長経済になった。そして、国家財政というものは極度の悪化をしている。かつて私は社会保障改革の三重苦というようなことを申し上げたことがありますけれども、今までの右肩上がりの社会の中から右肩下がりと言ってもいいような社会構造になったときに、この社会保障というものをどうしていくのかということが問われているんだと思います。

この数年間、年金制度改革や、また介護保険制度改革、医療保険制度改革をやつてまいりました。こうした一連の改革は、決して評判がよくありません。さまざまな御批判をいただいております。こうした改革が必要であるということについて、国民の理解が必ずしも十分に得られていないとは思っています。

それは一つには、先ほど五年ごとの年金改革の議論を申し上げましたけれども、給付と負担の関係ということについて、国民の理解というものは必ずしも十分に得られていない。

昨年の社会保障国民会議そしてまた経済財政諮問会議で示された日本の社会保障給付に占める公費負担割合は、三十兆円を超えております。しかし、その三分の一は赤字国債で賄われているという事態、これは私は、非常に深刻な事態、そして改めなければならない事態、こういうふうになっていると思います。

そしてまた、もう一つ指摘しておきたいことは、かつて均質な社会の中で社会保障というものが

が比較的よくワークしておりました。しかし、今の日本の社会は、例えば働き方であれば、非正規雇用がふえて、そして所得格差が広がっている。そしてまた、かつて中曽根元総理が砂のような社会になってしまったということを言っておりますけれども、コミュニティの力も弱くなっている。そういう中で、社会保障制度そのものもほころびを生じ始めている。こういう中で、私は、総合的な改革をやはりやらなければいけない。そして、大臣は非常に活力のある方でございますから、そうしたビジョンというものをしっかりと示していただく。

そして今、高齢者の方々、金融資産が千五百兆ありますね、なぜ使わないか。贈与税控除枠を拡大すると使うのかと、こういう話になります。ですね。比較的、例えば大企業にお勤めであったサラリーマンの方々、所得も高く、そして退職金もある、何千万という資産を持っております。使わないんですね。心配ですから使わない。私は、そういう資産がたくさんあると思う。もちろん大金持ちの人もいますけれども、そうではなくて、総中流社会の中で、お一人お一人が非常に勤勉に働いて貯蓄していただいた金融資産がかなりある。しかし、それは不安があるので使えない。ですから、このところをどう解消するのかということに向けて、社会保障制度全般にわたつての再構築という作業をしていただかなければならぬ。

そしてまた、今ほころびつつある社会保障については、現在の社会がかつての社会とは違う、第一次産業そして自営業が多い社会とは違うんだ、コミュニティのしっかりした社会とは違うんだ、その中でどういう制度をつくらなければきつとワークするのかということを考える。厚生労働省の話を聞いておきますと、実はこういう制度になつておりますからこういう改革はできませんという話が多々あるわけでありまして、そういうことを一度総ざらえしていただいて、そして合理的な制度に改めていただく必要がある。

このように思いますが、大臣、御見解いかがでしょうか。

○舛添国務大臣 福島さんがおっしゃったことはそのとおりだと思いますが、一、二、つけ加えますと、なぜこういう状況になったか、それはやはりグローバル化ということも観点に入れないといけない。

特に、日本の場合、もう八割以上でしょうか、その方々がいわゆるサラリーマン。ということでは、帰属意識は企業にあった。日本の社会保障の大きな身近なところの役割は企業が担ってきた。一部分は、おっしゃったように、それは年功序列賃金体制であり、終身雇用体制であり、労働組合について言う企業との組合であった。具体的に言えば、福利厚生はさまざまな施設、さまざまな手当、これは企業が提供していた。

しかし、これを続けていくとグローバル競争に負けるということ、いわゆる日本の経営者もものが壊れていった。したがって、賃金体制もそうであるし、年功序列も終身雇用もなくなっていく。フリンジベネフィットはどんどん切っていく。そして、選択と集中という形で企業の国際競争力を高めることになってきた。

そうすると、セーフティネットを担える企業というものの役割が低下したら、だれかがそれをやらねえといけない。それは政府以外にあり得ないわけで、中央、地方を問わず、その政府がやるべきである。しかし、その政府のコストはだれが払うかというのは、税金です。そこが、先ほどおっしゃったように、負担は低くて給付だけが拡大するとうような、玉手箱のような楽しい高度経済成長は終わったわけですから、そこは国民も認識しないといけないというふうに思っております。

千五百兆円の金融資産についても、それはセーフティネット機能が高めることによって安心と安全、そして、将来への不安を取り除くということ、お金を使うインセンティブにつながる可能性はあります。

しかし、そこで一つの可能性は、私はセーフティネット論の陥穽、落とし穴ということを言っているのですが、最終的にはお金はどこから稼いでこないといけない。この少資源国で、一億二千五百万人も人口がいるような国で自給自足できませんから、油も食料も買ってくる。では、そのお金、外貨をどこで稼がないといけない。経済成長をして外貨を稼ぐという戦略が片一方になれば、セーフティネット論は砂上の楼閣になります。

今一時的に千五百兆円使つてもいいですよ、将来的にどうするんですかということ、経済成長戦略、これは医療の分野もそうでありまして、低炭素社会であるとかさまざまな取り組みを政府がやっているのはそういう意味でありますので、やはりこのあたりで、ペリーもマッカーサーもいませんが、我々は外圧がなくても今まさに大きく国家百年の大計を立てるべきで、その中の一つの柱が社会保障である、そういうふうに思っております。

○福島委員 大臣のおっしゃることはまことにこともつとでございまして、私も同感であります。二つの両輪を回転させていかなければならない、そのために政治家は知恵を動員し、そしてまた勇氣ある決断、改革をなし遂げるべきだということに思っております。

端的に言いますと、再構築のために、私は六つほどきつとやらなきゃいけないんじゃないかと思っております。

人口構造の変化に対応して、各制度の改革をしなければいけません。そしてまた、給付と負担の均衡の回復をしなければいけません。

また、社会構造も、グローバル化ということも含め、大きく変化しました。そうした変化に対応して、社会保障制度、社会保障というよりも社会保険のあり方をどう改革するか。

そしてまた、社会構造の変化に対応して、実は今の日本の社会保障制度、まだまだ足りない部分がたくさんあります。雇用対策でも、雇用保険の

セーフティーネットでカバーできないところがある。非正規雇用がふえてきて、雇用保険の給付の対象にならない。それに対しての第二のセーフティーネットをどうつくるんだという議論を、与党のPTの中で私どもはさせていただきました。また、少子化対策、家族政策も甚だおかれてい

ると言わざるを得ない。また、近年の社会保障、歳出としてまた財政再建とのせめぎ合いの中で、医療におきましても介護におきましてもほころびが出てきている。こういうものに対してどういうふうに対応するかといったような機能強化の側面。

そして五つ目は、国民の理解なんですね。どうやって国民の皆様は社会保障の改革について理解を深めていただくか。

そしてもう一つは、社会保障制度全般のガバナンスということも含めて、地方分権改革と、そしてまた行政の効率化。再分配をするということとは、再分配をするための行政組織が肥大化してきたという歴史を持っております。そして、この肥大化した行政組織に対して、適切な見直しが行われなかった。グリーンピアにしてもスパウザ小田原にしても、あれもこれもわかりであります。当時は、そういう再分配に対しての非常に強い国民の求めもありました。しかし、そうした肥大化した行政組織というものの見直しが十分に行われていない。こういったものを同時にやっていただく必要がある。

先般、大臣のもとで、厚生労働省の行政改革の今後の道筋についてお示しいただきましたけれども、ぜひともこれはやり遂げていただきたいと思

いますし、そして、国民の社会保障制度また厚生労働行政についての信頼を回復していただきたいと思っております。

次に、年金制度に関して言いますと、こうした中で、社会構造の変化に対応した年金制度の拡大ということが一つの課題。

対してどれだけ広げるかという話をしっかりしなければいけません。これは、法案は提出されておりますけれども、一体いつになったらどうなるのか、こういう話でありまして、私は、これは立法府としての責任をしっかりと与野党問わず果たしていかなければならないというふうに思っております。

第二は、社会保障国民会議、そしてまたその後の中期プログラムでも示されておりますけれども、年金の最低保障機能の強化ということはどう図るか。

かつて、日本の社会は、第一次産業に従事する人も多かった、そしてまた自営業の方も多かった。そういう中で、年金というのは、高齢期の所得保障の全部ではなく一部である時代だったわけですね。しかし、今や年金というのは、高齢期の所得保障の全部であるという人がふえてきているわけです。そういう社会にあつては、少なくとも基礎年金の水準、そしてまた生活扶助の水準、そしてまたもと若い世代に目を向けると最低賃金の水準、こういうものは恐らく一つの水準に収れんをしていくべきなんだと私は思います。それが年金制度に対しての信頼を深めることにもなる。生活保護に行つた方がいじやないか、こういう制度ではやはりだめなんだと私は思います。

そういう意味では、公明党としては、年金の最低保障機能の強化、例えば低所得の、低年金の方、加算年金をつくつてはどうかという話、そしてまた、そもそも年金水準を低くしないために、受給資格期間を短縮する、さらには追納期間を延長する、こういった手だてを講じるべきであるというふうに申し上げてまいりました。

今回の法案の中には、附則として、今後の取り組みをどうするかということについて課題が示されております。これはもちろん、非常に財源のかかる話でもあります。ありますけれども、しかし喫緊の課題でもある、このように思っているわけでありまして、こうした引き続いての年金改革に向けての厚生労働省としての取り組みの道筋を

示していただきたいと思ひます。

〇渡邊政府参考人 た、だいま先生御指摘いただきましたように、今御審議いただいております法案の附則において、年金を含む社会保障給付等の機能強化及び効率化を図るために、公的年金制度について、基礎年金の最低保障機能の強化等に関する検討を進め、制度として確立した場合に必要な費用を賄うための安定した財源を確保した上で、段階的にその具体化を図ることが明記されているわけでございます。

これは、先生御承知のように、年末にかけてさまざまな御議論の末閣議決定された中期プログラムにおいて取り上げられてきた考え方であるというふうに理解しておりますし、それに先立つて、社会保障国民会議あるいは私どもの役所の社会保障審議会においても、より専門的な観点からの御議論などをお願いしたものでございます。

今後の道筋ということでございますが、やはりキーワードは、安定財源を確保した上で段階的に具体化を図ることであると思ひます。その意味で、課題はさまざまに提起をさせていただきました。また、それが、既に成熟過程に入った年金制度において、振り返つて、しっかりと新しい時代にふさわしいものに微修正していかなきやいけないという課題であると理解しておりますが、今後、きょうのような国会での御議論を含め、あるいは官邸でさらに懇談会もございしますが、税制抜本改革の動向を踏まえて、それと足並みをそろえながら、私ども、議論をさらに具体化してまいりたいと考えております。

それと並行しつつ、党派を超え、国民的な御議論が国会の中でも進められますことをお祈り申し上げる次第でございます。

〇福島委員 国会もねじれて、政局も漂つて、なかなかこの議論が定まらないところでありますけれども、後世に、きちつとした議論をしているな、こういうふうに評価されるようないかつかりとした取り組みをしていただきたいと思ひますし、いたずらに時間を浪費することなく議論を詰めていた

だきたいというふうに思っております。

三番目は、社会保険のほころびをどう正すかという話なんです。

未納の問題、これは年金財政そのものに影響を与えるという話ではありませんが、社会保険が特に若い世代のところではやはりうまくワークしていないという話だと思ひます。また、これから経済状況が厳しくなつて失業者の方がふえる、こうした方々も保険料をどう納めていた、だけるのかな、こういう心配もあります。国民健康保険も同じです。滞納率が非常に多い。昨年の国会では、こうした家庭の子供さんに対してどうするかということが議論になった。そういうことが議論になる時代になったということでもあるんだらうというふうに思ひます。

ですから、今までと同じように、制度発足当時と同じような意識で社会保険を維持しようと思つても、ほころびが出てくる。このところは、では、いきなり税でやる制度をつくるかという話も一方でありますけれども、社会保険そのものをもっとしっかりとすることがまず大事だろうと私は思つてゐるんです。

ですから、社会保障番号、社会保障カードの導入というのは、これは何かいつまでも検討が続いているような気が私はいたしております。これは期日を区切つて、いつまでにやりますというぐらゐのことをしないとだめなんじゃないか。

そして、あらゆる制度にこういう社会保障番号を導入する、いつときそういう話もありました。保険料を滞納していると資格取得に影響がある、

こういうペナルティーということでもなくともいいと私は思ふんですね。自動車の運転免許を取得するときにそういう番号をちゃんと書いてくださいとか、大学に入学する試験ではそういう番号を書いてくださいとか、こういうような、制度を統合するような話ですね。ペナルティーでもない、別にメリットがあるわけでもないけれども、そこに事実としてくしが刺さっている。

これは政府を挙げてやらないと始まらない話な

んだと思うんです。しかし、それをやらないと、この社会保険のほころびというものを正すすべしというものは今ない。コミュニティの力に改めて頼るというわけにも私はいかないというふうに思っておりますが、この点については厚生労働行政の改革の中に示されておりますけれども、大臣の御所見をお聞きできればと思います。

○舛添国務大臣 よその国ですけれども、社会保障番号があっても年金記録問題が相当起こっているという報告も聞いております。ましていわんやということでありまして、私も、やはり一日も早くこれはそういう付番をしていく、つまり、おぎやあと生まれた瞬間に、あなたのソーシャル・セキユリティー・ナンバーは何番ですよということをやっていくかぬといかないと思います。

これはいつまでに、ターゲットを決めてということ、そうでもしなきゃなかなか進まないのは、いろいろな反対論もまだあります。だけれども、私は、その番号の有効性というのはまさに年金記録問題に今七転八倒して思いついておられますから、これは皆さん方ともよく相談をして、いつまでというのを決められるかどうか、総理ともまた御相談して、これはやはり大きな政策目標になると思いますので、党派を超えてぜひ賛成していただきたいと思いますので、検討させていただきます。

○福島委員 ですから、仮に民主党の皆さんが、年金税方式にする、こういう話があっても政策論ですから私はいいと思うんですけれども、土台になるものは共通するわけです。土台になるものをつくらなきゃいけない、そういう話だと思います。

次は、年金とそれからほかの社会保障制度、各制度の関係ということでもちょっとお尋ねをしたいと思います。

問題意識は、基礎年金のみの単身高齢者の方々、今さまざまな制度で御負担を求めています。保険料負担ということもあれば、例えば医療であれば医療サービスを利用したときの自己負担限度額

という話もある。こういうものは果たして適切なのか、妥当なのかということについて、再度私は検討する必要があると思っております。

お手元には、高額療養費の自己負担限度額ということについて書いてあります、お配りしました。これは、七十歳未満の方と七十歳以上の高齢者で違う。七十歳以上の高齢者は軽減されております。

問題は、早急に見直した方がいいと思うのが、私は、七十歳未満の一般医療対象者の方々の高額療養費の水準というのは果たしてこれでいいんだらうかという問題意識なんです。

かつては、高額療養費の対象になるような医療というのは、例えば入院して手術をするとか、そういうある意味でワンポイントの治療というのがあったらどうかと僕は思うんです。ただ、現在、例えば、大臣もよく御存じのように、肝炎で抗ウイルス剤をずっと使う。これはずっと使うわけですよ。結構高いわけですね。これはどうするんだ。抗ウイルス剤だけじゃなくて、抗がん剤の治療もそうです。外来の抗がん剤の治療で結構高い薬をずっと使わなきゃいけない、こういうことが起こるわけです。ですから、ワンポイントだけではないんです、ずっと続く。これをどうするかという問題があるわけなんです。

この低所得者の住民税非課税のところ、例えば六十五歳を超えた基礎年金だけの受給者だとすると六万六千円ですが、それに対して三万五千四百円を払うということになるんだと私は思うんです。四万月目から、多数該当で二万四千六百円です。保険局長、そういうことでよろしいんですか。

〔上川委員長代理退席、委員長着席〕

○水田政府参考人 お答えいたします。収入が

ただいま御指摘のとおりでございます。収入が老齢基礎年金のみの場合、高額療養費制度におきましては低所得者に当たるわけであります。三万五千四百円という自己負担限度額になるわけでございます。基礎年金六万六千円といたします

と、その比率はおおむね五割強、五三・六％、このようになります。

○福島委員 そしてまた、住民税非課税を超えて一般に入って、所得税の課税最低限よりも少ない方々がいるんですよ。そこところは八万百円、そして多数該当でも四万四千四百円、この自己負担の所得に占める比率というのでも決して少ないものじゃないです。そして、厚生労働省の御説明では、医療費の控除制度がありますよという説明がよくあるんですけども、所得税の課税最低限よりも少ないければ、税での対応はない。低所得のところの税での対応はない。払うだけです。

ですから、ある意味で、こういう方々は、それによつて生活保護に行くのか、それとも子供に助けてもらうのか、それとも治療をあきらめるのかとか、いろいろなケース・バイ・ケースだと私は思いますけれども、少なくとも、こういった負担の構造については、年金だけで生活するという人がふえてきているわけですから、そしてまた医療は高度化しているわけですから、どう対応するんだということを考えていただく必要がある。

特に、低所得者のところの水準をどうするか。そしてまた、一般は八万百円でくらべていますけれども、この所得の幅もありますよ。たくさんあります。その下のところをどうするかというところ、これは考える必要がある。でないと、医療保険としての機能を十分に果たせない、こういう話になると私は思うんですが、局長、いかがでしょうか。

○水田政府参考人 この高額療養費支給制度でございますけれども、昭和四十八年に導入されたものであります。当時は一月三万円という限度額でございました。これは、当時の家計の月収の五割の水準というふうに置いておりました。それを、累次の改正によりまして、現在は月収の二五％というところまでいわば改善の結果としてしてきたわけでございます。昭和五十八年に健康保険本人一割負担を導入した際に、多数該当でありますとかあるいは世帯合算でありますとか、そ

ういった改善策を講じたわけでございます。したがって、傾向としては改善の道をたどっていると客観的に言えば言えるかと思えます。

ただ、先生御指摘のような事例もございます。その場合には、やはり健康保険、医療保険でございますので、保険者の給付と負担、その関係の中でどう見るかという側面も考えながら取り組んでいくと思っております。

○福島委員 一般の世帯でも二五％なんです。低所得のところは五割でしょう、五〇％。そもそも、低所得のところだから、本来は二五％よりも少ない水準にするぐらいでないといかぬのだと私は思います。ですから、そこところは、今どうせいいこうせいという答えを直ちに求めませんけれども、一般のところも含めて、このところは、どう見直しをするかということをお大臣も含めてしっかりと考えていただきたい、このことを要望いたしておきたいと思っております。

それから続いて、時間も限られてきましたので。今、失業者がふえてきている。これは与党の雇用対策の、長寿医療制度のPTの中で、失業して国民健康保険や例えば長寿医療制度に移ってくる場合に保険料をどうするのか、これはこの厚生労働委員会での附帯決議でもお示しありましたように、そこところは条例減免なりできちんと減免していただく、こういう措置を確実に講じていただきたいということで対応させていただきたいと思っておりますが、年金のことも同じなんです。年金についてもきちっと減免措置を適用していただいて、この期間が加入期間から漏れがないように適切な対応をしていただく必要がある。ただ、失業してどうするのかと非常に厳しい状況の中で、年金のことまでなかなか思いが及ばないという方が多いのも事実だろうと私は思います。家もどうするんだ、こういう話になる場合もあります。ですから、ハローワークにおきまして、しっかりとこういった社会保障にかかわる部分に

ついてもきちつとアドバイスをしていただき、適切な対応をしていただきたいと思います。けれども、この点についての御説明を求めます。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

失業期間中の年金の未納、未加入を防ぐ対策という観点からの取り組みというふうに受けとめました。

それで、失業によって保険料を納付することが困難な場合には、申請によりまして、前年の所得がどうでありましようとも納付が免除されるという制度がございますので、この制度を活用していただいて受給権の確保につなげていくことが大切だ、こういうような観点から、制度の周知をきちんと図ろうということで取り組みをしてございます。

現時点で、幾つか御紹介いたしますと、一つは、ハローワークにおける雇用保険受給者への初回の説明会などにおきまして、免除のための申請書あるいは制度周知用のチラシ、そういったものを配布させていただくとか、あるいは国民年金の手続等に関する説明を実施するというような取り組みを行う。それから、雇用保険の基本手当の支給に係る最初の認定日における来所時に、免除のための申請書の提出を呼びかけるチラシをお渡しするというようなこと。あるいは、そもそもハローワーク内にチラシを備えつけていただくというようなこと、そういったことをハローワークとも連携しつつ取り組んでいるところでございます。

また、昨今の厳しい経済情勢の悪化、非正規労働者の雇いどめの要因などから、今後も失業者の増加が予想されます。引き続きハローワークと連携するように、社会保険事務局、各県の組織に指示をするともに、市町村に対しても、国民年金の加入手続に未納な失業者の皆さんに對しまして免除制度の案内を行っていくなど、さらなる制度の周知をお願いしているところでございます。

引き続き、免除制度の周知徹底について特に

しっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○福島委員 ぜひ、きめ細かい対応をしていただきたいと思ひます。

残り時間がなくなつてまいりましたので、通告した質問につきまして若干割愛させていただきます。

きょうは内閣府にお越しいただきありがとうございます。私は、成人の日に年金制度についてしっかりとPRすべきじゃないかと。毎年私も成人式に行くんですけども、そのときにぜひ若い方々に知っていただいたらいいんじゃないか、こういうふうな思っております。

先ほど年金教育のお話がありまして、大臣おっしゃられましたように、例えばスウェーデンの教科書、年金に關しての記載というのは大変わかりやすい。そしてまた、自分で社会保険事務局に行つて、自分の年金がどうなるのか、これが課題です、そういう実践的な教育をしている。日本はなかなかそこまで行かない。例えば、積立方式がどうだ、賦課方式がどうだ、こういうことを教へても余り意味がないんだと私は思つています。

そういう意味では、実践的な、節目になる成人の日にはぜひPRすべきだというふうに思つていますが、今どんな取り組みをされているか教えていただきたいと思ひます。

○武川政府参考人 青年期の方々に對しまして年金制度に対する意識をしっかりと持たせていただくということは、大変重要なことだと思つております。

内閣府が中心となりまして、昨年末に策定いたしました青少年育成施策大綱におきまして、青年期について、社会の一員として自立した生活を営むとともに、公共に参画し、貢献していくことが重要であるとの考えに立ちまして、必要な施策を盛り込んでおります。

その中で、御指摘の年金制度につきましても、若者に対して制度の意義や役割の周知を図ることとしておりまして、厚生労働省からは、取り組み

の一例といたしまして、成人式における年金制度に關する小冊子の配布ということが挙げられているところでございます。

内閣府といたしましても、わかりやすい広報を行つていくことが必要であると思ひますので、厚生労働省と連携をとりつつ、大綱の内容に沿つた取り組みがなされるように努力してまいりたいと思ひます。

○福島委員 それで、どんな資料をつくっているんだと聞きまして、資料をお配りしていませんけれども、大臣、こういうものをつくっているわけですね。二十歳になつたら国民年金、これを配つていただいても結構ですよ。しかし、これはとても難しく、「国民年金の加入手続は、どこで行えばいいの?」「毎月の保険料はいくら?」「口座振替が便利でいい!」、こういうことは書いてあるわけです。ただ、これは手続の話で、とにかく払いなさいという話で、なぜ年金制度があるのか、これを読んでもちつともわからない。

また、大体百十万人の人が成人する。その中で半分ぐらいは自分でちゃんと届け出ていただいている。残り半分は強制適用、職権適用という形で通知を送る。そのときに、この国民年金・厚生年金 被保険者のしおり」というのを一緒に同封して送るんだそうです。戻つてくるというか、ちゃんとやっていただけるのがその中で十万人ぐらい。これを私も読みましたけれども、とても難しいです。わからない。これは多分、一ページ開いた途端に閉じるという話になるかなという気がします。

若い世代の方々にもうちよつとわかりやすく、漫画を使ふとまでは言いませんけれども、そういう工夫をしていただく必要があると思ひますが、最後、簡単にそのあたりよろしく願ひいたします。

○舩添国務大臣 漫画も一つの手だと思ひますので、どういう形で広報するか、これは検討させていただきます。

○福島委員 以上で終わります。ありがとうございます。

いました。

○田村委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 質問の機会をいただきましてありがとうございます。一時間、年金問題に絞つて質問をさせていただきます。

年金の所得代替率が五〇%を上回る、これが最大の政府の約束なわけでありまして。しかし、私たち民主党が一番深刻に思つていられるのは、長妻議員も指摘されておられます、国民年金がもう非常にたがたになつてきているということです。私の尊敬する山本孝史参議院議員は、この国民年金の問題を抜きにした年金改革というのはあり得ない。やはり改革というのは、一番危機に瀕している部分に真つ先に取り組むということがなければ改革とは言えないんだというふうに思ひます。その意味では、今回の三分の一から二分の一の中で、この後質問しますが、国民年金の納付率の前提が八〇%となつてきているということは、前回も長妻議員が指摘をされましたが、非常に非現実的だというふうに思つております。

そこで、まず舩添大臣にお伺ひしたいんですが、現在、最新で、平成十九年度、国民年金の納付率六三・九%であります。ところが、これは分母対策といひまして、免除や猶予をどんどんどんふやすことによつて見かけの納付率をふやしているわけでありまして、実際、分母から免除や猶予の人を除くと、国民年金の納付率は機械的に計算すると何%になるでしょうか。

もう一回きつちり言ひますと、納付率の分母に全額免除や猶予の人を加えた場合、納付率というのは機械的には何%になりますでしょうか、平成十九年度で。

○舩添国務大臣 機械的に計算しますと、四七・三%です。

ただ、全額免除や納付猶予、これを分母に含める方がいかどうかというのは、それは議論があるところでありまして、もともとこの人たちは免除されているわけですから、払うべき人が何人いて、そのうちで払わない人が何人という数字の方

がむしろ、目的というか、納付率を出すときには
そちらの方が適当じゃないかと思っておりますが、
御質問には四七・三％というお答えをいたしま
す。

○山井委員 これは二つ問題点がありまして、一
つは、御存じのように、六万円と言われている国
民年金の受給が、免除や猶予をされていくと、ど
んどんどん額が減っていくわけですね。だから、
六万円でも生活できないと言っているのに、も
っとそれよりも下回ってしまうということ。そ
れと、そもそも加入者の四七・三％、二人に一
人も満額年金を払っていない。これで国民皆年金
ということが言えるのかという深刻さを物語って
いると思います。その意味で、私たち民主党とし
ては、この四七・三％が、機械的計算というよりは、
国民年金の実質納付率だというふうに認識してお
るわけです。

そこでなんですが、一ページ目、きょう配付資
料が多いんですが、順番に行きますと、八〇％に
納付率を上げるという目標を毎年出しているにも
かわらず、この表紙の資料にもありますように、
年々下がっているんですね。六三・九％とい
うふうにながっているわけです。

そこで、まず舛添大臣にお伺いしたいんです
が、きょうの配付資料にあります二ページ目、三
ページ目、今回の、五〇・一％が基本ケースの所
得代替率というのが③にありますね。今回の将来
見通しの中で、長妻議員も質問をされましたが、
国民年金の納付率を八〇％を前提に計算してある
ということは、どこかに書いてあるんですか、こ
の報告書に。

○舛添国務大臣 それは、この前もお話ししまし
たように、社会保険庁の行政目的であると。
○山井委員 いえいえ、この報告書にそのことが
明記されているんですかということを聞いており
ます。

○舛添国務大臣 委員のお配りになった二ページ
目の資料でいきますと、下から二行目、「(四)その
他の前提」、そこに「これらの諸前提は、被保険者

及び年金受給者等の直近の実績データ等を基礎と
して設定している。」というところに含まれている
ということでございます。

○山井委員 大臣、それでは改めてお伺いしま
す。直近の国民年金の納付率の実績は何％で
す。

○舛添国務大臣 これは、だから、委員がお示し
になりましたように、十九年度、六三・九％であ
ります。

○山井委員 ですから、そこなんです。直近
の実績は六三・九％ですから、今回のこの五〇・
一％は六三・九％を前提に出してあるんじゃない
んですか、この資料から見れば。大臣、いかがで
すか。

○舛添国務大臣 委員の出された二ページ目に、
さっき読みましたけれども、「直近の実績データ
等」、「データ」を基礎として「データ等」。
「等」の中に入っている。

○山井委員 ちよっと、いいかげんな答弁やめて
ください。直近の実績は六三・九％だけれど
も、では、「等」の中に何が書いてあるんですか、
「等」の中に。

○舛添国務大臣 いや、それはいいかげんじゃな
くて、この紙の中のどこにあるかと言うから、あ
る場所を示したんです。

三番目は経済前提。これは経済前提委員会がい
ろいろな経済の前提をとっている。ありますね、
物価上昇率、賃金上昇率云々と。それで、「その他
の前提」の中にもろもろのがあって、社会保険庁
の行政目的として納付率八〇％を目指す、それが
この「等」の中に入っている、そういうことであり
ます。

○山井委員 いや、そういうのは国民には通用し
ないでしょう。通用しないですよ。直近の実績
データがないんだつたらあれですけども、六
三・九％と今大臣は答弁されているじゃないで
すか。

「等」をどう読めば、そこに八〇％と読めるん
ですか。もう一回、ちゃんと明確に答弁してくださ
い。

○舛添国務大臣 いや、何度も繰り返しになりま
すけれども、この紙の中のどこにあるかと言うか
ら、あるなら、ここにあるということをやっている
わけで、「等」というのは何でも入るんですよ、
役人のつくった文章ですから。「等」というのはそ
うなんです。ですから、あなたがどこにあるか
言えと言うから、ここにあるということですよ。

○山井委員 いや、でもそれは、普通に読めばそ
れは虚偽でしょう。この「等」の中に八〇％が
入っているなんて読めないですよ。「直近の実績
データ」と書いてあるじゃないですか。

そしたら、舛添大臣、質問の仕方を変えますが、
なぜ直近の実績データを使わないんですか。

○舛添国務大臣 例えば出生率にしてもそうで
けれども、これは低目に見積もっていますよ。こ
ういうデータをどういうときに推計するかという
のは、いろいろなり方があります。ですから、
では、直近が例えば六九％、七〇％ないしは極端
に言って四〇％、十年後の姿をやるときに、その
ままでいいんですか。そんな、要するに五割で低
迷したままで満足するんですか。民主党が政権を
とって、もっと上げるように努力するでしょう。

私も努力して八〇％まで上げようことを言っ
ているので、来年の話をしているんじゃないん
ですよ。長期の目標で言っているもので、どこから
数字はとってこぬとかめです。それは、その
数字の根拠がおかしいと。出生率だって、低く見
積もったって、何が原因で、私がやった妊婦健診
の公費負担の十四回、これを全部見よう、このお
かげでばつと出生率が上がるかもしれないじゃな
いんですか。こういうときは今よりもっと上がる。

だから、これは一つの計算で、専門家がいろ
んなデータを使っている。そのデータが、それは
私がやろうとしていることの意図に反して、八〇
じゃなくて四〇とかがと減ってしまったら、それ
は下がりますよ。ですから、こういう数字をとる
か。経済前提委員会がとるデータがある。それが
平成二十七年にどう変わっているかというのは

一つのシミュレーションですから、定点観測で
やって、五年ごとにやっているわけなんです。

だから、委員の問題意識は、山井さんの問題意
識はよくわかりますよ。そういうデータを使っ
て、今がそのまま行くとしたら問題じゃないか、
それはそのとおりなんですけれども、今がそのま
まじゃなくて、十年後、二十年後、先を見据えて
やっているんですから、そういう行政目的を使う
ということとは、逆に、行政目的である八割とい
う数字を使うとこれは絶対間違いだということ
を言えますか。ですから、これはそういうデータ
を使った、それは今後とも、まさに使う以上はそ
に向かつて努力をしる、そういうことでありま
す。

きちんと質問していただいたので、きちんと、
きちんとというのは、紙の上のどこかということ
があったのであという議論になったんですけれど
も、そうじゃなくて、正面から答えればという
ことです。

○山井委員 いや、私は納得できません。これは
だまじやないですか。

それだったら、正々堂々と、実績や目標値とい
うふうに書くべきじゃないですか。「等」で八〇％
を読めなんか、読めませんし、舛添大臣、はつき
りお聞きしますが、この「等」の中に八〇％が入
っているというのは御存じでしたか。

○舛添国務大臣 要するに、シミュレーション
は、どこからどういう数字を持ってくるか、いろ
いろなことがありますから、その「等」の中に入
っている。それはもう、すべてそうであって、そ
して、その六九・三、それで今、ほかの計算をす
ると半分にも満たないじゃないかということすけ
れども、それは、やはり年金記録問題に対する不
信感もあり、そういうことはいろいろ問題がある
んです。

それからまた、今景気は非常に悪い。景気は今
からよくなる、年金記録問題もだんだん片づいて
いく、そういう中で、啓発活動ももっとやってい
く、そして、国民年金の納付率をどんどん上げて

いく、そういう方向を目指す。そのことを前提に、そういう政府の政策を前提にシミュレーションをやるということは、決して間違っていない、だますことにはならないというふうに思います。

ただ、今あるこの低い数字というのが問題である、これは改善する努力をしないといけない、そう思っています。

○山井委員 いや、私は納得できません。

これは、だれが読んでも、こんなところに八〇％が潜んでいるなんて読めませんよ。なぜ正直に、ここに目標とか書かないんですか。「直近の実績データ」と書いてあるじゃないですか、明確に。そして、直近の実績データがあるじゃないですか。

大臣、このペーパー、修正してください。そこまでおっしゃるならば、直近の実績データや目標というのを正々堂々と正直に書いてください。

○舛添国務大臣 八〇という数字を使っただけに使用していないと言われ、だましですよ。だけれども、使ったと堂々と公表して言っているわけじゃないですか。ですから、紙の上のどこにあるのかといった「等」の中に含まれるということに言っているの、だますつもりも何にもない、とにかく今の数字を使っただけということですから、公表していますから。

それについていろいろな御批判をなさるのは結構ですけれども、ことしのシミュレーションをやっているんじゃないんですから。先の話を、十年後、二十年後、三十年後、そういう見通したシミュレーションをやっているわけですから。そうしますと、こんなことをやることは無駄になっちゃいますよ。すべてのシミュレーションというのはそういうものではないでしょうか。

○山井委員 いや、私は、国民をだますなど言っているんですよ。そうしたら大臣、この表現は適切だというふうには大臣は思われるんですか。「直近の実績データ等」と書いてあるのに、六三・九じゃなくて八〇を使うということは適切だと思われるんですか。

○舛添国務大臣 いや、何度も申し上げているように、その「等」の中に入っているということですから。

だから、八〇を使ってやったわけですから、そうじゃない、例えば一〇〇なんという数字を使っただけで八〇と言っただけだとしても、八〇を使っただけで八〇を言っているわけですから、それは何の問題もないと思いますよ。

○山井委員 そうしたら、「直近の実績データ」なんて書かなかったらいいじゃないですか。こう書いてあったら、直近の実績データと理解するのが当たり前じゃないですか、日本語だったら。

なぜ私がこんなことを言うのかというと、ここに直近の実績データの六三・九％を使うと、五〇・一％を下回るんですよ。そこがこの問題の深刻さなんです。

それで、これは八〇％が前提ですが、では、六五％にした場合の計算を去年五月の社会保障国民会議の試算では出していますが、その場合はどういうパーセンテージになりますか。

○舛添国務大臣 昨年五月の社会保障国民会議において示された定量的シミュレーションの結果によれば、今おっしゃった六五％という保険料の納付率の場合には、最終的な所得代替率は五一・一％となる、そういう数字であります。

○山井委員 もうちょっと正確に答弁してください。

では、八〇％から何％に下がるんですか。

○舛添国務大臣 この五一・一％という数字は、納付率が八〇％の場合の所得代替率よりも〇・五ポイント低いということになります。

○山井委員 配付資料に書いてございますが、要は、去年の五月のときには、四ページにありますように、下線を引いてあります、六五％、実績程度で書いてあるんですよ。五月の資料では実績として六五％と書いてあって、今回の資料でも、直近の実績データと書いてあって、今回は八〇％にしてある。それで、五ページ目、去年の五月のときには三

つのケースで試算されていて、五一・六％が五一・一％に、納付率が一五％下がると〇・五％下がる。

次のページ、お願いします。六ページ。これは、正式に年金局からおと回答をいただいております。つまり、八〇％から六五％に一五％国民年金の納付率が下がったら、所得代替率は、この黒三角、〇・五％下がるんです。

そこで、舛添大臣にお伺いします。

今、基本的ケースと言われている五〇・一％は八〇％が前提ですが、六五％を前提としたら何％になりますか。

○舛添国務大臣 これはまさに、コンピューターを動かして計算しないといけないので、今計算をさせているところで、まだちょっと答えが出ていません。もうちょっと時間がかかると思います。

○山井委員 いつ出してもらえますか。

○舛添国務大臣 やっている最中ですから、これは正確なところはやってみたいとわかりませんが、恐らく一週間程度だろうというような感じだと思います。

○山井委員 きょうは水曜日ですから、では、来週の水曜日の審議までには出してもらえないということでしょうか。

○舛添国務大臣 まさにやってみたいとわからないので、その前までかどうかなのか、ちょっと正確に申し上げられませんが、大体そういうことを目安にやりたいと思っております。

○山井委員 何で私がここにこだわるかというと、話は戻りますが、三ページにあります基本ケース五〇・一％、この五〇・一というのは非常に重いんですよ。なぜならば、七ページにありますが、平成十六年の国民年金改正法案、強行採決になった一番大変な法案ですよ。この法案のみそが、下線が引いてあるように、二分の一を上回ることを給付水準とすると、下回ったら法改正せねばならないという、非常にこれは重要な部分なんです。

重要な部分が、これは今、五〇・一％と言って

いるわけですが、実際、実績データでやれば五〇％を下回るんじゃないかということです。こういう根本的なことが明らかにならない限りこの年金の法案の審議も終わらないから、私は急いでくれと言っているんですよ。

舛添大臣、もっと早く、これは今週中にデータを出してもらわなければいけないんですよ。

○舛添国務大臣 最大限の努力はします。そして、わかり次第、公表いたします。

○山井委員 これは遅くなればなるほど、採決がもうできなくなつて、審議が長引きますから。今、岡本議員も、このことに関する資料要求をされているようですが、資料が出てこない。

いや、もう出てこないんだしたら、ずっと審議をやり続けさせていただきますから。そこは当然、セツトですから、審議の前提となる資料を出されないのあれば、出てくるまでお待ちしますから、こちらは、そこはぜひ協力をしていただきたいと思っています。私たちもいたずらに引き延ばそうと思っているのではありません。

そこで、舛添大臣、正式なのは来週の火曜日までにだしていただくとして、もう一度この私の資料の六ページを見詰めていただきたいんです。ここに書いてありますように、八〇％の場合は五一・六％だったというのが昨年の社会保障国民会議。しかし、六五％に一五％下がると〇・五％下がると。算数ですね。五一・六が五一・一に〇・五下がると。

そうしたら、五〇・一は、舛添大臣、大体何パーぐらい下がりますか、六五％になれば、大体いいです。

○舛添国務大臣 いや、これは前提がありますから、大体といたしても、それはコンピューターをはじいてみないといけないので、私が今何ぼ下がるということは言えないですよ、それは。だから、むしろ委員がおっしゃってください。

○山井委員 それでは申し上げます。五一・六が五一・一に〇・五下がっているんですから、恐らく五〇・一も〇・四、五％下がるんでしょう。

さらに言うと、そうなる、恐らくですよ、これは計算をやってみなければわかりませんが、四九・六とか四九・七になるのではないかと私は推測しますが、大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣 その推測が正しいかどうか、頑張って一週間以内に数字を出したいと思っています。

○山井委員 これ以上は言いませんが、要は、直近実績データと書きながら、それと大きく違う数字を使い、そして、そのことによって本来なら五〇%を切っているのを無理に五〇・一%に引き上げていくんじゃないかというような心配を持つてしまうわけです。疑って申しわけないんですが、ここは、先ほども言いましたように、今の年金制度の根幹ですから、二分の一を保障するというのは、これは来週火曜日じゅうにはぜひ出していただきたいと思っております。

それでは次、未払い年金のことに移らせていただきます。八ページですね。

私のところには、多くの被害者から手紙がやってまいります。これは、舛添大臣、昨年の十二月に予算委員会でも質問しましたので、舛添大臣も覚えておられるかと思いますが、四国地方にお住まいの七十六歳の男性です。三月に訂正をしてもらった、そうしたら、三月月ぐらいで払いますよと言われた。六月に行った。もう三月月待つてくだされと言われた。九月に行った。そうしたら、一年ぐらいいかるんですよと言われたと。ここまでは前回予算委員会でもやりました。

それで、一年たちました。それでまた手紙が来ました。皆さん、これを見てください。係員の返事は、一年たった三月に電話をくださいとのことでした。一年たっているんです。それで、二月四日に行ったら、年間十六万円ちょっとで十六年で二百五十万円ぐらいですね。正直言つてこの方も非常に困った生活をしているんです、今、経済的に。二百五十万円、それは払ってほしい、当たり前前の話ですけども。これは権利ですから。それで、「丸一年過ぎた三月十日に電話をしますと、」消えていた年金は統合されておりますが

まだ計算が出来ていませんのでもう少し待つて下さい」との言葉でした。「長くても一年と聞いておりますが」との問いに「計算のむづかしいものについてはそれ以上かかるものもあります」との事、「ではいつ頃との返事は貰えませんか」と言いますと「もう少し待つて下さい」の返事が結論でした。」ということなんです。

舛添大臣、これはやはり早く支払ってもらわないと。今回、政府・与党で景気対策、内需拡大とおっしゃっています。私たちも趣旨には大賛成ですが、本来もらえるべき年金をいち早く払う、こういうのは景気対策の前提だと思んですが、大臣、いかが思われますか。

○舛添国務大臣 本当にこういうようにおっしゃっているのは申しわけないと思つていて、今、一万人体制ということで人数をふやして、全力を挙げてこのお支払いするまでの期間の短縮を図っておりますので、さらなる努力を続けたいと思つております。

○山井委員 続けさせていただきます。九ページ。

これも、御家族の方が私のところに相談にいられました。百三歳の方が、一年八月月抜けていて五百万円未払いと。要は、三十八年分、年間十三万円ということなんです、この資料を見ていただきたいんですけども、念のために御本人の了解を得てコピーをさせていただきます。十一ページですね。ある研究所に勤めておられた一年八月月が漏れていたと。それで、十二ページ、念のために見ていただきますと、六十五歳からブラ

ス年間十三万円もらえるはずだったということで、百三歳、五百万円。この方は最近百四歳になられました。ところが、これは一年たったんです、まだ支払われていないんですね。四月二十一日、もう一年たとうとしておりますが、まだ支払われていないんですよ。

これは、こう言つては何ですけども、お相手は百四歳の方なんです。それで、当たり前前の話ですが、生きてるうちに払つてほしいと。これは

は当たり前前の話ですよ。

それで、十三ページ、見ていただけますか。また私のところに手紙が来ております。これは、なぜ手紙が来るのかというと、本当に困つておられるわけなんです。

この方は、お姉さんが八十六歳で寝たきり、それで、本来なら五十五歳で年金がもらえるはずだったんですね。それで、この十三ページの下からいきますと、実は私の義理の姉が、平成十三年八月、脳内出血で倒れて、口も聞けず入院中です。今八十六歳。ところが、年金をもらつていないので社会保険事務所まで調べてもらつた、すると、昨年の七月の時点で年金がもらえるということがわかったと。そうしたら、家が一軒建ちますね、これは三千万円ぐらいだといふんですね。

それで、なぜ抜けているかといふと、次の十五ページを見ていただきますと、この方はずっと銀行に勤めておられた、ところが銀行に勤められた昭和二十年代の数年間が抜けていたわけです。それで、六十歳を過ぎたころに、もらえませんでした。かと言つたら、その五年間が宙に浮いていたらしくて、二十五年にかららないからもらえないとなつていた。それで、仕方なしに、本来五十五歳から年金をもらえるのに無年金だったから再就職をされて、中央市場の朝早くからの仕事をずっと七十九歳までやり続けられて、それで脳出血で倒れてしまわれたわけですよ。それで、七年後に、いや、実は年金が宙に浮いていましたということが弟さんが行かれたらわかったと。

それで、七月にそれがわかつて、一月に五年分だけ数百万円支払われたわけです。それで入院中のところに弟さんが行かれて、メモで、寝たきりのお姉さんに、年金がやつと来たよとおっしゃったけれども、意識も非常にもうろうとされている、長年の寝たきりなわけですから。

大臣、やはりこれは本当に、生きてるうちに払つてもらうと困るんです。

もう一つだけ事例を言います。十六ページ。

これも私はたまに会つた方ですが、息子さんからののお便りです。八十歳で大病もなく元気だった父が昨年秋から体調を崩して、ことしの一月一日に他界しました。ところが、他界する前から自分が亡くなつたら社会保険事務所に行つてくれと言われていたから、何かなと思つて行つたら、何と二十年分十七万円が欠けていて、三百四十万円の年金を、お父さんは八月に記録訂正して待つていたということがわかつたわけですね。体調を崩しておられたので、何か詳しい言い方を聞かかった。

それで、いつ支払ってもらえるのかと言つと、八月に申請なので来年の三月、ことしの三月ぐらゐ、しかし、もう亡くなつたから六月ぐらゐまで遅くなります。また延びているわけですよ、お父さんが亡くなつたら。それでここに、下から六行目に書いてありますが、「税金の遅延には金利が発生するの、年金未払い分には金利が発生しないと聞きました、理解に苦しみます。」と。

次のページ、十七ページ、上から二行目。それで、三百四十万円もの未払いの年金を心待ちにしていたということを知つた息子さんが、「思わず担当の方に、亡くなつてからでは意味がない、大至急改善することを現場の意見として訴えてほしい、」とおっしゃつた。「父は真面目に、こつこつと中小企業での木工職人、機械管理等をやつていたので大金を手にしたことはありませんでした。晩年には葬儀代は確保してあるが何も残せず申し訳ないと言つていました。闘病生活に入つてからも色んな面で迷惑をかけると思ひ遣つておりました。もし、生前に差額支給があれば父は安心して私達に今後の使い方を指示出来たと思ひます。残念でなりません。」こういうふう、亡くなつておられるんですね。

これで年金をもつと払つてくたさいとか幾ら言つたつて、こういう状況があつたら、これは本当になかなか気が進まないですよ。やはり納付率を上げると言ふんだつたら、セツトで、せめて生

きている間、元氣な間に払う。もつと言えば、百歩譲って、見つかつたらすぐに払うというのがない。見つかつてからも一年待つても払われない、百三歳の方が一年たつても払われない、これはもう高齢者虐待じゃないですか。国家的な詐欺ですよ。こんなことをやったら、民間の銀行だったら絶対つぶれますよ。

大臣、最新の調査で、記録訂正から支払われるまでに今何カ月かかっているんですか。

○舛添国務大臣 今、山井さんがおっしゃったように、こういうケースがないように今全力を挙げたいというふうに思っています。最初の方は、幸い、三月に五年分まとめてお支払いすることができたという報告を受けております。

今、社会保険事務所における再裁定の申し出の受け付け後、業務センターに進達するまでに、十二月で、大体全国で二カ月かかっています。それから、再裁定については、この一月時点で、進達されてから支払いまでにやはり七カ月かかっているんですね。

それで、さまざまな事情がありますが、そういうことを考えますと、先般、四百七十名の職員を再裁定処理に当たらせておりまして、今、一月当たりの処理件数を二十万件まで上げるところまでいきました。これは、先ほど民間の例が出ましたけれども、民間だと大体二、三カ月ぐらいでいきます。総理もちよつと長過ぎるということをおっしゃっていたので、夏までに、進達してから三月程度で解決できるように、これはもう全力を挙げたいというふうに思っていますので、システム改善、それから人の手当て、今やっているとろでございます。大変申しわけないというふうに思っていますので、できるだけ早く、生きていうちに、そして、御高齢者からもちろん優先的にやっていますので、さらに取り組みを進めたいと思っております。

○山井委員 私、昨年の十一月からこの問題は国会で取り上げているんですが、夏までに三カ月と言われても、もう時間がかり過ぎなんですよ。

私が怒っているというよりも、お年寄り待ってられないわけですよ、寿命は。

ついでに、先ほどの話を聞いたら、社会保険事務所から業務センターまで二カ月、そして社会保険業務センターで七カ月、かつ、それに時効前の部分が三、四カ月ですから、一年かかるわけですから、やはり困るんですよ。

ついでに、舛添大臣、この七カ月というのは一月の調査だと思んですが、もう四月になっているわけですから、早急にもう一回これは調査してくださいよ。というのは、私たちが困るのは、夏までに三カ月ははずだと言っていたけれども、夏になつたら、いや、実は六カ月にしか縮まつていませんでした。これは本当に済まないんですよ。ですから、これは早急にもう一回調査してください。

○舛添国務大臣 直近の数字をちよつと調査して、公表したいと思ひます。

○山井委員 この三月、四月から二十万件処理体制になつていて、そういう見込みなわけですから、ぜひ、全国の三百以上の社会保険事務所に調査指令を出して、最新の情報を調べていただきたい。そして、進捗状況をちゃんとチェックして、一日も早く払われるようにしていただきたい。

それともう一つ、舛添大臣、私が深刻に思っているのは、私の知り合いの社会保険事務所の方々によると、この人、やつと再裁定がおりた、年金を払われたと電話しようと思つたら、もう死亡届が出ている、ああ、間に合わなかつた、この人も亡くなつた、あの人も亡くなつた、そういう問題点が今現場で起こっているんです。ある方が怒つておられました、じゃ、私が亡くなつたらどうするんですかとおじいさんが聞かれたら、社保事務所の方が、御安心ください、御遺族にお支払いしますから、こう言つたと。御安心くださいじゃないんですよ、年金は本人のものなんですから。全然御安心じゃないんですよ。

ですから、大臣、未払い年金を待っている間に亡くなつた方というのは、大体どれぐらい発生さ

れているんですか。

○舛添国務大臣 これ、ちよつと御質問がありましたので調べさせましたが、全件数については把握できていない。ただ、昨年の五月一日から十二月末日までの間において、記録訂正により新たに年金受給権を得ることとなつた方、七十四件のうち一名が年金の支給前にお亡くなりになつていて、九十三歳の女性です。

○山井委員 それは、無年金だつた人が年金受給権を得られて、五月から九月の間ということ、九十三歳の方が亡くなつた、それも、支払いが一千三百万円あつたのに一銭も受け取らずに亡くなつてしまつたという悲しいケースですが、長妻議員も指摘された、例えば、千八十人も無年金の方で受給権が発生した人がいるわけですよ。その中でも何人かいるわけですし、私が今聞いたのは、必ずしも無年金から年金をもらえるようになったんじゃないかと、未払いの年金の支払いを待っている間に亡くなつた人は何人かと。これはそんな一人というけたじゃないんですよ。

舛添大臣、頼みにくいことを頼みますが、これはやはり国の責任においてどういう実態かというのを私は把握する責任があると思ひますよ。なぜならば、年金というのは、基本的には生きているうちに払う最大限の努力をするのが国家の責務だからなんです。だから、大臣、全国の社会保険事務所に通知を出して、待っている間にお亡くなりになつた方、正確にとは言いません、一件残らずとは言いませんから、大体何件ぐらい現時点で発生していますかという調査をやつていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○舛添国務大臣 この年金記録の訂正という作業に取り組んだのが一昨年の七月から、私が大臣になつてずっとこれに取り組んでおります。ですから、昨年五月からというデータが来たのは、恐らく、裁定、再裁定、それから、さまざまな手続で時間がかかつて、そのプロセスにおいて行われた人ということがあると思ひます。それから、恐らくそういうことではなくて、もう年を召された

ので、ちよつと社会保険事務所に立ち寄つてみようということやられて、そこでわかつたケースもあると思ひますので、どれぐらい正確に実態を把握できるかわかりませんが、これは努力をしてみます。

○山井委員 ぜひ調査をしていただきたいと思ひます。

私も本当にこれはショックを受けるんですが、無年金だつた方の、寝たきりになつておられる方の弟さんの話を聞いても、本来だつたら五十五歳で年金がもらえていたと。本来だつたら年金をもらつて、温泉にも行つたり趣味を楽しんだり。本来、年金生活というのはそういうものなわけですね。ところが、年金が消えていたせいで、そういう生活が本当にできなかった。やはりこれはもう国家として許されないことなんだと思ひます。そこで、せめてということ、年金の遅延加算金法案というものを民主党は今用意しております。この内容は、きょうの配付資料の三十六ページに説明、三十七ページに要綱、三十八ページに図表があります。これは、与党が今おつくりになつておられます、逆に保険料の延滞の金利を低める法案とともに、今、与野党協議を前向きにしております。正式には、この法案は、この委員会では今週金曜日以降議論をするということですが、実際の議論は金曜日以降にしたいんですが、与野党の協議の担当者の方々に先ほど相談して御了解いただいて、一問だけ質問をさせていただきたいと思ひます。

この修正協議を賛成させる上での前向きな質問として一問だけさせていただきますが、この法案、ちよつとだけ趣旨を言いますと、国に責任があるから賠償を払え、そういうある意味で厳しい法案ではありませぬ。せめて物価上昇率分ぐらひは払うようにという法案でありまして、三十八ページにありますように、二十年前にもううべき十万円が二十年前の十万円の経済的価値は、物価が上がつて二十年前から、今は十一万三千円なんですよ。そ

うしたら、せめて十一万三千円を払うのが当然でしょう。なぜならば、今の消えた年金の被害者は二つの被害をこうむっているんです。

一つは、もらえる年金が遅くなつてしまつた。それと二つ目は、おまけにもらえる年金の実質価値が下がっている、ダブルパンチだ、これはあんまりだろう。今のまま放置すれば、消えた年金の回復作業が遅くなればなるほど、国の年金財政は助かつて、被害者は損をする。それはどう考えてもおかしいですね。

そこで、こういう法案に関して、こういうコンピュータソフトを開発するにはどれぐらい期間がかかつて、幾らぐらいの費用がかかつて、また、こういうふうな制度を組むと幾らぐらいの人手が新たに必要になるのか。このベーシックな数字だけを聞かせてもらうということで先ほど与党の方にもお許しをいただきましたので、そのことについて御答弁をいただければと思います。

○舛添国務大臣 お尋ねの点ですけれども、システム開発期間で大体二十カ月程度、それから費用として二十三億ないし二十五億円程度という見積もりでございます。

それから、どれぐらいの人員が要るかということ、これはなかなか、人数については詳細が述べられないとか見通しが難しいんですけども、一定の仮定を置いて推計して、例えば、平成十九年から二十一年までの再裁定件数とか、システム対応できないものの割合、これは、コンピュータで全部できればいいですけども、やはり人手が要るものですか、そういうことについて、今までの例を推定として置いたときに、一年にわたつて一日に五百人程度、プロフェッショナルな能力を持った人が必要だろうというのが大体の見積もりでございます。

○山井委員 詳しくはまた金曜日以降、議論をさせていただきますと思いますが、このことに関しては、与党の法案等もあわせて前向きに協議も進めさせていただきたいと思ひます。

それでは、次、ねんきん定期便なんです、今

回、このオレンジレターとこのブルーレターが送られたわけですね。それで、改ざんが疑われる百四十四万件の人たち、そして記録が浮いているという名寄せ便に入っていた方々は、注意という意味でのオレンジレター。聞きますと、四月はこれを五万通ぐらい送つておられるということですから、十二月月すると、オレンジレターは六十万通ぐらいになるんじゃないかと思うんですが、オレンジレターを受け取りますよね。では、その中で、例えばこの中にありますように、改ざんされている可能性のあるものが出てくるわけですね。ページ数でいいますと二十ページ。標準報酬月額が今、回りりましたから、ここがちゃんと下がっている、そこは朱書き、赤で書いてある。あつ、これは確かにおかしい、急に下がっているのはおかしいと思つたら、その場合はどこに行けば、そして、今後どういう手続を、そちら側、社保事務所なり業務センターなり国側はとられるのか、御説明をお願いします。

○舛添国務大臣 手続の御質問ですけれども、まず記録訂正の申し出を社保事務所へ電話なりなんなりでやつていただく。そして、社保事務所において、その申し出に基づいて、事務所が保有している記録などを確認して、誤りが判明した場合には、そこで記録の訂正を行う。それでもやはりいろいろデータがないということで判明しない場合は、御本人に当時の給与などがわかる資料を確認するとともに、これは雇用保険の方からアプローチをしまして記録調査を行つて、社保事務所段階における記録訂正に該当するものについては、積極的に社保事務所へ記録訂正を行う。それができない、つまり社保事務所段階における記録訂正が行えないものについては第三者委員会に送付をする、こういう手続になります。

○山井委員 そこが問題なんですね。

そうしたら、二万件の訪問調査を昨年の十月からされましたが、その結果、今おっしゃった社保事務所段階で職権訂正できたのが、ここにあり

りますように、ページでいいますとこれですね。それなら、ちよつと大臣から答弁をしてもらいましよう。職権訂正できたのが何件で、第三者委員会に行つていけるのが何件、最新の数字をお願いします。

○舛添国務大臣 御指摘の二万件の戸別訪問の中で、今、三月末時点の数字の集計作業を行つているところで、まだ最終確認ではございませんけれども、社保事務所段階の数字はおおむね百二十件程度、それから第三者委員会に送付した件数は、二月末時点での件数が五百二十五件、三月は今集計中でまだ出ておりません。

○山井委員 この二十五ページにありますように、二月末時点では三・五％、四十五件なんです。二万件の訪問調査の中の、全部ではないけれどもやつた中で、千三百一件というのが下から二行目、線を引いてあります。千三百一件のうち、職権訂正、つまり社保事務所その場で訂正してもらつたのはたつた三・五％。大部分は第三者委員会に行くんですよ、舛添大臣。

それで、第三者委員会では二つのハードルがあるんですよ。一つが、今おっしゃつたように、給与明細とかそういう資料の提示が求められるということ、もう一つは、第三者委員会ですでにこの配付資料に入つていますが、二十一ページ、まず、社保事務所から第三者委員会に行くまでに平均で八十一日、平均で三カ月。これは長妻議員の質問に対して回答が来たんですが、何と千葉県なんか、社保事務所から第三者委員会に行くまでに平均百九十日、半年以上かかつているんですよ。

私が何が言いたかということ、オレンジレターを送つてくださるのはいいんです。その先えらいことになるんですよ。それで平均三カ月。おまけに第三者委員会、これが次の二十二ページにありますように七カ月半。合計十カ月なんです。半年とかまたかかるわけですね。

それと、おまけに、オレンジレターが来た人が訂正されただけでいいですよ。ところが、二十三ページにありますように、年金記録の回復三五％。しかし、これは一般的な年金記録であつて、実際、改ざんに関しては訂正率はもっと低いんですよ。きつちりと全部見られます。資料の三十二ページにありますように、改ざんに関しては、数多くの事案の中で、全国でたつた百六十件しかまだ認められていないんですよ。

つまり、オレンジレターを見て、改ざんだというふうに本人が思つても、社保事務所に行つてほとんど訂正されなくて、ほとんどが第三者委員会送りになつて、第三者委員会一年近くかかるわ、おまけに今のままだったら多くは却下されるんですよ。というのは、昔の給与明細なんか多くの人は持つていない可能性が高いですからね。大臣、これはどう思われますか。

もちろん、オレンジレターが行つて、あつ、記録が間違つていふ。そうしたら、間違つていた人は、ある意味で、今回はこれは加入者ですけども、受給者も含めて言いますと、やつた、年金がふえるはずだというふうに思うじゃないですか。思つて、例えば七、八割の人がふえるんだつたらいいですよ、ところが今のままいくと、オレンジレターを受け取つたりした人は、受給者の方で訪問調査を受けた人の多くは一年以上待たされたあげく、多くの人が却下されるんですよ。却下されるんですよ、給与明細をちゃんと持つていない以上。

となると、これは舛添大臣、訪問調査を受けたオレンジレターが来た人にすると、甚だ迷惑な話だと思ひませんか。極端な言い方をしますよ。却下する可能性が高いんだつたら、逆に知らなかつた方が幸せな人がいるかもしれないですよ、結果論としては。

そこは大臣、では訪問調査に限つてお伺ひしますが、訪問調査へ行つた、多くの人が昔の給与明細がない、そうしたら一年ぐらい第三者委員会にかかつたあげく却下される可能性が高い、これは

訪問調査を受けた七十、八十、九十のお年寄りに対して失礼だというふうに思われませんか。

そして、大臣は十月に、訪問調査をするときに、被害者救済を一日も早くするために訪問調査をするんだとおっしゃったじゃないですか。それがこんな状況になっている。今のこの状況を変えないとだめだと思われませんか。

○舛添国務大臣 過去何十年にわたる社会保険庁の不祥事から生じた記録問題は取り組んでいかないといけないので、オレンジ便であれ水色便であれ、これはきちんと送る。送ることが迷惑だとはまず思いません。これは職権で、仕事としてやらないといけない。国民に対する約束です。

その上で個々のケースを調べてみると、極めてこの標準報酬の改ざん問題というのは複雑で、それはもう今おっしゃるように、給与明細とか預金通帳、そういうのがそろってれば問題ないんですよ。だけれども、では、おまえどうだと、私だってそんな昔のはとっていません。それから、要するにどういうルートで改ざんしたか、本当にその例えは経営者が悪者であったのか、社会保険庁の職員がどこまで関与していたのか、いろいろなことを含めて調査してみないとわかりません。それに時間がすくかかっているわけなんです。

だから、漫然としてやっているわけじゃなくて、証拠も何もない、ではこれはどうするかというところについて今考えているのは、できるだけ証拠を集める、それで、先ほど申し上げましたように、いろいろなルートがないかなと。つまり、雇用保険という方向からのアプローチも、こちらに証拠があれば、これは雇用保険率から逆算できま

すから、あらゆる手を尽くして証拠を探するということをまずやっています。

その上で、これは第三者委員会に送るのに時間がかかる。第三者委員会だつてなかなか査定が厳しい。そうすると、社会保険事務所の段階で、ある程度の職権できちんとできないか。しかし、それについては勝手気ままにやるわけにまいりません。ある程度のルールが要ります。だから、その

ルールは、まさに例えばこういう国会の場でこうだと決めるということが必要だと思いますので、これはもう少し議論をして、基本的に一日も早く救済するということについては全く異論はありません。

そして、アンケート調査も行いましたけれども、従業員の中にも、わかっているけれども訂正しないでいいと言ってくる方もおられるんです。いろいろな事情があると思います。だから、そういうこともすべて含めて、少しでも早くするように努力をしたいと思っています。

○山井委員 ではそこで、時間にも限りがありますので、二十八ページ。

まさに大臣がおっしゃったような法改正を、私たちは今民主党で参議院に提出しているんですよ。年金記録回復促進法案。一言で言いますと、証拠主義の限界なんです。無理があるんです。そして、かつ、今の三分の二が却下されているという話は、証拠がないなら却下するというのは、もとも二年前の参議院選挙で安倍元総理が、被害者を救済するために第三者委員会をつくったという趣旨、それと、梶谷委員長が、被害者の立場に立つて不合理でなかったら救済するという趣旨から大きく逸脱しているんですよ。

ですから私たちは、津田弥太郎議員が中心になつてつくられた法案ですが、こういう法案を出して、社保庁や第三者委員会の現場をこれ以上苦しめるのではなくて、証拠がなくても、まさにもとも梶谷委員長がおっしゃったように、不合理でなかったら幅広く認めていく、こうしないとこの問題は收拾がつかないんです。それで、もし甘過ぎるという国民からの批判があるならば、それはお役人の方々に浴びてもらうんじゃないかと、そういう法案を提案しております。参議院でも与野党の方々にぜひ審議にに応じていただきたいと要望いたします。

そこでもう一つ、先ほど舛添大臣がいろいろパターンがあつて難しいとおっしゃいましたが、

今回の二万人の調査で百五十九人の関与した人の具体的な名前が明らかになったわけですね。二十六ページにありますように、改ざんに社会保険事務所の職員の関与をうかがわせるという回答をされた方が千五百六件、具体的に内容のある回答をされた方が百五十九件。

そこで大臣、きょうも質問通告をしています。が、こういうパターンで社会保険事務所の方々が改ざんの提案があつたなり、こういう形で改ざんになったという具体的な事例を、十パターンでいいので、差しさわりのない形にして結構です。から、ぜひ十パターンぐらい公表していただきたいんです。もう百五十九人も特定できているわけですから。そういう話を公表していただいたら、オレンジレターをいただいた方々も、あつ、そういえば自分たちの会社もそういう状況だったなあということとかがわかつてくるんです。ぜひ大臣、十パターン、これを公表していただきたいと思っています。

○舛添国務大臣 職員関与について具体的な回答があつたのは、今おっしゃったように百五十九件あります。今これを一つ一つ事実であるかどうかを含めて、つぶしているという細かい調べている段階でありますので、その一つ一つのパターンをきちんと見たと、ただ十パターン取り上げてどうということではなくて、きちんと調査をした上でどうということであつたのかということとをきちんと公表したい。そういう方向でやりたいと思っております。

○山井委員 いや、オレンジレターはもうほとんどこの四月に行っているわけですから。きつちりとしたものでなくていいんです。大体こういうパターンが改ざんとしてありましたよということいいんですが、早急にそれを公表していただきたいんです。いつ公表してもらえますか。

○舛添国務大臣 パターン化できるかどうかまだわかりません。ですから、一つ一つについてそれは証言を求めて、こういうふうに思う、この人にこう言われた、ただ、本当にそうなのか、相手

に当たって調べてみないといけない。

ですから、そういう手続をきちんと踏んだ上でパターン化できるかどうか、それが必要だというふうに思いますので、ぜひ国民の皆さん方、オレンジの封筒が来たら、よくよく見ていただいて、そこから先は全力を挙げて我々はその解明をいたします、そういうことであります。

○山井委員 極めて被害者に冷たいんですね。それぐらい公表してくれていいじゃないですか、幾つかのパターンぐらい、被害者のためになるんだつたら。こんな改ざんのことなんかわからないんですよ、一般の人は。おまけに、これを申し込んだらほとんどが第三者委員会送りになって、待つていたらいいんじゃないかと、いろんな昔の証拠を出せ、証拠を出せと言われるわけでしょう。なかつたらだめでしたと却下されるんでしょう。そんな不誠実なやり方は私はないと思いますよ。

せめて幾つかのパターンを公表して、オレンジレターが来た人が判断しやすくする。実際、百五十九人の方が具体的な証言をしているんですから。言っちゃ悪いですけども、それを公表されないと言ったつたら隠ぺいですよ。何で隠すんですか。発表できない理由を言ってください。全部でなくていいんです。幾つかのパターンを発表してください。発表できない理由を言ってください。

○舛添国務大臣 パターン化できるかどうかわからないので今調査中だということでありま

すから、片一方だけの話を聞いているわけではなくて、全体を見ないといけない。

そしてこれは、私も相当調べていますけれども、まさにさまざまなケースがありますよ。それで、本当にどうしようもない経営者がこういうことをやったというのもあるし、それから、職員の関与がどこまでどうだというのは、これは本当によく調べないとわかりません。どこまで証拠が残っていますか、そういうことを含めた上で、きちんとこれは一つ一つ調査をして明らかにします。

一日も早く救わないといけないんですから、一日も早くオレンジの封筒を送って、皆さんの協力を仰いでいるわけです。ですから、きちんと我々はやっていく、その言葉に偽りはありません。

○山井委員 では、いつその結果を公表してくれるんですか、どういうパターンがあったなり、どういう実態で改ざんが行われたという。これはもう二月には百五十九件と出ているんですから。いつ発表するんですか。明確に言ってください。

○舛添国務大臣 半分ぐらい、今実態調査が相当進んでいると思いますから、できるだけ早く全体像が明らかになったところでお知らせをしたいと思っています。

○山井委員 できるだけ早くと言って、私たちは一年ぐらい待たされる案件が多いんですよ、この年金の關係は。

いつごろですか。四月末までには出してもらえますか。

○田村委員長 舛添大臣、時間が来ておりますので、最後の答弁をお願いします。

○舛添国務大臣 調査の結果がわかり次第やりたいと思います。

○山井委員 本日に被害者救済のことをもつと真剣に考えてくださいよ。一日も早くとか言うんだったら、明確に時期を言ったらいいじゃないですか。

以上で終わらせていただきます。

○田村委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時一分開議

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。内山晃君。

○内山委員 民主党の内山晃でございます。

舛添大臣、お疲れのところ、一時間おつき合いをいただきたいと思います。どうぞよろしくお願

いいたします。

まず冒頭に、大臣にお尋ねをしたいことがございます。

雇用調整助成金、全国で百八十六万人の申請が出されている、どこのハローワークも大変な思いで処理をされているということをお聞きしております。私も、厚生労働省の担当者からこの雇用調整助成金に関してレクを受けてまして、やはり多くの皆さんにこの内容を周知させていただきま

した。せんだつて、担当者にまた再度ちよつと確認をと思つてお電話を申し上げましたら、担当者が何と異動でいないんです。何で、この雇用調整助成金、百八十六万人も申請が出ているこういう真つただ中に異動をされてしまうんだらうか。非常に優秀な担当者でして、各労働局に通知を出すとか提出書類の照合省略なんかを積極的にやっていた方なんです。

やはりこういう時期には人事異動、定例のといえは仕方がないかもしれませんが、少し配慮をするとか、そういったところが国民を向いた行政ということを考えれば行われてしかるべきだな、こう思うんですけれども、御所見をいただきたいと思っています。

○舛添国務大臣 指定職というか一定職以上の人事じゃないと私のところまで上つてこないものですから、そこまで完全に把握しておりませんでしたが、けれども、委員の御指摘を重く受けとめて、今後、人事政策をきちんとやりたいと思います。

○内山委員 続きまして、もう一問舛添大臣にお尋ねをします。

三月三十一日に、麻生総理は年金記録問題に関する関係閣僚会議で、記録確認が終わっていない、年金支払いに時間がかかるという問題は、来年一月に日本年金機構がスタートするまでには決着をつけておきたい、こう話されていますけれども、どのように決着をつけるのか、主管する担当大臣にどのような指示があったのか、お尋ねをしたいと思います。

○舛添国務大臣 これは、年金閣僚会議の席でも総理もおつしやいましたけれども、やはり年金記録問題を一日も早く解決したい。

新しい組織ができるわけです。もちろん、それまでに全部は片つきません。さまざま残った問題もあります。しかし、例えば、ねんきん特別便、一億六百万人に送って、約七千万人に御回答をいただいた、そのうちの九割、つまり六千数百万人がもう自分は解決したとおつしやっていたにいたる。これをさらに数値を高めていって、皆さんどうですか、年金記録問題はと言つたら、ほとんどの人が、いや、私はもう解決しましたというところまで持っていって、一区切りをつける。

そういう意味なので、人員も一万人体制にふやして全力を挙げてその目的を得るように、もちろん、だからといって新しい年金機構で一切記録問題をやらないんじゃないで、残った問題はきちんと処理します。そういう方針でございます。

○内山委員 安倍前総理も、在任中といいますが三月までと大見えを切つて、やはり失敗をしてしまったわけでありまして、一月にある程度決着をつける、これは私なんかが見ると相当不可能だろう、こういうふうな期日を設けること自体がさらにやはり混乱を招いてしまうのではなからうかと本日に危惧をしております。ぜひその辺はしっかりと国民を向いて仕事をしたい、いただきたい、こんなふうにお願いを申し上げます。

それでは、ねんきん定期便につきましてお尋ねをしたいと思っています。

四月三日より送付が開始されましたねんきん定期便、国民年金と厚生年金の現役加入者七千万人に對してねんきん定期便が送付をされました。封筒はオレンジ色と水色の二色で、オレンジ色の封筒が届いた方は、記録に漏れや誤りがある可能性が高いとのことであります。水色の封筒で送付された方にも、オレンジ色と同等に記録漏れや誤りのある方もいると考えられますけれども、封筒の色違いで区分けした基準を説明していただきたいと思っています。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。ねんきん定期便の送付用封筒の色分け基準というところでございます。

今も委員の方から若干お話ございましたように、今月から送付を開始しておりますねんきん定期便、一定の注意喚起の書面を送付しているわけでございます。

それは、具体的には、一つは名寄せ特別便に回答なさっていない方、あるいは訂正なしということで御回答をされた方の中で、名寄せされた記録が特に御本人の記録ではないかと思われる可能性の高い方である場合、それからもう一つ、標準報酬の遡及訂正処理事実というものがございまして、けれども、これに一つでも条件として該当するものの延べ数が百四十四万というところになってございまして、この百四十四万件に該当する記録の持ち主、そういう方々に確認していただく必要があるということでお送りしているのが、注意を比較的に引きやすいオレンジ色の封筒ということでございます。

水色はそれ以外の通常の方ということでございましてけれども、今もお話ございましたように、水色の封筒であるからといって、これは誤りが無いということには必ずしもならないわけでございます。まずはお送りした標準報酬月額の記録をよく確認していただいて、そして、もし誤りがあれば、その旨を回答票の方に御記入の上、御返送いただくというふうなことをお願いしている次第でございます。

○内山委員 ねんきん定期便の、今お話しいただきました標準報酬月額の月別状況の見方というところをお尋ねしたいと思います。

注意を要する記録、こう書かれておりまして、朱書きで印字された部分をどのように見たいのか。これは私も朱書きで書いてある現物を見ましたけれども、どうやら三パターンで書いてあるようであり、その三パターンが、どれがどのようなパターンになるのか、これは一般の方に読めといつてもわからないんじゃないかと非常に危

惧しているんですけれども、わかりやすく説明を
いただけませんか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

標準報酬の不適正な遡及訂正処理、これにかか
わる条件は三つあるわけでございます。

一つは、標準報酬月額額の引き下げ処理というも
のが行われた日あるいは翌日に資格喪失処理とい
うものが行われているという条件、それから次
が、五等級以上遡及して標準報酬月額が引き下
げられているという形の条件、それから三つ目が、
六カ月以上遡及して標準報酬月額が引き下げら
れているといった三つの条件、いずれかに一つでも
該当する方については文書を同封しております。

それで、この三つの条件に従って見ればわかる
ような形になっているかと、そのところは、自分
は必ずしも、一目ではと見て、そうか、自分は
これに該当するのかわからないような形にはなっ
ていません。そのところは、パターンによって
は、例えば、資格喪失日のところが資格喪失とい
うふうに一連の記録の中で書いてある部分が、月
があります。その部分も朱書きであれば、これは
今申し上げた中の一番目の条件ですね、標準報酬
月額額の引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪
失処理が行われている、こういうパターンだとい
うことはわかるんですが、それ以外のパターンに
ついてはわかりにくいということ、これは事実で
ございます。

そこで、御案内した文書の方にも書いてあるの
でございすけれども、表の上の部分に当たりま
すが、箱でくくった開きの部分がございす。そ
こに、コールセンターまたは最寄りの社会保険事
務所の方にお問い合わせをくださいというふう
に御案内申し上げておまして、具体的にどうい
うようなパターンでの遡及訂正の対象なのかとい
うのは、大変恐縮ですが、そういう形でお問い合
わせをいただくことで確認をしていただく、こうい
うことでお願いをしているところでございす。
○内山委員 ただいま御説明いただきましたけれ
ども、私は、見本は手元にあるんですけども、

これは朱書きで書いてあるといっても、全然わか
らないですよ、全く。だから、これをいただいた
方がすべて電話で相談をかけるとしたら、また膨
大な相談受け付けが起こり得るんじゃないかろう
か。

さらには、今、オレンジ色と水色ということ
で封筒を分けていますけれども、オレンジ色はこ
ういう形で朱書きの、三つの条件、標準報酬月額
の引き下げの処理と同時にしくは翌日に資格喪失
処理が行われている、標準報酬月額を遡及して五
等級以上引き下げている、六カ月以上遡及して標
準報酬を訂正している、この三つのパターンはこ
の部分では読み切れない。

かといって、水色の方の封筒で送られた方には
こういう朱書きの部分はないわけでありま
すから、この方たちがこの三つに該当しない範囲で自
分の記録と正しくないものがあっても気がつか
ないんじゃないだろうか、こんなふうに危惧をして
いるわけですよ。

例えば、五等級未満、それから遡及六カ月未満
というのは書かれないわけでありま
すから、そういう人たちに對してさらにこれは注意喚起を
しなければ、この同封しているものでは全く読め
ない、そんなふうにいるんですけれども、い
かがでしょうか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

そもそも、今回送付を始めたねんきん定期
便に盛り込んでおります、さまざまなお一人お
一人の個人情報となる記録でございすけれども、
一つ一つをきちんと理解して、そして御自分が御
承知の自分のヒストリー、加入履歴、そういった
ものと突き合わせて正確に理解するというのは、
通常の感覚でいえば、これはなかなか難しい方
の部類の確認作業になるんだろうというふう
に思います。

私ども、そういうようなことは一応前提とさ
せていた上で作業を進めておりまして、封筒
に注意喚起の文書を入れたりすることで、ある
いはリーフレットを入れることで十分だとい

には思っておりません。そういうような観点か
ら、やはりさまざまな形で周知、広報をきちと
図っていくということが同時に必要なだろうと
いうふうには思っております。

例えば、先月の二十二日になりますけれども、
政府広報ということで、新聞紙大の四ページ物の
折り込み広告、これは三千万部以上でございま
すけれども、全国の御家庭の方に折り込みとい
う形で入れていただけたらどうか、あるいは、もうお目
に付けているかと思ひますけれども、報道機関にお
いても、さまざまところにいるいろいろなアクセ
ントを置いていただながら御案内をちようだいし
ているというふうなことで、大変ありがたく思
っているわけでございます。

そういうような政府広報等を通じて国民の皆
様の御案内あるいは広報というのは、引き続き
ちつとやっていく必要があるだろう。その中で、
この封筒の意味とか、あるいはその中に入
っているものを読むときの注意点、水色だからとい
う決して誤りがないということにはなりませんとい
うようなことをきちんとお伝えしていきたいとい
うふうには思っております。

○内山委員 ぜひ、水色の部分の記録、水色の封
筒で送られた方にも誤りがあるということ
を強く記載して注意をしていただきたい、こ
うお願いを申し上げます。

それから、ねんきん定期便の中に、見込み額を
書かれている欄があります。しかし、この年金見
込み額、老齢年金の見込み額、記載されてい
ない方も多くいると思われま

それはなぜかといえますと、大臣の午前中のお
話にもありましたけれども、合算対象期間とい
うものを把握していませんから、空期間を使う場
合には、年金の受給資格として役所の方では把握
していない、だから年金額が記載されてい
ない。ここで年金額が記載されていないという人
は、なぜだろうとさらにやはり疑問を生じると思
うんですね。

給資格を判断していませんということをやはり強
く注意を喚起すべきだと思います。いかがでし
ょうか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、五十歳以上の方に向
けてお送りしているねんきん定期便、こちらに
ございす年金見込み額の欄が空欄のケースが
ございす。

それは、一部繰り返しになりますけれども、ま
さに定期便を作成した時点において御加入な
さっている制度に引き続き六十歳までその方が加入
なさったとして、私どもの管理させていただ
ける年金記録、これからすると二十五年に満
たないところとされる場合には、そのところ
の表示をしないということにしております。

しかしながら、その中には、御指摘のあ
つたいわゆる空期間をお持ちの方とか、それ
から共済期間がある方とか、そういうこと
で、それらを加えれば受給資格期間を満
たすという方は少なからずいらっしゃる
というふうに思います。したがって、そこ
に表示がされていない方すべてが一概に年金
をお受け取りできないというふうなことは
なっていない。それで、同封してござい
ますリーフレット、この中にその点につ
いても説明をつけさせていただいていま
す、御案内というふうな申し上げた方が
いいと思うのでございすけれども。

つまり、もう委員も御承知のこと
でございすけれども、これらの期間がない
方でも、受給資格期間が六十歳まで満
たせないからといって、さらに延長措置
がございすね、六十歳の方であれば六十
五歳とか、それから七十歳とか、そうい
うような形で任意加入していただくこと
で加入期間が延び、それによって受給
資格期間が満たされるということ
で、将来、年金をお受け取りいただける
場合もあるものですから、見込み額の記
載がない方については社会保険事務所
などに御相談くださいということ
をリーフレットに記載させていただきます
というところでございす。

このところ、丁寧にやっていきたいと思ひます。

○内山委員 リーフを見せていただきまし。率直に言つてわかりにくくて、一般の方は多分読めない、そんなふうに判断をしました。ですから、見込み額を書いていないのは年金受給資格を判定してないからだということ強くやはりもつと吹き出しに書くべきだと思います。ぜひそれは検討していただきたいと思ひます。

それから、同じように、厚生年金基金に加入された方、年金基金に加入された年金額は、やはりこの見込み額に入っていないと思ひます。

私も、年金の相談をしますと、社会保険事務所、年金見込額照会回答票というのをとりまして、初めて自分の年金額が幾らになるのかを見ますと、厚生年金の基金の加入が長い方は額の低さに大変驚くんですね。それはなぜかといふと、社会保険事務所等から出てくる見込み年金額の中には、加入している基金の代行部分が入っていないんですね。

今回のねんきん定期便の年金見込み額の欄にも恐らく代行部分が計算されてこないだろうと思ひます。ですから、そこが入っていないといふことは、あの送られている書類を見ても判断できないんですよ。ここは、やはり基金加入分に関する年金額は含まれていないということをもつと大きく注意を喚起すべきだと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

今の御指摘の点も、私も、非常に重要かつその取り扱いに苦慮した点でございます。なぜ苦慮したのかといへば、これも委員御案内のように、厚生年金基金の加入期間がある方の年金でございますけれども、基金が国に代りて支払う額は、それぞれの基金独自の乗せをあわせて支払うという形になっているわけでございます。基金によつて計算方法が異なるということ、私ども、一律的に個々の基金における計算方法などを把握することがなかなかできないものですか

ら、結局、社会保険庁ではこれはお示しできないということ、今回、そのような取り扱いをしたわけでございます。

それにかわる情報として、これもねんきん定期便のリーフレットに書かせていただいておりますけれども、基金の加入期間のある方の年金見込み額というのは、加入していた厚生年金基金あるいは企業年金連合会、こちらから支払われることになっていて、その部分は除いていくということをお断りさせていただいていくということ、それから、お問い合わせ先は加入期間の長さに応じて基金あるいは企業年金連合会、こういうことになりまして、この御案内をさせていただいていくということになります。

○内山委員 今御説明がございましたけれども、厚生年金基金の代行部分というのは計算できるはずですよ。加算部分はできないとしても、だから、せめて代行部分を含めて計算の中に入れるとか、そういう努力が必要だと私は思ひますけれどもね。

代行部分は社会保険事務所で計算して、厚生年金基金加入期間は厚生年金に加入していたものとみなして計算することは今のシステムでもできるはずですよ。ただ、加算部分に関しては、それぞれの厚生年金基金に問い合わせなければわからない。だから、せめて代行部分だけでも入れておけばよかつたんじゃないか、そんなふうに思ひうわけでありまして。

これから、七千万、五月雨式に出してくるんでしようから、改善できるものは早急にやはり改善されていかないと、相談窓口が今だつてパンクしているんじゃないんですか。ねんきん定期便のこの相談窓口、実はねんきん特別便の相談窓口と一緒に結ばないですか、電話番号が。だから、私も何度かけましたけれども、全くつながらない。これは一体どうなっているんですか。四月三日からやつて、電話がつながらない、こういう状況になつていきますよ。これからどういう増員体制、相談体制をしくんですか。答えてください。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

ねんきん定期便の専用ダイヤルというものを設置させていただいております。これは、十九年の十二月から送付を開始して、そして昨年十月末をもつて送付を完了しているねんきん特別便に係る御相談に対応するための電話相談体制があつたわけでございますが、これを引き継いでいるということでございます。しかし、引き継いでいるといひましても、今申し上げましたように、特別便に係る相談のピークはもうはるかに過ぎてございまして、現在、そういう形で引き継いでも、メールはねんきん定期便に係る御照会が中心ということになるんだらうというふうに思ひております。

それで、どのような体制を組んでいるかということなのでございますけれども、ねんきん特別便を送付したその時期における被保険者の皆様からの照会件数の実績、これを一参考にして、電話相談のいわばある一定期間における量といふものを見込んで、そして定期便においてもそれに近い姿が、お問い合わせがあつたとしても一定の幅で対応できるように体制を組むということで組んでおりまして、具体的には五百席の電話相談体制を組んでいこうと思ひます。

それで、直近のところの応答率をちよつと御報告しますと、四月の三日金曜日に送付を始めております。それで、休み明けのおととい、六日月曜日です、このところのコールセンターの応答率は四五・五％、それから昨日は五九・一％というふうな形になっております。

これは、先ほどもちよつと触れましたけれども、各方面において広報をしていただいているといふことで、一定程度の御関心もある、それから内容についていろいろ確認したいこともある、こういうようなことでのお問い合わせかと思ひますが、こういう状態がずっと続くといふふうには思ひておりません、大体週に二回、コンスタントに分散させながら送付していきますので、私どもも見込みとしては、全体、最終的に特別便の場合には九〇％を超えるような応答率になつたわけ

でございますけれども、それに近い状態で今後推移していくのではないかと今思ひております。

○内山委員 このねんきん定期便に同封した「あなたの年金加入記録に結びつく可能性のある記録のお知らせ」についてお尋ねをしたいと思ひます。

年金制度に加入した期間のみで、勤務していた会社名が書かれていないんですよ、記録だけ。なぜ会社名を書かないんですか。ぜひそれをお尋ねしたいと思ひます。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。結びつく可能性のある記録の情報をどういう形で提示し上げるか、このところはいろいろな考え方があるんだらうと思ひます。

今御指摘があつたのは、厚生年金については事業所名、国民年金であれば市町村名をお知らせすべきなんじゃないのか、こういうことかと思ひます。

そのことについては、一つは、お知らせを送りする相手というのは現役加入者の方々でいらつしやいまして、結びつく可能性のある記録も比較的新しいものでございます。そういうことで、記憶を喚起しやすい方々といふふうに申し上げてよろしいのではないかと今思ひます。

それからもう一つ、情報の提供は、同時並行的に、電話とかあるいは社会保険事務所などにおけるフェース・ツー・フェースでの相談、そういうところでも具体的にやっております、結びつく可能性の記録といふのはこうです。そのときに、今お話があつた事業所名とか市町村名をお伝えしております。そういうことで、代替の手段は、電話という簡便な方法も含めて、でございます。

それから三つ目に、事業所名まで表示するようになりますと、やや技術的な話になりますけれども、プログラム開発といふのを改めてしなければいけないということになりまして、そうすると、やはり開発のための作業に一定期間要する。これらのような事情から、お知らせについては

事業所名などを記載することはしなかったということ御理解願いたいというふうに思っております。

○内山委員 ねんきん特別便、名寄せ特別便のときでも、事業所名を最初書かなかったわけですから、それでなかなか注意が喚起できずに、自分の記録を送られたにもかかわらず、自分ではない、確認できず。また、当初は、社会保険事務所の年金相談の窓口に行っても、勤めていた記録、会社名等は教えなかった。それで、かなりやはり二度手間、三度手間になったケースがあったわけじゃないですか。

せつかくねんきん定期便で送るのに当たって、どのくらいそのプログラム開発とか費用がかかるかわかりませんが、ここで会社名があれば一回で済むものを、さらに、これで自分の記録ではないという形で、訂正なしの方にも送るわけでしょう、回答していない方にも送るわけでしょう、そうしたら、そこで自分の記録ではない気がつくチャンスが失ってしまうじゃないですか。やはり会社名を書くべきなんですよ。そうしなければ、送った意味がないじゃないですか。

これは、どのくらい費用がかかるか後で教えていただきたいと思いますが、名寄せ特別便の一千三十万人のうち、未回答は二百八十九万人、訂正なしの回答のはがきを送った方は二百六十六万人、合計で五百五十五万人。名寄せ特別便というのは、五千万件の由に浮いた年金記録から、コンピューターで管理、検索し、基礎年金番号と結びつく可能性の高い、九九・九%みたいな方に送付したわけじゃないですか。にもかかわらず、五四%の人が年金記録の訂正に至っていないわけですね、こういうことをやっている、またその二の舞になるんじゃないかと非常に危惧するわけでありますよ。

今後出すのに当たって、会社名を書くというのができないんですか。どうなんでしょうか。

○石井政府参考人 お答えいたします。ここはやはり、これが受給者であれば、受給者

も年齢の幅がずっとあって、相当御高齢の方もいらっしゃると思いますし、記憶が薄らいでいる、あるいはない状態から思い出していただく、そのよすがとして具体的な名称を入れるというのは必須かと思えます。

けれども、繰り返しになって大変恐縮ですが、でも、基本的には、六十歳までの方、今の五十代、六十代というのは、こう言ってはなんです、かつての同じ年齢の方よりははるかに記憶の点でも、こういう比較はあれですけども、悪いということはない。生理的な年齢そのものも、かつての同じ年齢の方に比べればいいコンディションのもとにあるんじゃないかというふうに思うわけですね。何しろ年齢よりも若い、そういう状態にある方が、五十代、六十代にいらつしやいます。六十代はあれですけども、五十代、四十代はいらつしやいます。

そこら辺のことを考えますと、お問い合わせをいただければ情報を提供させていただくという手段も別途講じておりますし、それから、何も情報を提供しないわけじゃなくて、加入制度、その制度に加入した年月、それから加入しなくなった年月、要するにここまでの情報は御提供申し上げておりますので、やはり、定期便に添付しております注意喚起文書もお読みいただければ、これは何かがあるということはおわかりいただけるはずなので、そこそこは、恐縮でございますけれども、プログラム開発というようなことで対応するよりは、直截にお尋ねをいただくというようなことで対応していきたい、また、そういうようなこととで対応させていただいているんだということを引きつつと広報していきたいというふうに思っております。

○内山委員 それは注意深く見せていただくと思えます。

名寄せ特別便、全員特別便を一億九百万人に送付した状況で、平成二十一年一月三十一日の数字で申し上げますと、未到達が二百八十八万人いるわけですね。住所が不明だということで届かなかった。

た。こういう届かなかった人に、今後どういうフォローアップをするのか、それをお尋ねしたいと思えます。

○石井政府参考人 お答えいたします。

ねんきん特別便をお送りして、その到達しなかった約二百八十八万人の方々にに対する対応でございますけれども、基本的には、そのような方々については、お届けいただいている住所が正しいものでないということが原因で、住所不明で戻ってきているというふうに思っております。そういう方々にあります、やはり早急に特別便をお届けして確認をしていただく必要がありますので、いろいろその取り組みをやっております。

順々に申し上げますと、まず一つは、住所変更届というものをいただいているんじゃないだろうかと、それと行き違いになったんじゃないだろうかと、そういうような観点から、戻ってきた方に関しまして、それまでの間に住所変更届の有無をまず確認いたします。お届けいただいている場合には、当然のことながら新しい住所に速やかに再送付する。

それから次に、そういった変更届をいただいていないというケースがございますけれども、これは社会保険事務所において、住基ネット情報を活用する、あるいは市町村、事業主の御協力を得ていけば住所の調査をさせていただくということ、把握できた場合には新住所に送付するというようなことをやっております。

並行して、住所が変わったただけ早くお届けくださいということを政府広報でどとしの秋からずっと続けておりますけれども、引き続き、その広報も初めとして、さまざまな方法でお届けをしていただくことの大事さの広報をしていきたいというふうに思っております。

○内山委員 同じく、全員特別便の、加入者六千四百四十八万人の人たちに対して未到達が二百二十万人おられるわけですね。この二百二十万人に対しては、今回のねんきん定期便も届かないわけじゃないですか。これはどういうふうに対応

するんですか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

この方々につきましても、今るる申し上げましたけれども、基本的には同じような方法で丁寧には、まず、今現在の住所がどういうふうになっているのか、そのところの調査をきちんとするというのをやって、それで把握した新住所にお送りすることによって対応することかというふうに思っております。

○内山委員 その処理の仕方によつては、ねんきん定期便が、住所が不透明な方には届くのが大分おくれる、または届かないということになるわけでありませう。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

ねんきん特別便のときもそうでございますけれども、何らかの理由で特別便が届いていない方というのはいらつしやらずでございます。そういう方々に向けては、特別便が届いていないけれども、どうぞ御連絡をくださいということを、昨年の十月以降ですけれども、ずっとやってきております。それと同様のことをこのねんきん定期便についてもやるのが一策かというふうに思います。

つまり、御案内のように、この四月から、毎誕生月ごとにお送りするわけですね。ですから、四月生まれの方が、六月になっても七月になっても定期便が来ないということは、やはり何かトラブルがあったというふうに考えていただくべきだと思います。

私どもの方も、そういうことがないようにいろいろ注意していきたいと思っておりますけれども、仮にそういうようなケースが発生した場合においては、やはり社会保険事務所なりに御連絡をいただくというようなことも、あわせていろいろお伝えしていくということが一策かと思えます。

○内山委員 二百二十万人もいらつしやいますので、それはもう本当に全力を挙げて進めていただきたいな、こうお願い申し上げます。

同じく、今度、ねんきん定期便ではなく、年金受給者の方にはお知らせというものを年内に送付

するようでありませうけれども、厚生年金と国民年金の受給者にはどういふものをお送りするのか、お尋ねをしたいと思います。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

受給者の皆様に、それぞれの方の年金支給の基礎になっている年金情報の中の標準報酬の記録を送付する、時期としては本年中に送付を開始する、こういうお約束をしているわけでございますけれども、中身についてはまだ具体的に固めてございませう、どのような形で整理するのがいいの、なお検討中ということでございます。

○内山委員 先ほどは、加入者に関しては会社名を書かないと。けれども、今度は受給者に対しても記録を送るわけですね。そうすると、会社名は受給者にも書かないんですか。標準報酬を訂正されている受給者の方は当然いらっしやいますよね。どうでしょうか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

現役の加入者については、先ほど申し上げたようなことを勘案いたしましたして、事業所名などを記載することはいらない、そういう形で記録の御提供になっているわけでございますが、受給者の皆様ということになると、これは事情がやはり違うんだらう。

先ほど申し上げたように、相当御高齢の方も送付の対象になってまいりますので、したがって、記憶を喚起していただきやすいような形という観点から申し上げれば、私どもが持っているそういった事業所名などの情報、これはむしろ御提供申し上げる方向で取り組むのが基本ではないかというふうに思っておりますが、現在なお詰めているところでございます。

○内山委員 ぜひそこはわかりやすいものを明記していただきたいな、こうお願い申し上げます。それでは、日本年金機構の件に関して二点ほどお尋ねをしたいと思います。

来年一月から日本年金機構がスタートいたします。社会保険庁解体になりまして余剰となる職員の再就職あっせんというのは今どうなっているの

か、お尋ねをしたいと思います。

○薄井政府参考人 お答え申し上げます。

日本年金機構設立時の職員の採用につきまして、民間の有識者より成ります職員採用審査会の意見を聞いて、設立委員会の方で採否を決定する、こういうことになっております。現在、職員採用審査会の方でその審査が進められているところでございます。

この審査の結果、機構に採用されないこととなる職員が出ますれば、それにつきましては、昨年七月に閣議決定をいたしました日本年金機構の基本計画に基づきまして、退職勧奨なり、あるいは厚生労働省への配置転換、官民人材交流センターの活用などによりまして、分限免職の回避に向けてましてできる限りの取り組みをしてまいりたいと考えているところでございます。

○内山委員 続きまして、日本年金機構の年金相談業務というのは社会保険労務士会に委託をするというように言われておりますけれども、

現在、社会保険事務所で年金相談を要請されて派遣をされている社会保険労務士の話を聞きますと、なかなか手が足りないんだということなんです。

それはなぜかといいますと、極めて報酬が低い。年金記録確認第三者委員会のお手伝いをしていられる方と報酬の開きが物すごくありまして、これからねんきん定期便の相談、さらには特別便のまだまだ積み残しをしている部分、こういったものを考えますと、国民に大変重要な年金相談業務を行う人たちに對してそういう低い報酬でいいのか、そんな思いを持っているんですけれども、いかがでしょうか。

○薄井政府参考人 お答え申し上げます。

現在、全国五十カ所に設置されております年金相談センターでございますけれども、日本年金機構の基本計画におきまして、これは外部委託を行うということと整理をされているところでございます。

その委託条件等につきましては今後決定をして

いくことになるわけでございますけれども、委託先におきまして的確な年金相談ができるように、委託条件等につきましても、予算面の制約もある中ではございますけれども、今後よく検討してまいりたいと考えているところでございます。

○内山委員 それでは、国庫負担割合二分の一の質問をさせていただきたいな、こう思っております。

家計消費の二割が年金の地域もありまして、マクロ経済に占める年金の割合というのはとても大きいわけでありませう。高齢者世帯所得の七割が年金で占められ、高齢者世帯の六割が年金しか収入がない、こういう生活をしているところもあるわけでありまして、今回、基礎年金国庫負担割合が二分の一になりますと年金財政がどのようになるのか、国庫負担を二分の一に引き上げる意味というのはいかなのかということをお尋ねしたいと思っております。

○渡邊政府参考人 お答え申し上げます。

今回の国庫負担の二分の一への引き上げというのは、年金財政の長期の安定のためにどうしても欠かすことのできない、非常に大きな役割を果たすものだといふふうに理解をしております。

御承知のとおり、平成十六年の年金制度改正においては四つの柱がございました。一つは、毎年保険料の上昇をお願いするけれども、将来は上限を固定します。それから、その範囲内でやれるように、給付水準を自動的に調整する特別の仕組みを導入します。それから、従来は積立金はそのままという原則でございましたが、積立金を活用して給付に充てますという三つの原則に加えて、国として基礎年金国庫負担割合の二分の一への引き上げを行って長期的な財政均衡を図ろうというものであり、結果として、現役世代の負担を過重なものとしないうちでございます。

これは、本来は恒久財源を持つてきちつとやるということだとは思いますが、二十一年度からしつかり二分の一にしていかなければ年金財政が非常に将来に向けて安心なものとならないという

認識に立ち、二十一年度からの二分の一は国民に対する約束であるという位置づけのもと行っておりますのでございます。

今御審議をいただいているわけでございますが、仮にこれが成就しないということでもそのまま推移いたしますと、参考までに今回の財政検証の際に試算をいたしましたところ、基礎年金はあと十八年で給付ができなくなる部分が発生するということでございますので、将来の安定のために、ぜひ二分の一の国庫負担というこの提案を実現させていただきたいといふふうに思っております。

○内山委員 国庫負担割合が二分の一ということと大きく構えますと、これで社会保険方式なのか。基礎年金の半分を税方式で、残り半分を社会保険方式に変換をしたのか、こうもとらえるわけでありませうけれども、その辺はいかがでしょうか。

○渡邊政府参考人 我が国の年金制度は、長い歴史の中で、自立自助の精神のもとに、そして支え合いの仕組みに参加することというのを大変重要視しております。拠出方式、つまり社会保険方式を基礎としておるわけでございます。

今回の二分の一の措置、基礎年金についてでございますが、そうした参加して拠出をするという社会保険の世代間の支え合いの部分と、それから受給者も含めて全国民がこの制度を国としてしつかり下支えるために税で負担するという面が一對一の関係になるわけでございます。

社会保険方式といふものの原点は、やはり参加して拠出することによつてその実績が給付に反映されるというものであると思っておりますので、一對一の関係で運営していく中で、この社会保険方式のメリットあるいは必要な特性といふものは発揮されるものと考えております。

○内山委員 平成十六年改正によります年金財政の確立のため、所要の安定財源を確保する税制抜本改革を行った上で基礎年金国庫負担割合を二分の一に引き上げるとしてまいりました。今回、財源は財投特会を二年間使用するというところで、十六年

改正法附則に反しないのか、こんなふうに疑問を持っていますけれども、答弁を求めます。

○渡邊政府参考人 先ほどもちよつと触れさせていただきましたが、今般、二十一年度から国庫負担を二分の一にするというのが年金制度の持続可能性を確保する観点で極めて重要であるというふうに考えたための措置でございます。恒久財源が得られるまでこれを先送りするという判断はとらなかったわけでございます。

しかしながら、本来、御指摘のとおり、十六年改正の際には、恐らく立法者の意思といたしましては、十九年度あるいは二十年度に税制の抜本改革が行われるであろう、したがって、二十一年度は四月から満年度でそうした税収というものを利用できるだろうという想定のもとであつたと私も理解しておりますが、残念ながら、経済の情勢あるいは財政の状況等々の中で、十九年度、二十年度という税制の抜本改革は、現時点ではできていないわけでございます。

その意味で、中期プログラムを定め、二〇二一年度に向けて景気を回復するよう全力を尽くし、経済状況を好転させることを前提にして、遅滞なく税制抜本改革を実施し、二分の一を恒久化できる安定財源を確保していくということを明らかにした上で、所得税法等改正それから財源確保法とあわせて、三つの法律一体として、今回、国会に提案させていただいたわけでございます。

そうした大きな枠組みの中で、あえて十六年改正法の定めるところを、今回、一部改正法という形で書きかえさせていただいて、二十一年度、二十二年度においては、二分の一は実現するが、臨時の財源、それを法律上、財政投融资特会の一般会計への繰り入れということで確保いたしまして実現を図っていくことにしたものでございますので、必要に応じたぎりぎりの政策判断として御理解賜りたいと思います。

○内山委員 御丁寧に御説明をいただきましたけれども、これから聞こうとするところも答えていただきますようです。

単純な質問をいたします。財投特会は安定財源なのでしょか。

○渡邊政府参考人 先ほどもちよつと触れたかもしれませんが、位置づけとしては、私ども、臨時の財源という位置づけでおります。

○内山委員 安定財源ではないですよ、臨時の財源ですから。ここはやはり、十六年改正法附則の部分に反しているんだらうと僕は思うわけであります。

さらには、十六年改正法の附則に明記され、これまで安定財源による国庫負担二分の一の恒久化をしてこなかった政府の責任というのは大きいんじゃないかと思うんですよ。定率減税廃止による増収分を国庫負担二分の一の財源にすべきではなかったんでしょか。どうでしょか。

○渡邊政府参考人 今御指摘の点でございますが、十六年度改正の際に、十六年度において、三分の一の国庫負担に加えて、年金課税の見直しの当該年度分でございますが、二百七十二億を法律上明記して、追加国庫負担としたところでございます。

この状態で、当時の十六年度の財政再計算というものを、今日にきているわけでございますが、十六年改正法では、御承知のとおり、訓示規定でございますが、平成十七年度、十八年度において段階的な引き上げを行うよう努めることとされておりました。そのことと、加えてさらに平成十九年度においても、国庫負担の引き上げを行うという措置を講じてまいりました。この部分は、今御指摘いただいたような定率減税の見直し財源もあるということで、一定程度の引き上げを図ってまいりました。

結果といたしまして、約三三・三％であつたものととの国庫負担割合が、現在は約三六・五％にまで引き上げられてきたという経緯でございます。法律の定めるところにより、努力分も含めて逐次国庫負担を引き上げてまいりましたが、現状ではまだ二分の一に遠いところでございまして、この二十一年度以降につきましては、臨時の財源

をもつてしても、しつかり二分の一を実現してまいりたいという形で案をまとめたわけでございまいす。

○内山委員 まあ、厚生労働省の皆さんは手足を縛られてやっているようなものですから。保険料も水準固定、それから所得代替率も決まっていますから、なかなかやりようがないというのは事実でありまして、やはりここに政治が大きく関与しなければならぬ。

定額給付金は二兆円使うわけであります。道路千円乗り放題は五千億使うわけであります。こういったものを合わせれば二兆五千億。さらには道路特定財源、十年間で五十九兆を使う。こういったお金が年金財源に回せないんだらうか、こう思うわけであります。やはり政治が変わらなければよくならないんだと強く思うわけであります。

お配りした資料で、ちよつと時間が来てしまいましたので、そちらの方を先にやりたいと思ひます。

皆さんのところに、「在職者にかかる厚生年金保険の老齢給付の状況」という資料をお配りいたしました。これはどういう資料かといいますと、在職老齢年金の仕組みで支給停止になっている年金額の総額、十九年度分で一兆六百八十八億円になっている、こういう意味なんです。

この金額、在職老齢年金の支給停止にならなければ六十歳以上の国民に支給され、所得税も納めたでしよう、地方税も納めたでしよう、老後の安心した資金づくりにも回るでしよう、消費にも回って経済の活性化に使えるお金ではなからうか。他方、支給停止によりまして年金財政に寄与しているということも理解はできますけれども、どちらの方が国のため、国民のためになるんだらうか。

私も、年金相談を六千人ほど受けさせていたのですが、非常にやはり、就労可能年齢なんですね、六十五歳までというのは、ここに在職老齢年金というような仕組みがありますから、せつかく

働ける人が年金が減額になってしまふ。そういう意味で、労働力不足なんというの他方言われているわけであります。六十五歳まではほとんど働いてもらつて、年金は老後のためにそのままカットせずに支給をする。諸外国でも在老という仕組みを持っていないところもあるわけですから、やるべきじゃないかと常日ごろから非常に疑問を持っておつたわけでありますけれども、大臣、どうでしょか。所感で結構です。

○舛添国務大臣 私の個人の所感ということで、これが今から厚生労働行政や年金行政を縛るものではないということをお願いした上で、申し上げます。

私も非常に委員の御所見に賛成でありまして、私が昨年後半に六十になりました。仲間がたくさんいます。団塊の世代です。みんな働きたい。しかし、最大の問題は、働くくと年金がもらえなくなる。では、年金をもらえないうりぎりしか働かない。そうすると、これは人的資源の無駄遣いになる。それから、やはり外で働いている方が病気になる。たしりしないです。健康も保てる。そして、皆さんそれぞれに家庭の事情がありますから、それは資金に余裕があつた方がいい。ですから、これは私は真剣にブラスマイナスを検討すべき時期に来ていると思ひますので、少しやつてみたいと思ひます。

ただ、そのときの問題は、おつしやつたように財源問題。これで年金財源一兆円どうするのかね、そのときに説得できるだけの反論ができるか。

一つは、世代間の公平ということで、年とつた世代がたぐさん稼いでいるのに、若者は保険料ふえるのかねということにならないようにするためには、今委員がおつしやつたように、それが消費に向かう、所得税は総合課税しますから所得税に向かう、そして結局、国庫の中に入つていって、それが国庫負担二分の一を支えるということになれば、その分だけ負担をふやさなくて済む。これは世代間戦争にならない。

若い世代の負担にならない形で国庫で面倒を見て、最終的には、今言ったように一石三鳥にもなるわけですから、国の富を増すんだという計算ができれば、私は政治的判断はやっていいと思いますので、真剣にちよつと検討させていただきたいと思ひます。

○内山委員 この次、ちよつと実務的なことでお尋ねをします。

在職老齢年金の支給停止の仕組みというのは、年金をもらえう方が社会保険に加入して働くこと支給停止になります。しかし、社会保険の加入がない事業所に勤めますと、これは幾ら稼いでも支給停止にならない。これはなぜかということをお尋ねしたいと思ひます。

○渡邊政府参考人 ある意味で釈迦に説法なのかもしれないませんが、厚生年金保険の適用事業所に働いている方の話では、おっしゃる通りに、こういう制度が働く。そうでない方の場合はどうかというところからスタートしているものでございしますから、一定の条件のもとで、こういうときには年金は出します、しかし、それは調整させてください、その財源はきつと若い人たちが負担をすることにします。今日まで来ているという制度のこれまでの経緯ということを申し上げたいと思ひます。

○内山委員 大臣も先ほど検討をされると話しましたけれども、片や社会保険の適用がある事業所に勤めると減額がある、しかし、同じような報酬をもらつても、社会保険の適用がないところに勤めれば減額にならない、これは非常に不公平です。この不公平な仕組みがやはり生きています。

再就職をするときによく聞かれるんです、給料を幾らもらつたら年金減額になるんですかと。幾らもらつたらじゃなくて、社会保険の適用のあるところに勤めれば、仮に十万円だつて減額になる可能性がありますよ。だけれども、社会保険の適

用がないところだつたら、それこそ百万円もらつても減額にならない。ここは非常におかしいと思ひています。だから、ここも今の時代に合わせ、やはり、在老という仕組みを取つてしまえば社会保険の適用のない会社にお勤めになるのと同じことだと思ひますので、ぜひともそれは労働力の人的資源の活用ということも考えて検討をしていただきたいな、こんなふうに思ひております。

きょう、二分の一国庫負担の質問をさらにつくつてきたんですけれども、時間が来ておりますので次回に回したいと思ひます。よろしくお願ひします。

ありがとうございます。

○田村委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 民主党の長妻昭でございます。

本日は、質問の機会をいただきましてありがとうございます。端的にお答えをいただければ幸いです。

まずは無年金の問題を質問させていただきましたけれども、これも前から申し上げているわけでございます。社保庁の資料によると百八十八万人の方が、皆年金の国、日本で無年金になつておられるということで、それに対して調査等々を要求いたしますと、人、物、金がないんだ、こういう返事が返つてくる。しかし経済対策を見ると、これは必要でありますけれども、十兆、二十兆という巨額の金が景気よく躍る。

何も年金をふやしてほしいと言ひてゐるわけじゃなくて、本来あるべき年金に戻す、これに人、物、金をかけてほしいと言ひてゐるのに、それは金がないからできない、人手がないからできないということだつて拒絶をされておられるというのは、どう考えても、国民の皆さんの不信、不安を取り除くという意味からいつても納得ができません。ぜひ、きょうは前向きに御答弁をいただければありがたいと思ひております。

まず、きょう総務省にお越しをいただいておりますけれども、かつて総務省が平成十九年の十

月に、五千万件の宙に浮いた記録のサンプル調査というのをやっていたに思ひます。これについて、資料三ページ、二ページを配付しておりますけれども、まず総務省に概要を説明いただけましか、期間について。

○関政府参考人 このサンプル調査は七千八百四十件につきまして行ったものでございまして、その内訳で申し上げますと、通算加入期間の割合を出したものでございまして、加入期間が二十五年以上とされたものの割合は一〇％と入期間が十年以上とされたものの割合は一〇％というところでございします。二十五年以上の一〇％はこの一〇％に含まれてゐる、そういう状況でございします。

○長妻委員 今となつては非常に貴重な調査をしていただいたわけでございます。

まず二十五年を超える記録、これは一本の記録で、一つの記録で、一件の記録で二十五年以上の期間があつたということで、それが一〇％ということでございます。では、五千万件に直すとどういふか、当時のサンプル調査のもつとというのが、五十九十五万三千三百三十三件からサンプル七千八百四十件を抽出したということでございますが、そうすると、五十九十五万三千三百三十三件から見ると二十五年超の記録というのは推計何件ぐらいと思ひますか。

○関政府参考人 全体で五十九十五万五千件ということでございますから、この一〇％を掛け算をいたしますと、約五十一万五千件という数字になります。

○長妻委員 この五十一万五千件という数字は、では人数とイコールなんだろうかというふうに考へると、二十五年を超える記録を二つ同一人物が持つてゐる、しかも二つとも抜けてしまつてゐるというのはちよつと考へにくいわけでありますので、恐らく、ほぼ五十一万人というふうな推計されるのではないかと思ひますが、これは舛添大臣、五十一万人と推計することについてどう思ひますか。

○舛添国務大臣 委員おっしゃつたように、二十五年ですからほぼ一人でしょうね。ですから、五

十万人なら五十万、五十一万なら五十一万、ダブルということはないと思ひますね。

○長妻委員 そうすると、このサンプル調査の数というものは全体を推計する有意的な数であるというふうに言ひておりますので、五十一万人の方が推定すると無年金になつてゐる可能性が高いというふうな考へております。

では、今現在、無年金の方の記録が戻つて、社会保険事務所の窓口も含めて、受給権が発生したという方は何人いるんですかと聞きましたら、きょう午前中の御答弁でもありましたけれども、千四十八人。それに加えて、社会保険事務所の窓口では昨年五月から昨年十二月末までに七十四人ということだ、これは足し算しても、大体千百人ちよつとだけ。

しかし、推計五十一万人の人が非常にお気の毒な状態、お困りになつておられるのではないかと、いふふうに考へておりますけれども、これは舛添大臣、推定で結構ですけれども、どこに行つてしまつたんだ、なぜ表面に出てこないんだと思ひますか、五十一万人の方が。

○舛添国務大臣 これは、本当に五十一万かどうかは、まさにサンプル調査の推計から推したもので、それはわかりません。

それで、まさにどうなつてゐるのかというのを今一生懸命、いつも私が申し上げるように、片一方では国民の皆さんに確認していただく、もう一つの車輪を回してゐるのは、住基ネットを使つたり、データから解析する。そういうことを今やつてゐるわけでありまして、大変こつこつと積み上げていかないといいけない作業ですが、今それをやつてゐるということでありますので、一つ一つ解明していくしか手がありません。

○長妻委員 これは、ぜひ与党の方も御同意をいただければありたいと思ひますが、百八十八万人の無年金者がおられるという社会保険庁の資料ですけれども、そこで、全員を当たるべきだと私は思ひますが、それは物理的に無理だということだ、せめて三千人をサンプル調査をして、どう

なっているのか。

これは私、経済対策で十兆、二十兆使うのであればここにも、ちよつとしたお金だと思えますから、人、物、金を使うというのは、与党の方も絶対やるなとは思われておられないと思うので、舛添大臣、前向きに御答弁いただけませんか。

○舛添国務大臣 とにかく人をふやしていただく、システム改善をしていただく、それは、資源をそこに注入して、来年の新しい機構が発足するまでには何とかある程度のめどはつきたいということをやっているわけですから、そこには人的資源を投入していただくように、それは与野党含めてお願いしたいと思いますが、サンプル調査をやるよりも全数調査をやる。つまり、資源の有効な配分なので、では、サンプル調査をやりました、先ほどの推計で何万人いました、それでどうなるんですか。救われないじゃないですか。その時間と手間暇があったら一人でも早く救った方がいい。

そこがいつも長妻さんと私が違うところで、解決しようという意欲は二人とも同じなんです。方法論が違う。そこは、私は、その手間暇があればまさに一人でも多く救う、そっちの方がいいと思います。

○長妻委員 いや、その考え方は違うと思うんですね。官僚の厚い壁を突破するには数字がないとできないんですよ。五千万件の数字を出してくれというときも役所は同じ論理でしたよ。つまり、そんな数字を調べる時間があれば一人一人救うから、そんな数字をコンピューターを回して調べる時間はありませんと。これをずっと言っていて、この数字が出たから政府は動いたんですよ。

つまり、百十八万人の中でサンプル調査をする、何%がこれほどひどいことになっているんだというのがわかるんですね。また、我々も全くわからない状況がわかるわけですよ。そうすると、このパーセントがおかしいということは、百十八万人に当てはめるとこれだけの方々が今この日本でお困りになっているという実感が出て、それで

やつと政府も本気になるわけですよ。

無年金の件なんて、私が要求しても、政府は今全く相手にしていないですよ。今も、プログラムをつくった、今の工程表をそのまま行くだけで、無年金の問題はまあ後からいろいろやり直す、こういう後回しになっているんですよ。

ですから、その三千件、先ほど舛添大臣も、この無年金の問題は、五十一万、でもいろいろ複雑でわからないこともあるというのであれば、これは大臣の権限で三千件のサンプル調査をして、大した話じゃないですよ、そして表に出すと、間違いなく官僚の人たちは慌てて動きますよ。これは世間も、大きく非難あるいは驚き、こういうのが出てくると思います、あるいは気づくと思います。大きい話になりますので、ああ、自分もひよつとしたら受給できるのかもしれない。こういう効果があるんですよ。

だから舛添大臣が、仮に、いや、もう穏便に事を荒立てないでふたをしていこうという発想であれば、それはやらないという選択もあるかもしれない。三千年、大臣主導でやるということをやっていただけじゃないですか。

○舛添国務大臣 私は穏便にふたをしようになどと思っていなくて、とにかく一つ一つ着実に優先順位をつけてやりたいということをやっているわけですし、相当これは突破しないといけない壁も突破をしてくて、今着実にこれをやっている。そして、隠しているなら別ですけども、先般の三月三十一日の関係閣僚会議でも、今こういうふうにやっていますよ、三百十一万はこうですよ、そしてやっていますよと。

それで今、さらに、午前中木原委員の御質問に對してお答えしたように、それは二万五千人もあるけれども、とにかくそれは二十五年からやっていったわけですけども、十年を超えたらとにかくお知らせしてやろうと。これはやはり御本人の確認もいただかないといけない。だから先ほど言ったように、本人の御協力、つまり個人で確認してもらいますし、もう一つはデータで、その二

つを回していつていますので、これはサボっているわけでも何でもありません。

一刻も早く、一人でも救いたいと思ってやっていますから、さらなる人的資源の投入もしたいと思っております。

○長妻委員 いや、これは私も別に当てずっぽうで言っているわけじゃなくて、さっきの総務省のサンプル調査でもおわかりのように、五十一万人が、本来は受給権があるのに抜けている記録で無年金になっている可能性がある、こういう推計数字というのがあって、百十八万人という、これも今現在無年金という社保庁の資料もあるわけ、だから調査してほしいと。

私は、もう今、無年金の方で受給権を回復しているのが、四十万人ぐらい回復しましたというのであれば、ああ、ちゃんと進んでいるんだなと思います。まだ千人。これは全然手つかずと同じなんですよ。

そして、実はもう一つ、政府が出してきた数字でヒントになる数字が出たのは、きょう午前中も言われたように、無年金の方から新たに年金受給権が回復した方が千四百八十八人おられる。これは、二十五年超などの記録で住基ネットで照合された二万五千四百五十七人の中で、まだ調査中もあるけれども、わかったものが千四百八十八人ということなんです。二・五万人の中の千四百八十八人というのは四・一%に当たりますので、つまり、二十五年超の記録で既に政府として実績があるのは、四・一%が受給権が発生している方、受給年齢に達しているのに無年金だったということがもう確実に事実として出ているわけですよ。

そうすると、この四・一%という数字を先ほどの五十一万人と仮に掛け算をいたしますと、二万人という数字が出てくるんですね。ですから、政府の実績値を援用すると、少なくとも二万人の方は、受給年齢に達しているのに記録がないこと、無年金になっている、こういう推計もできると思っています。

これは舛添大臣、二万人をどうやって、いつま

でに、どういう手法で補償をしてくるんですか。天国と地獄なんです、無年金の方というのは。

○舛添国務大臣 今長妻委員の推定なさったのは、先ほどの二万五千人のうちの九千人を抜いて、五千四百人について調査完了で、千四百八十八人というので、そのまま二・五万から千四百八十八を比べると若干問題があるかなというふうに思っています。

ですから、推計自体がいかなものかというのはありますが、いずれにしても、先ほど申し上げましたように、十年を超える加入期間の未統合記録の方にも、ちよつと急がせまして、六月中には発送を開始したいというふうに思っていますから、本当にこれも一つ一つ積み上げてやるしかないの、できるだけ早くその作業を開始したいと思っております。

○長妻委員 二十五年超の記録で、実際、受給年齢に達してかつ無年金という方が四・一%ということでごさいますけれども、では、先ほどの五十一万人という方の中で、生きている方と亡くなっている方というのを見ますと、今政府は、五千万件の記録の中で、ほぼ死亡されているのではないかと記録は何件ぐらいだというふうな推計しておりますか。

○舛添国務大臣 五千万件の未統合記録のうちで、千六百十六万件が一定の解明がなされたと言われてはいますけれども、死亡が判明した記録は六百三十三万件であります。

○長妻委員 そうすると、五千九十五万件から死亡が判明している方の記録を除くと四千四百六十二万件になって、その一%でも四十四万六千人が、現に生きておられる方の中で無年金になっている可能性が高いということ、これは、本当に看過できない大きな数字だと私は思います。今本当に手を打たないと、また後から後からこういう問題が出て、結局は何十年もかかってしまうというところになりかねない。

そしてもう一つは、この問題の背景には、基礎年金番号がついていないという方がたくさんおら

れるんじゃないかということであります。

住基ネットに照合して生存が確認された方の記録というのが三百四十万件ございましてたけれども、そうすると、この方々が仮に一件一人だとすれば、少なくとも三百万人程度は基礎年金番号がない人が日本にいる、こういうふうに考えてよろしいのございいますか。

○舛添国務大臣 住基ネットを使って生存者と判明したのは、今おっしゃったように三百四十万件。その未統合記録は、基礎年金番号との名寄せによって該当する記録がない、これが一つ、そして住基ネットとの突き合わせによって氏名と生年月日が両方一致して、生存者と確認された記録であります。

したがって、こういう方々は基礎年金番号を付番されていない可能性が高いというふうに考えられます。ただ、若干例外があるのは、既にお知らせを送付した二・五万人の方々を調査したところ、基礎年金番号は持つておいて、障害年金等を受給中の方も含まれている。その人たちの数が若干ここに含まれております。

○長妻委員 先ほど言われたように、三百万人ですが、これは基礎年金番号がない可能性が高い。こういう可能性が高いということでよろしいんですか、舛添大臣。

○舛添国務大臣 先ほど申し上げましたように、障害年金を持つていても、基礎年金番号も持つていない方を除けば、そういう基礎年金番号を付されていない可能性は高いと思います。○長妻委員 これも政府がサンプル調査やきつとした調査をしないので推計数字ばかりなんですけれども、結局、こういう事実というか推計数字、かなり大きいものが出てくるわけであります。

今現在の年金記録問題の政府の取り組みの大前提になっているのは、基礎年金番号に統合する、これが大目標なんです。すべてその筋で動いている。つまり、基礎年金番号がない人は統合しようがないということでありまして、まずは基礎年金番号を着実につけるということが、これはどう考

えても重要だというふうに考えているんです。

今度、政府は、三十四歳と四十四歳については基礎年金番号がない人につける、そういう対策をとるというふうに聞いておりますけれども、これはどんな対策でございいますか。

○舛添国務大臣 まずその前に、私は、最終的にはソーシヤル・セキュリティー・ナンバー、社会保障番号を生まれたときから付していくというところで、午前中も議論ありましたけれども、これが一番確実な手だと思えます。

それで、ちょっとデータは古いんですけども、十八年五月一日現在の二十歳以上の総人口が一億三百七十四万人に対して、基礎年金番号を付番されている件数は、それより多くて一億四百二十六万件あります。その中に、先ほど言ったように例外的なものもあるし、それから外国に居住している日本人がいるとかさまざまな数字がありまして、先ほど言ったように、必ずしも全員が、三百四十万件全部が基礎年金番号が付されていないとは言えないというふうに思いますが、いずれにしても、今委員おっしゃったように、とにかく基礎年金番号が基本ですから、できるだけ早く、やはりソーシヤル・セキュリティー・ナンバーとこの導入するというのが必要だというふうに思っています。

それで、お尋ねの三十四歳、四十四歳の方々について言うと、今、これを短縮しようという議論も出ていますけれども、二十五年ない期間を満たしませんから、三十四歳の方、今頑張れば、あと二十五年今からやれば大丈夫ですよ、それから四十四歳も、七十歳まで大丈夫ですから、将来の年金受給のために全く年金の掛け金を払っていない、じゃ、今やれば間に合いますからという節目の年である三十四と四十四を特に勧奨するということで、そういう節目の年齢で三十四、四十四というのを出したわけでありまして。

○長妻委員 そうすると、三十四歳、四十四歳にどういうふうにするのか。郵便を送って、最終的に職権で加入手続をするというふうにも聞いてい

るんですが、そういう形なんです。

○舛添国務大臣 まずその前に、二十になった方々に対しては、住基ネットワークから情報をいただいで加入勧奨を行うとともに、届け出をいたさない方は職権により適用を行うなどして未加入者の防止をやる。同じようなことを三十四歳、四十四歳それぞれ、あと二十五年で六十歳になる、任意加入を含めれば七十歳まで可能ですから七十になる、こういう方に対して加入の勧奨を行う、そういうことでございいます。

○長妻委員 先ほど舛添大臣は、二十の方の基礎年金番号の付番の率を人口と比べておられましたけれども、これは、きちつとついているのは当たり前なんです。先ほど言われましたように、二十は未加入の方にずっと勧奨をやっていますよね。これは、官僚の方は一番きちつとしていて年齢のところを持つてきて大臣に資料を出すんですけれども。

それで、ソーシヤル・セキュリティー・ナンバーを入れればいいというお話がありましたけれども、これは私も賛成ですが、基礎年金番号もまともにつけられないのがソーシヤル・セキュリティー・ナンバーです。それと違って、これもめっちゃくちゃになりますよ。これは大学の授業みたいなものです。ソーシヤル・セキュリティー・ナンバー。小学校の算数の話が、基礎年金番号付番というのでもできないのに、これが基礎になるわけで、基礎年金番号がついていない方

に、今、三十四歳と四十四歳になったときに、誕生日に毎月送るとのことだと思ってるんですけど、そうすると、これは四十五歳以上の基礎年金番号のない方にはもうほったらかしですか。

だから私が言っているのは、むしろ無年金の方というのは、もう受給年齢に達している方で、それで基礎年金番号のない人が、ここが一番大変なんです。一番大変なんです。何でその人には一切送らないで、四十五以上は何にもなし、これはおかしいと思われませんか、大臣。

○舛添国務大臣 ちよつと、今委員のおっしゃる

意味がよくわからないので。

節目節目の年に、今きちんとやれば年金をもらえますよということ、これはこれで一つの政策としてやればいいわけですよ。

それで、今おっしゃったことはさまざまな、今、住基ネットを回したりして、今度十年以上の方にはお知らせするわけですから、そういう手だてを使つてきちんとしてやるわけですから、これは何も矛盾しないと思いますけれども。

○長妻委員 それは、今本場に、すべてきちつと年金記録が管理されていけばそのとおりですよ。社保庁が頭の中で考える理想の年金運用、理想というか当たり前の年金運用がなされていけばそれとおりなんです。なぜ受給者に基礎年金番号を付けないといけないのかというと、抜けている記録を統合するためにつけるんですよ、別に二十五年の話じゃなくて。

それで、お伺いすると、三十四歳、四十四歳にどういうふうにするかというと、社保庁にある基礎年金番号記録と住基ネットの記録を突合して、照合して、基礎年金番号がない人が確実にわかるので、その人に手紙を送つたり加入を促す。加入しない場合は、職権で基礎年金番号をつけて手帳を送つてしまふ、こういう対応をするということなんです。私は、これはいいことだと思えます。

そういう意味では、三十四と四十四歳だけじゃなくてこれは全年齢に、特に、受給年齢に達している方にもこれをやる。こうしないと、そもそもの年金記録問題の土台、基礎年金番号と統合する、これは基礎年金番号がない人は全く救われないんですよ。これは大臣、どうですか。

○舛添国務大臣 だから、先ほど申し上げたように、二十五年を満たすという要件で今回はやっている。もちろん、二十は、あなたは大人になったからやりなさいということをやっている。

だから、すべての年代について言う、それは、御承知のように平成九年に基礎年金番号を導入したわけですが、そのときに漏れている方が

おられたわけで、そういう方々について市町村においてどんな付番してくださいということをやっているの、なぜ、どういう理由で漏れているのか、そういうことも含めて全体像をつかむ必要があるというふうに思います。

ただ、少なくとも、今基本は二十五年ですから、例えば空期間を忘れていたとか、そういうことについてはまたきちんと窓口で対応できますから、具体的にどういうふうにするのかということの施策については、ちょっとそれは検討させていただきますけれども、節目節目でやるということと今おっしゃったこととの整合性というのは、ちょっと私は余りイメージができないので、もう一遍説明してもらえますか。

○長妻委員 大臣は根幹がちょっと全くおわかりになっておられないので、非常に不安になるんですけれども。

今私が申し上げているのは、別に二十五年ルールを徹底させるために基礎年金番号をつけると言っているんじゃない、記録が抜けている方が基礎年金番号を持っていないけれども、それも統合がないわけですよ。そもそも基礎年金番号を持っていない人はもうアウトになるような、今政府はそういう進め方をしているので、そうであれば、基礎年金番号をきっちと全員につけるといっても同時並行的に、優先的にやるべきだ。三十四歳、四十四歳も重要ですが、こういう受給年齢に達した人で基礎年金番号がついていない人は無年金になっちゃいますよ、無年金に。特別便も送られませんか。一切送られませんか、基礎年金番号がない方は。

だから、受給年齢に達した人、あるいはほかの年代も含めて、やり方は簡単なわけですから、住基ネットにある情報と基礎年金番号の情報を突合して、住基ネットだけにある、基礎年金番号がない方に加入をしていただく、申し込みがない場合は職権です、こういうことなので、これはもう、どう考えても早急にやらなきゃいけないんですよ。どう思われますか。

○舛添国務大臣 だから、平成九年に基礎年金番号を入れて、みんなそこで入っておかないといけないんですよ。入っていないので今まさに苦勞しているの、五千万件を統合して特別便を何で送れないかというのは、年金番号がないからなんです。

だから先ほど来言っているように、苦勞して住基ネットと氏名と生年月日を一致させたわけですから、こういう人たちを加入させる、そしてちゃんと年金番号を付していくという、これは当たり前前の作業ですから。どういう形でやるかについてちょっと具体策は検討しますが、これは当然、やっていかないといいけない前提だと思っ

○長妻委員 しかも、これは早くやらなきゃいけないですね。三十四歳、四十四歳にはことし十一月から郵便物を発送する。これは基礎年金番号をつける。同時並行的に今、統合作業をしているわけですので、早目に全員に基礎年金番号をつける。これは皆年金でありますので、かなり前向きに踏み込んだ御答弁をしていただくという官僚組織は動きま

○舛添国務大臣 ですから、五千万の作業をしましたね。基礎年金番号がある人たちにはほとんど特別便を送って、もう七千万返ってきています。そのうちの九割はオーケーというか解決しましたから、ない人を住基ネットとか旧姓で捜したり、漢字仮名変換で捜しています。

それで、例えばある人の記録を二十五年とか確定して、あなた、実は権利があるんですよ、これだけの権利があったこれだけお支払いします、そのやるプロセスにおいてあなたは何番とつけていく、これでいいでしょう。

○長妻委員 それは今やっているんですよ。そういう意味では、社保庁に資料を要求すると二十人の方が、たった二十人ですけれども、基礎年金番号が全くなかったけれども、偶然というか、郵便物が来てたまたま気づいたというケースが多いと思うんですけれども、見つかって、それで基礎年

金番号をつけて、めでたく無年金から受給者になったという方は二十人いるんですよ。

だから、そういう偶然というか、本当に気づいて見つけた方がいいんですけども、さっき申し上げたように、そうじゃない方が推計数字でたくさんおられるわけで、そういう意味で基礎年金番号を、簡単にできるんですよ、仕組みとしては。大臣、それを前向きに御答弁いただけ

○舛添国務大臣 ですから、基礎年金番号を持っていない方を発掘しながらやっていくわけですよ。それともう一つは、実を言うと、介護保険料の納入告知書を送付する際に、これは市町村を通じて、皆さんどうですか、確認してみてくださいというのをやって、相当の市町村でこれをやっていますから、そういう手は使ってやっていきま

すけれども、だれがどう、あなたは持っていないですねというのをまず本人が知ってくれないといけません。ですから、そういう調査を、まさに年金の記録を確立する過程においてやっていきます。

これをできるだけ早く促進することについて、どういうふうに具体的にやるかは検討させていただきます。

○長妻委員 これはどう考えても、基礎年金番号がなかったら全然統合しやうがなくて、今回のスキームの話の外になっちゃっているんですよ。

見つけるのは簡単なんですよ、だって、三十四歳と四十四歳は見つけてやるわけですから。ですから、難しいことをするというのを申し上げているんじゃない、三十四歳と四十四歳と同じような扱い、受給年齢に達した方あるいはそれ以外の方にも早急にやってほしい。いかがですか。

○舛添国務大臣 一番最大の目的は失われた年金を回復することでありまして、その作業は今のやていく。その過程で、この方は番号を付されていない、だからこういうことになったんだなということて付していきます。

全国民について、二十以上の人を全部もう一遍総ざらいをやるということですか。(長妻委員「もちろん、当たり前です」と呼ぶ)いや、それだけの手間暇をやるならば、その年金の記録を確立する段階で、つまり一番大事なのは、長妻委員に申し上げるように、ほったらかされるんじゃないんですよ。要するに、正しく年金をお支払いするわけですから、そっちを優先してやる必要があるでしょう。そのプロセスにおいてやるということをやっているんですよ。

○長妻委員 ちょっと大臣、認識が全く違うと思うんですよ。つまり、日本が皆年金じゃなかったらいいですよ、希望者だけ入る。ところが、日本は皆年金という国なんですよ。どなたも公的年金制度に入らなきゃいけない。しかも、今回記録の問題が起きたということで、しかも、さっきのやりとりの中でも、ひよっとすると数百万人の基礎年金番号をつけるべき方がついていないという現状がある可能性があるので、大臣の答弁もあるように、これを放置しちゃいけないんですよ、基礎年金番号がないと受給は一回もできませんから。公的年金制度に入っていないということになるんですよ。

だから、全員、二十以上を調べるのが面倒くさいとか言われていますけれども、面倒くさくないんですよ。社保庁にコンピュータがあつて、基礎年金番号を持っている人の名前、住所とか情報があるわけですね。そして、それと住基ネット、今住んでおられる方の記録を照合すると、合致する方はいいんですが、合致しないで住基ネットだけにある方というのは基礎年金番号がない方ですから、そういう人に入ってください、入らなければ職権で加入してもらって基礎年金番号をつけて、日本は皆年金だから全員につくという当たり前のことを平成九年一月の基礎年金番号導入のときに、ずっとそれ以降も手を抜いていて、これだけのツケがたまっているの、それは当たり前のことなんですよ、基礎年金番号を全員につけると

いうのは、そういう認識をぜひ持っていたいただきたいと思うんです。

○舛添国務大臣　そういう認識を持っていますし、未加入対策をしないといけない。無年金、それから先ほど来山井さんと議論したように、国民年金の納付率が低い、こういうものをどう解決していくか。それは未加入というのを徹底的にやらないといけないので、先ほどの三十四、四十四歳というのは、未加入対策をきちんとやるということです。

それから、一億九百万人に送って御本人に確認をいただいていますから、もう一遍、一億九百万人、住基ネットでもヒットさせるんですか。だから、五千万人のわからない人たちに對してやっていくわけですから、私は、物事は優先順位があるので、そんなに、要するに優先順位は失われた年金を取り戻すことですから、そっからやった方がいいんじゃないですか。

○長妻委員　だから、基礎年金番号がなかったら統合できないわけですよ、その人は一生。記録があつてもばらばらになつていて、手帳番号のまま、全然だめじゃないですか。皆年金というのをもうちょっとよく認識していただいて、ぜひ、基礎年金番号を全員につける対策を早急にとつていただきたい。

そしてもう一つは、不在者設定ということで、国民年金で今行方不明者になつていらっしゃる方、不適切な処理で行方不明になつてしまつていらっしゃる方は何人くらいおられるということですか。

○舛添国務大臣　不在者、居所未登録者ですけれども、これが、平成十八年の国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第三次調査報告書に基づいて、今おっしゃった不在者の適正な管理を徹底するために、同年十月にこの事務処理基準を策定するとともに、そのときで六十九万件いた、これの再点検を開始したところで。

十八年の十月に六十九万人、そして今、十九年四月現在で五十七万人が居所未登録者、つまり不

在者ということですが、この当時の関係書類が現存していないので、具体的にその経緯というのは、なぜそうなったかというのはなかなか解明するのが困難だという報告をもらっています。今、六十四万件については調査は終了しておりますが、今なお集計作業中ということでありまして、居所未登録者の解除を行った件数の取りまとめまでには至っていない、そういう報告をもらっています。

○長妻委員　ということは、今現在五十七万人の方が行方不明者になつていらっしゃるけれども、実は行方不明じゃなくて、納付率を上げるための操作で、かつてはそういう問題がありましたので、そういう方もまだ含まれている可能性があるということなので、ぜひこの方も、私は基礎年金番号がついていない方がこの中かなりおられるのではないかと思いますので、確認をしていただきたい。

そしてもう一回総務省に、サンプル調査、五千万件のお尋ねをしますけれども、このサンプル調査の中で、記録の期間が不明というものが何%くらいあつて、五千万件に引き合わせると何件になつて、期間不明という意味は何なのか、それを教えていただけますか。

○閣府参考人　サンプル調査におきまして通算加入期間等の割合を出したもののうち、加入期間不明とされたものの割合が二・五%でございます。これを五千万件と掛け算をするということだと、約百二十七万件ということでございます。

この不明の理由ですけれども、私どもの方でサンプルの標本につきまして当初の加入年月日、それから最終脱退年月日をチェックしていつたわけですから最終脱退年月日をチェクしていつたわけですから、最初に入つた期間について記録がない、あるいは終わりについて記録がない、こういうものがございましたので、それは加入期間がどのくらいかということについて、わからないということになつたということでございます。

○長妻委員　舛添大臣、どつちかが欠落して肝心

の記録の期間がない、これが推計で百二十七万件あるということ、これはどういう対策を講じるおつもりですか。

○舛添国務大臣　これはもう、最終的に、画像処理を今年度やりまされども、八億五千万枚の紙台帳とコンピュータとの突き合わせをするようなことを通じて解明するしか手はないと思つています。

○長妻委員　こういう案件は、我々も申し上げているように、紙台帳の照合というのが不可欠になります。あるいは、この百二十七万件に該当するものを住基ネットと照合して、その方に送つて、この期間が抜けていますから思い出されますかというふうな対応をするというのはお考えになりませんか。

○舛添国務大臣　ちよつとそこは、なぜそこが始めが欠けたり終わりが欠けたりで不明なのかというの、先ほどの総務省の説明を聞いても全くわからないので、今長妻さんが言つたような手がないのかどうなのか。

私は、最終的にはやはり紙台帳の突合だろうな、そこまで行き着かないと解明できないんじゃないかなという感じが持っています。

○長妻委員　前回の金曜日も質疑させていただいた障害年金の話ですけれども、これも、私もいろいろな方に、障害年金を受給されている方等にお話を直接お伺いしましたけれども、これはかなり問題は大きいと思います。

つまり、告知が不十分なので、実際に受給できる方で受給されていない方が膨大な数に上るんじゃないかということで、この問題を前回指摘しまして調査をお願いいたしましたら、調査をするというふうなお返事でしたので、どんな調査をするおつもりか、具体的にお願いをいたします。

○舛添国務大臣　これは、いみじくも今委員がおっしゃったように、やはり周知徹底がちゃんとなされていない制度を知らない、そういうことがあると思ひますから、障害者手帳の制度の担当部局と十分連携をしながら、窓口で大体どうい

ことでこういうことになつていらっしゃるんだ、こういう周知徹底をしているんだ、ちよつとそれを洗いざらい調べてみたいと思います。

指示を出したところですので、どういう経過でこうなつてくるのか、どういう周知をしているのか、ちゃんと障害者の方々に必要な情報を与えているのか、こういうことを今解明して、状況を把握して、また御報告、公表したいと思つております。

○長妻委員　これは当たり前の話ですけれども、障害手帳を渡すときに、障害年金というのはいくら仕組んでこうですよ、あなたは多分該当するかもしれないから、診断書等も含めてこういう手続をしてください、こういうことがあると全く違うのに、そういう説明がないという問題もあるというふう聞いております。

そして、前回も申し上げましたけれども、例えば一つの事例で「両眼の視力の和が〇・〇四以下のもので障害年金が受給できるわけでありまして、障害手帳を持つて〇・〇四以下の方」というのが二万三千三百六十人いるけれども、障害年金を受給している方が十万人三十五人というので、推計すると、実際に半分ぐらいの方が受給できるのに受給していないんじゃないかという疑いの数字も役所から出てきているので、例えば目に限つて、多少どうかこの中を調べて、本当に受給できる方が何割ぐらいいるのか、こういう調査もぜひ大臣、していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○舛添国務大臣　まずその前に、ちよつと私も調べてみまして、各自自治体でどういう対応をしているかという、手元にこのコピーを入手したんですけれども、手帳をお渡しするときに障害福祉のパンフレット、こういうものがありますよと、きちんと、例えば川崎市もそうです、札幌市も仙台市も、私が持っているのはそうなんですけれども、これを見ると、ああ、こういう年金があるんだと全部書いてあるんです。

これを、総務省の御協力、各自自治体の御協力も

いただいて、すべての自治体でこういうパンフレットをつくって、障害者手帳を交付するときに必ずお渡しして、例えば視力の障害のある方にはきちんと、それを説明する補助者をつけるというようなことを徹底させたいというふうに思います。

それから、この両目の視力ですけれども、これも少し、一級、二級それぞれどういう状況になっているのか、そしてきちんと本当に説明したのかということも含めて、少し調査をしたいと思っています。

○長妻委員 ぜひきちっと調査をしていた、だいたいと思います。官僚の方も、その数字を見て、おくれはせながらびっくりして動くというのが日本のパターンでありますので、ぜひよろしく願います。

そしてもう一つ、日本の年金の最大の問題の一つが、国民年金の問題、本当に生活できる年金なのかということでもあります。

過去に国民年金が始まったとき、昭和三十六年四月から始まりましたけれども、そのときの国会議事録なども読んだり、あるいはそのときの年金局長が書いたパンフレットなどを拝見しますと、例えば十二ページでございます。これは小山さんという年金局長が、時事通信社ですけれども、一九五九年出版の「国民年金法の解説」という本の中で書いておられることでありますけれども、この中に、四角で囲んだちよつと後半部分ですけれども、こういうふうに書いてあります。

これは、国民年金は定額でございますので、「保険料を定額としたことについて」ということです。「所得比例の拠出原則をとろうとしても、わが国の現情では全国的規模においてこれをおこなうことが技術的に見て不可能だと判断したからである。したがって、条件が整った所得比例による拠出に移して行きたいというのが立案の当初からとられている考え方で、これは国会における審議の際にも明らかにされている。」

この年金局長や官房審議官が、例えばこの国会の議事録は、昭和三十四年三月五日の社会労働委員会でも再三にわたってそういうことを言っているんですね。あるべきは所得代替率の考え方、報酬比例だと。国民年金もですね。所得に応じて保険料を徴収して、受給も所得に応じて変わると。しかし技術的に、所得捕捉とかなんかできないので、そういう問題があるから、ある意味では暫定的に固定にしているんだという趣旨でございます。

もうこの暫定が四十七年間もずっと固定のまま、いろいろ問題をばらみながらも、そうしたら今度、今ここで審議している法案は、四十八年前にこういう暫定で始まったものをまた百年続ける、百年安心だということで、それで税金を逐次投入というか、足りないから、埋藏金からちよこつとつまんで入れましょう。こういうパッチワークでまた百年続けるというのは、一番初めの国民年金の趣旨からいってもおかしいと思うんですが、これは大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣 これは非常に大事な問題で、やはり少し国民的な議論が必要だろうというふうに思っています。

要するに年金一元化の話をするか、最終的にはそこにも行き着くんですが、私は、国民年金というのは、最終的にみんながお世話にならないといけない大きな土俵だというふうに思っていますので、勤めている方も定年退職すればそこに入っていく、それから途中退職して自前の商売をおやりになる方も、会社組織なんかを持たなきゃそこに入っていくわけですから。

そのときに、要するに所得比例というのは、今委員もおっしゃったように所得の捕捉をどうするかということ、これはもちろん、被用者の場合に比べることは難しいことは確かです。特に源泉徴収をびしっとされるサラリーマンに比べて、自営業者の場合はどうするのかということがあるので、この技術的な問題はやはり解決せぬといかぬだろうというふうに思っています。それから、

医療保険の場合は市町村単位でやっていますが、いかにせん、国民的レベル、ナショナルなレベルでやっている年金制度でこの所得比例に、所得の捕捉はトーゴサンとかクロヨンとか言われている中で本当にできるんだろかということがやはりあると思います。

ですから、そこはまさに税か掛金かという問題も含めて、恐らく、この問題をやらうとすると年金をめぐるあらゆる争点をその中に入れないとできないような気がします。ただ、私は、今委員がおっしゃるように、議論すべき時期には来ているというように思いますから、そういう中でももう少し国民的な議論をやってみたいと思っています。

○長妻委員 いや、大臣、今みたいな議論というのはよくいろいろの方が言われるんです、所得捕捉が難しいということを。

ただ、よく考えなくても、国保、国民健康保険は、自営業の方の所得を捕捉して、ある程度一定の基準を置いて、それで所得に応じて健康保険料を取っているわけですね、保険料を。これはもう全国的にやっているわけですよ、国保。こういう考え方を精査して導入すればできないことはないんですね。私は、納税者番号もプライバシーを配慮して入れるべきだと思っておりますけれども、そういうことをすれば、もう国保でやっているわけですので、何で年金でできないんですか、国保でやって。

○舛添国務大臣 それは先ほどちよつと申し上げましたが、国保というのは、それぞれ保険料率だった、この前、県ごとの新しい料率にするときに相当差ができますから、これは激変緩和措置をやったんですけれども、そこに見られるように、市町村単位でやっているのとナショナルなレベルでやっているというのはやはり規模が全然違いますから、どういう形でやるのか、私は技術的な問題も含めて非常に難しい問題があると思います。

さらに三階建てにまで行くものがありますけれども、そこについて、税でやるのか、どこまでの負担にするのか、そういうあらゆる議論がないと、これだけ取り上げてやるのかという困難点、問題点というか、難しさというのはやはりどうしても、私自身が今やれと言われてもちゅうちよする理由にはなりません。ただ、検討はしたい。

○長妻委員 これは諸外国でも、確かに自営業の方などの所得を捕捉するというのは大変苦労していますが、一定の、ある程度コンセンサスを得るような形で自営業の方の定義をつくってやっているわけがあります。そういうことを検討しながらやれないことはないにもかかわらず、つまり、当初の国民年金法の審議の中でも年金局長が答弁している、あるいは書いていっているように、条件が整った所得比例による拠出に移していきたい、こういうふうにも何度か言っているわけで、もう四十年以上たつてしまつて、これは政府の怠慢だと思います。

これは、国会も、与党も百年安心プランといってこれを変えない変えないということではなくて、もうかじを切つて、期限を決めてやはり検討をきちつと始める、そういうことが何よりも重要だというふうに思います。

そしてもう一つは、九ページ目でございますけれども、閣僚会議に出てきて、どういう意味だろうと思いましたが、年金記録がわからないものはもう全部インターネット上で公表して、それで終わりにしてしまふというように読めるような記述があるのですが、これはどういうことでございますか。

○舛添国務大臣 今、ねんきん特別便、それから定期便という形で個人に確認していた、だくことをやっていく、それからデータ処理をやっていく、そういう形で、何とか一日も早く正しい記録、正しい年金を払うということをやっているわけですから、まずはこういうことをきちんやりしたい。

そして、最終的には、何をやっても手がかりす

らつかめない、極端な例を言いますと、架空の人物を従業員としてでっち上げているような例もあります。こういう方について、まだ具体的に何も決めていませんよ、まずやることをやった上でということをお願いした上で、どういうイメージかというと、例えばそういう方がおられて、何の何々さんという方、これは捜したけれどもいません。

それで、例えばインターネットでもどういう形で全国民が見られるところに知らせて、一年間ずっと見て、御本人であれば言ってください、親類でこういう人がいると言ってください。それでもなお見つからないというときには、これは今申し上げたようなでっち上げの場合もあるわけですから。

私のイメージはそういうようなことを思っていますけれども、まだしかし、それをやるより前にやるのが山ほどありますから、今全力を挙げているのはこの解明作業の方であります。

○長妻委員 ちよつと今の発想は、今までの政府の見解からいうと驚くんですけれども、つまり、ねんきん特別便にさえ、あるいはねんきん定期便にさえ、先ほど内山議員も質問しましたけれども、抜けている記録のヒント、これは会社名を入れない、厚生年金という制度だけ、これはなぜかという、成り済ましでとつちやうからだ。では、インターネットでそんなのを出したらもつととつちやうじゃないですか、不特定多数だから。そんな発想であれば、では定期便に社名を入れてくださいよ。何だかちよつとあります。

あと、山井議員が先ほど質問した十事例でございますけれども、厚生年金記録改ざん調査委員会は、百五十九人の社保庁の職員が改ざんに関与している、具体的にそういう証言があったということとで百五十九人を挙げている。山井議員は、そのうちの代表的な十事例を公表して手口を明らかにすることによって、オレンジレター等々の問題を、国民の皆さんにこのポイントを見ればいいかをおわかりいただくという、これはもう必要不

可欠だと思うんですが、なぜそれを公表しないのか。

それはそうです。社保庁に任せておくと、自分の身の内の犯罪的な行為を暴くというのにはすごく今消極的です、いろいろなことが漏れ聞こえてきておりまですけれども。

これは大臣直属というか、もう直轄管理でこれをやらせるということにしないといけないと思いますね。まずは十事例を出して突破口を切り開くということ、ぜひ、これは来週の半ばぐらいまでに出していただけないですか、十事例。

○舛添国務大臣 その前に、インターネットの話は誤解がないように。

だって、インターネットに揭げて、違う人が来ているかちゃんと調べますから。ああ、これでもらえるなというような、そんなことはしません。

これだけさんさん捜して、ない、幽霊というか、でっち上げかもしれない。だから国民に広くお願いして、国民の皆さんの参画も得て、一人一人が特別便や何かで確認する、それからもう一つはデータを解析する。最後の一人まで解明しようといつてどうしても解明できない、もつと手はありませんかということ、国民にさします。そしてだれかが成り済ましで来たら、そんなもの一発でわかりますよ。証拠の筆証責任はそちらにあるわけですから、筆証責任をやつてもらわないといけないんですから、本人が本人だというなら筆証責任がありますから。

ですから、何でもかんでも、こつちがちよつとだとか悪い意図でやっているんじゃない、いい意図でやっているわけですから、それは御理解いただかないといけないと思いますよ。

それからもう一つの、先ほど来、山井さんの話は、今一つ一つ調査をし、法と証拠に基づいて、必要な処罰はする、やみ専にしてもきちんと告発をしてやつたわけですから。ただ、今十事例を設けてどうしろというのではなくて、一つ一つ具体的に解明する、これが一番重要だと思っております。

○長妻委員 これで終わりますけれども、私は、インターネットでいろいろな条件をつけて公表するというのを否定しているんじゃないんですよ。そういう考えであれば、定期便とか特別便というのはいくらでも、もうほぼ持ち主だと断定されている方ですから、そこにはもちろん、もつと踏み込んで内容を提示するべきじゃないかということをお願いしています。

○田村委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋委員 日本共産党の高橋千鶴子です。初めに、記録問題について伺いたいと思っております。

四月三日からねんきん定期便が、加入者でかつ誕生月の方に順次送られるようになりました。テレビ報道もあり、大変関心が高いことだと思っております。

ところが、特別便が来たときに、自分は年金記録の漏れや訂正があると回答した方にも、前と同じ内容の定期便が来ました。自分が申し入れたにもかかわらず何の反映もされていないじゃないかという苦情が来ておりますが、どういうことでしょうか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

御案内のように、ねんきん特別便は、一昨年の十二月から昨年の十月末まででございますけれども、一億九百万の方々に送付をした。特に、この過程の中で、昨年の六月から、名寄せを行ったんだけれども、つけ合わなくて、浮かび上がるような可能性のあるものが出てきて、しかし、その方の加入履歴というのを送るべき、現役加入者に対する送付というのが六月から十月末までであったわけでございます。

傾向として、受給者の皆さんと違ひまして、回答の状況が反応的に少し悪い状態で推移してきているということも一つはございまして、もちろ

ん、私どもの方の処理体制の問題もございませうけれども、そういうようなことで、訂正ありということでお伺いした。だいたいのうち一定のものがなお調査中という状態にあることは事実でございませう。

他方、以前からの予定のとおり、この四月から定期便を送るということ、これはこれで大事な約束でございます。そういうことでお送りをしておりまして、加入履歴そのものををらんいた、だいて、漏れとか間違いがあるというお気づきがあれば、それはそれで回答していただくということを始めています。

それで、反映されていないじゃないかということなんでございませうけれども、調査中でございませうけれども、その点は幾つか御案内申し上げておまして、例えば、定期便の様式の最初のページに、あるいは政府広報において、そのように調査を行っている過程にある方は定期便には反映をいたしていません、特別便への回答に対する調査結果については別途お届けさせていただきますというふうなことを、あるいは同封のリーフレットにおいても、漏れや誤り等のお申し入れをいただいている期間については改めて申し入れをいただく必要がないという趣旨のことを朱書きで記載するといった対策を講じさせていただいております。

○高橋委員 九割見つかつた、あるいは整理されたといつても、調査中が六百九十八万件あると。その中で今起きている問題だと思ふんですね。だから、まず一点確認しますが、調査中はすなわち未回答と同じ扱いになるのか。定期便には、今おつちやつたように、ただし書きが確かにあります。しかし、わざわざオレンジ色ではなく水色で送ることになるわけですね。記録訂正があるよというお知らせとか、注意書き、注意喚起だけのものとか、中に入れるものが二種類、封筒が二種類、二掛ける二で四パターンあるわけですね。こんな芸の細かいことをわざわざしておきなが

ら、結局、自分が答えたことに整理がされていないという返事が返ってくるんですよ。そうしたら、無用の混乱を招くだけではありませんか。

○石井政府参考人 今ほどもお答え申し上げましたけれども、特別便を契機としてちょうどいいという訂正ありのお申し入れに関する調査作業と、それから、定期便を送送する作業と、ちよつと時間的に非常に接近、あるいは重なっているものから発生している状況なわけでございますけれども、このところは、さりとてほかに有効な方法もないわけでございます、そのところはそういうような事情にあるということも私もよく伝え、そして、例えば、定期便の最初のページの頭のところに書いてあることとか、あるいはリーフレットに書かせていただくこととか、そういうことを丁寧な皆様にお伝えしていくことによつて、混乱というものが生じないような対応を進めていきたいと思ひます。(高橋委員「最初の質問、未回答と同じ扱いか」と呼ぶ。未回答と同じ扱いという扱いではございません。)

○高橋委員 同じ扱いにならないんですか。あなたは調査中ですよという回答が来るんですか、定期便に。今のはおかしいんじゃないんですか。

○石井政府参考人 こういうことでございます。

繰り返しの答弁で大変恐縮でございますけれども、特別便に対して、訂正ありという御回答をいただいたと。それで済んでいる方はいいわけですが、なお調査中の方については、調査が済むまでは、具体的にお申し越しいただいている記録に関しては調査が完了してないわけですから、とりあえずそれはお預かりという状態になっていきます。そういう意味で、その方の加入履歴というのは調査が続いている間は従前どおりというのは、それは御指摘のとおりでございます。

だからといって、未回答ということではございません。回答いただいた場合には、私ども一件一件きちんと事務の管理をしております、この方はこういう回答をいつ幾日いただいているということを書きちゃんと管理しながら、対応しているという

うことでございます。

(委員長退席、三ツ林委員長代理着席)

○高橋委員 ですから、反映していないという苦情が来るということは、あなたは調査中なんですよという一言がないということなんですよ。その一言があるのとならないのでは全然違うんですよ。待っていたきたいと言つて、書いていけばわかるんですよけれども、結局、自分の言つたことは無視されたのかなというふうに思うんですよ。

さつきから言っているように、きめ細かく丁寧な説明をしていますと言っているけれども、肝心のことが抜けているんです。だから、回答票に例えば、特別便をいついつ送つたということをあえて回答させる欄をつくることか。ないですよ、この回答欄にはそういうものが一切。差別されておられませんから、そういう工夫をしないといふことを言っているんです。来月からやるんですから、来月からまた次の新しい人に行くんですから、そこは改善してください。時間がないので、ここは要望にしたいと思ひます。

次に、長妻委員もずっとこだわっている無年金の問題、私も以前から大変訴えているところなんですけれども、例えば、一昨年六月十三日の本委員会、無年金者で受給年齢に達している方は、オンラインデータとマイクロフィルムと突合するにも一方のデータがないがどうするかという質問をいたしました。そのときに、先ほどちよつと大臣が触れましたように、介護保険の普通徴収の保険料通知と一緒に案内をしたいということをおつしやいました。

きょうの資料の一枚目がそれでございます。これが、介護保険の普通徴収の方、年金がないか月一万五千円未満の方たち、みずから銀行などに行って払う方たちと同封されるものでございませう。波線がありまして、「過去に国民年金保険料を納めたことがある方、会社にお勤めになられたことのある方につきましては、年金をお受け取りになれる可能性がございます。」というところで、漏れや間違いがないか御心配の方は御相談くださいと

いうことで、通常、役所が出す文書にしては大変字が大きく見やすいわけでございますが、これです。実際に成果が上がったのか、この通知がいつ、どのくらい発送され、何らかの実績があったか、伺います。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

今お話がございましたように、社会保険庁におきましては、いわゆる無年金の方の氏名住所、そういった情報を把握してございませんで、そういった方を多く含むと考えられます介護保険料の普通徴収の対象の方々に對しまして、年金記録の確認を呼びかけるチラシというのを送付したところでございます。

具体的には、今し方御紹介がございましたけれども、市町村におきまして、平成二十年度の、です。平成二十年度の介護保険料納入告知書を送付する際に、年金記録の確認を呼びかける、今御紹介いただいたチラシを同封させていただくなど、すべての市町村の御協力をいたしたくも、昨年の三月から十月にかけまして実施いたしました。同封に御協力いただいた市区町村の数でございますけれども、一千八百九市区町村、送付枚数は三百二十三万枚に上っております。

ただ、この数字の外でございますけれども、ちよつと同封が技術的に、例えばはがきによるお知らせだったために自分のところではできませんというところで御連絡があったのは、別途社会保険庁の方で引き取つて、しかし同様に御連絡をしております、これは九市区町村分、送付枚数にして二万枚、こういうことでございます。

それで、このチラシをそういう形で送付すること、注意喚起を内容とする一般的な広報をしたというところでございませうけれども、大変恐縮でございますが、社会保険事務所への相談、当然これはチラシを契機としてあつたというふうにも思っておりますけれども、そのようなチラシを契機としてなされた相談かどうかというのは個別に調査、把握してございませう。

なお、これはあくまでも参考でございますけれども、平成二十年五月から十二月までの八カ月間で、七十四名の方が相談などを契機とした記録訂正によつて新たに年金受給権が発生している、そういうことがございます。

○高橋委員 ですから、さつきから、無年金者、つまり、特別便も定期便も来ない方に、可能性はあるじゃないかということをやつて結びつけていくのかということをお話しているわけですね。今、七十四名が新たに受給権者になつた。これは、昨年の通知だと三十三名が普通徴収者といふことで見つかったということがあるわけですね。だから、そういう形で国民から協力をいただければもつとできるんじゃないかと提案しているんだけれども、それが効果があつたかどうかともよくわからないという中で進んでいくということでは、どうしてそうなるのかということが言いたいわけですよ。ですから、これはもう一度検証して、ことし同じようにやつていく必要があるのではないかと思います。

さらに、その際、二枚目に裏面を載せてありますけれども、「基礎年金を受けるためには、原則として、「保険料を納めた期間」と「保険料納付を免除された期間」とを合算して、二十五年以上の期間が必要ですが、様々な方の状況に応じた特例制度なども設けられていますので、また御相談ください」ということになって、これは要するに、特例制度と言つていきますけれども、例えば免除があつたり、先ほど来話題になつてくる空期間があれば二十五年をクリアする方もいるんだ。ですから、相談の多いのは、自分ももともと二十五年も払っていないからもう無理なんだろうと、自分から問ひ合わせようという人たちがたくさんいるわけですね。そういう方たちにきちんと自覚を持たせていく、そういう取り組みが必要ではないか。

大臣が何度もおっしゃつていらっしゃるように、住基ネットを回して無年金者も見つけていくんだというとも言っているわけですが、一方で国民の協力もいただくと言っているんですから、そういう

ことをもつと効果的にやるべきだということで、さらにこれを進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○舛添国務大臣 それはぜひやりたいと思います。

まず、この前、ねんきん特別便が届いていない方で大分そういう方が発見できたので、それは、周りで話していて、ああ、私だけ届いてないわよ、どうしたのかしらと言ったことで、番号が付されていなかったりとか全く違う住所に行っていたりとかがあるので、ぜひこれは広報体制をさらに進めていきたいというふうに思います。

それから、先ほど最初の方の質問で、オレンジの定期便の申し送り、これは工夫をさせていただきます。委員御承知のように、最初は受給者から特別便を送ったものですが、定期便は加入者ですね、後ろに送ったのが加入者だったもので、まだ調査中の人がダブつてというのか、結果が出ないうちに来ていたので、それは混乱があり得ると思います。

だから、基本的には、答えが来ていない人はまだ調査中だということなんですが、委員がおっしゃったように、私はもう何月何日に出しましたよというように書く欄をつけるというのも一つの手段なので、これは早速検討させていただきたいと思っています。

○高橋委員 しつかりとお願いしたいと思っています。

次に、きょうは日本年金機構について質問をしたいと思っています。

来年一月一日から立ち上がることになるんですけど、資料の三に「日本年金機構設立時の正規職員の員数」という資料をつけておきました。ここでは、まず左側を見ていただきたいと思います。ですが、二十一年一月ごろ採用内定ということ、社保庁の正規職員が今一万三千百人程度である。二十一年一月、機構の設立時には、社保庁からの採用数が九千八百八十人である。その差が三千二百三十人ですけれども、その三千二百三十

人を外部委託、有期雇用化、そして外部からの採用ということで振りかえるということになると思います。

まず、単純な確認ですが、現在、実際の社保庁の定員数は幾らで、そして、その定員に対してどのくらい不足していることになるでしょうか。

○薄井政府参考人 お答え申し上げます。

社会保険庁の平成二十年度末の定員でございますけれども、一万三千七百三十人でございます。今お手元に配られております資料でございますが、正規職員一万三千百人と書いてございますけれども、この下に米印で書いてございますように、厚生労働省に年金機構の管理部署等が移りますので、その分等が除かれている数字でございます。

今申し上げました一万三千七百三十人に對しまして、二十年十二月末現在の職員数の数字がございまして、一万三千四百八十五人、こういうことでございます。

○高橋委員 一万三千四百八十五人。私は不足数は幾らかというふうに聞いたんですけども、これを単純に引きますと二百四十五人が不足する。ただし、それプラス病休の方がいらっしゃいますね。

○薄井政府参考人 先ほど申し上げました職員数の中には、これは育児休業とか病気休職者も入っている数字でございます。

○高橋委員 そうすると、もう一回聞きますが、では二百四十五人という意味ですか。

○薄井政府参考人 二百四十五人に加えまして、今申し上げましたような休職者等が欠員となっております。

○高橋委員 こういうことでございます。

○高橋委員 今おっしゃったように病気休職の方がいる。これは、いたいた数字を私なりに足し算をしていきますと、単純に引いた頭数が二百四十五人、プラス長期病気休暇が三百七十五人になるかと思うんですね。そのほかに、二十二年のときは、外部採用というのは外出しになって九千八百八十人の中に入りますので、プラス七百

で、実際は、社保庁の正規定員から見ても三百二十人足りていないことになるのかと思います。すが、いかがでしょうか。

○薄井政府参考人 年度末時点ではそのような正確な計算をちよつとしなければいけませんけれども、おおむねそういう数字になるかと思ひます。

なお、いわゆる欠員分につきましては、任期つき職員の採用というのをこの四月一日にも行っておりますので、そういうふうな欠員の補充は行つてきているところでございます。

○高橋委員 次に、実際に採用される九千八百八十人に対し、採用内定名簿登載者数、つまり、そこから選考されることになるわけですね。その名簿に載つた数、それから名簿に載らなかった、懲戒処分の方などもいらつしやると思うんですが、希望者数というのはさらにその外にあると思ひますが、何人でしょうか。

○薄井政府参考人 日本年金機構の職員採用につきましては、この二月の十六日に、社会保険庁長官から日本年金機構設立委員会の委員長に對しまして、職員の採用のいわば候補者の名簿というものを提出したところでございます。

この名簿に登載した人数でございますけれども、これは、日本年金機構の職員の採用審査会におきます採用審査の内容にかかわる事項ということでございまして、設立委員会でも非公表の取り扱いとなっておりますので、審査が進められております現段階におきましてはお答えを差し控えてさせていただきます。

○高橋委員 先行しました全国健保協会は、設立後、公表されておりますね。その差を教えてください。

○薄井政府参考人 健保協会につきましては、大きな数字でまとめて申し上げますと、約四千人が応募をいたしまして、千八百人が採用内定というふうな承知をいたしております。

○高橋委員 今の数字ですと、二千二百人がはみ出してしまったということかと思ひます。

それで、今のこともこれあり、今のこの資料にある、二十一年一月ですと、要対応分二千九百三十人、この中のかかりの人たちが、希望をしたけれども、配置転換などの分限免職回避の努力、この枠に入るのであらう、また、処分者が八百四十人おりますけれども、それもこの中に入るのであらうかと思つておるんですね。

先ほど来伺つたように、定員から見ても千三百人不足をしている中で、一方では千四百人の有期雇用などをするわけですから、もともと人手が不要になった、過剰である、そういう理由がないということとはまず今の話から明確にうかがえると思うんです。

そのことをまず指摘をした上で伺ひますけれども、日本年金機構の採用基準には、社保庁職員からの採用に当たっては、懲戒処分を受けた者は採用しないという書いております。懲戒という処分を一度受けた者の分限処分、これは二重処分になりませんか。一律にこれを規制することが許されるでしょうか。

（三ツツ林委員長代理退席、委員長着席）

○薄井政府参考人 日本年金機構の基本計画におきましては、今御指摘のございましたように、懲戒処分を受けた者は機構の正規職員または有期雇用職員には採用されない、こういう取り扱いとされております。これは、機構が国民に信頼される組織としてスタートするために、新たに設立される機構には法令遵守等の面で問題のあつた者を採用しないという機構の職員採用における取り扱いの話でございます。二重処分には当たらないと考えているところでございます。

いづれにいたしましても、機構に行かない職員につきましては、分限回避に向けましての努力といたすのは必要であらうと考えているところでございます。

○高橋委員 日弁連は、昨年十二月十九日、「日本年金機構の職員採用に関する意見」を発表しました。過去一度でも懲戒処分を受けた職員は、処分の理由やその内容、程度のいかんにかかわらず一

律不採用にするという絶対的基準を設けていることは、「かかる画一的基準によって社会保険庁職員の意に反してその雇用上の地位を一方的に喪失させることは、我が国の労働法制・国家公務員法上重大な疑義があり、法治主義の観点からも慎重に検討されるべき」と指摘をしています。

きょうは、人事院に来ていただいておりますので、一般論でお聞きします。国家公務員法は、民間で言う整理解雇に当たる分限免職を七十八条四号で定めておりますが、実際にこの分限免職が行われたのは、一九六四年の三名以来、初めてのことであります。省庁再編、独法化、郵政民営化などもこの間やられた中で、こうした分限免職はなかったと思いますが、その理由は何でしょうか。また、本来、二重処分はあり得るのでしょうか。

○尾西政府参考人 まず、一般論としてお答え申し上げますと、懲戒処分と分限処分の関係でございますけれども、懲戒処分といえますのは、公務員関係の秩序を維持するために、非違行為を行った職員に対して行われるものであるのに対しまして、分限処分の方は、職員の責任の有無にかかわらず、公務能率維持の観点から行われるものでございまして、両者は、制度の趣旨、目的の異なるものでございます。したがって、懲戒処分を受けた者が分限処分を受けるということはあり得るところでございします。

それから、もう一点の御質問の方でございします。確かに、私どもが把握をしているところでは、昭和三十年代後半以降のデータで見ますと、分限処分があったのは、昭和三十三年に合計六人ございました。その後はありませんが、これは、その時々の組織改編の中での雇用努力が行われてきたものだろうと思っておりますけれども、今回も、昨年七月の閣議決定におきまして、配置転換その他分限回避の努力を行った上でということを書いてある、そういうことでございしますので、そういう努力を行われた上で、ただ、それでも仕方ない場合には分限もあり得るというのが今の制度かと思えます。

○高橋委員 分限回避の努力を行った上でということ、先ほど来答弁があったんですね。だけれども、問題は、最初から、懲戒があった者は採用としないという一律に書いていることがおかしくはないかと言っているんです。

先ほど伺ったように、年金機構は社会保険庁の承継法人であり、これまでの例とは基本的に変わらないはずですね。しかも、さっき指摘をした、先行実施した全国健保協会の採用基準は、懲戒処分を受けた者及び社会保険庁の改革に反する行為を行った者については、その内容などを踏まえ、勤務成績及び改変の情を考慮して、厳正に判断するものとあり、個別に審査をしていたのではないのでしょうか。

○薄井政府参考人 全国健康保険協会の採用について、承知しているところで申し上げますと、昨年の十月の協会設立の段階での採用に当たりましては、今おっしゃられたような形で整理されていたと承知しております。それから、実は、船員保険の関係で今回も健保協会の追加募集が若干ございしますけれども、そちらの方は、年金機構の今回の要件と同じような要件が定められているというふうに承知をいたしております。

○高橋委員 全然答えになっていないんですよね。

大臣にぜひ伺いたいと思います。年金機構になれば民間法人ですので、今後、労働法制の適用にならざるを得ない。客観的、合理的理由がなければ解雇は無効、今、派遣切りが盛んに行われている中で、厚労省が何度も何度も通知をしている内容であります。所管大臣として、今回の事例は解雇権の濫用になりませんか。

○舛添国務大臣 結論から言えば、解雇権の濫用になりません。それは、新しい組織への採用基準を決めることになるわけです。これは昨年七月二十九日の閣議決定で職員採用についての基本的考え方定めて、それは皆さん議論をしました。今のような法的側面も含めて議論しました。しかし、きょう一日議論があったように、ここ

まで皆さんのことをし、国民の大事な年金について記録がずさんである、そして政府や国家に対する信頼を失わせた、そして、特に覚書に象徴されるように、とにかく国民をほったらかしてサボることに全身全霊を捧げるような、そういう連中を新しい機構の職員に採用することはできない。そういう観点から「懲戒処分を受けた者は機構の正規職員及び有期雇用職員には採用されない」という重い閣議決定を行ったわけでありまして、労働法制上も何ら問題はないと考えております。

○高橋委員 先ほど来お話をしているように、まず、民間法人になったら当然それは解雇権の濫用に当たるとはならないか、そこをちゃんとわきまえて、それが、解散して新しい法人になったんだから、ほとんど継承して、退職金まで継承しているけれども、全然関係ないんだ、そんなことが許されるのであつたら、国が法律を変えれば国家による首切りが可能になるということになるではありませんか。そういう立場に立つて、ちゃんと冷静に考えるべきだと思ふんです。

さらに、基準の中には、採用内定後に懲戒処分の対象となる行為が明らかになった場合には内定を取り消すということがあります。設立委員会の長である奥田さんに向けて誓約書を書かせ、仮に採用内定後に国家公務員法に基づく、内定を取り消されても異存はありませんと約束させます。処分は承継され、身分は承継されない。絶対におかしいではありませんか。

厚労省は、今、採用内定取り消しを厳しく規制して、「労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効とされる」と通知をしているではありませんか。

大臣は、厚労省の服務違反調査委員会報告書、昨年の十一月四日、やみ専従について、「服務違反と不祥事の因果関係が証拠上必ずしも明白とはいえない」、「長年にわたる同種行為を公訴時効で区切り、時効完成前の者のみ刑事罰を問うのは公平性の観点から問題なし」としている。こういう報告

が出てくるにもかかわらず、告発をし、二月二十七日、東京地裁は不起訴処分にしたではありませんか。

こういう経緯がありながら、言ってみれば時流に乗って、とにかく一律だという考え方は改めるべきです。一言ありますか。

○舛添国務大臣 虚偽の誓約を行った者は労働契約を解除することがあるということを閣議決定で決めることは、何ら問題がありません。国家に対するこれだけの信頼を失い、国民に対する裏切りを続けてきた連中を看過することはできない。そして、先般も司法の場できちんと、今のやみ専従について言うと、ちゃんとそれは提訴するだけの理由がある、それでやったわけで、最終的に不起訴処分というのは司法の判断ですから、それは私が責任を持つてやったことであり、閣議決定を行ったことで何ら問題はないと思っております。

○高橋委員 不起訴処分であり、かつ、厚労省の報告書にも、大臣はそこからはみ出ているということとを指摘したわけです。誓約書に違反であるとかではなく、そのような誓約書を書かせること自体問題である、このことを指摘して、また次に譲りたいと思います。

○田村委員長 次に、阿部知子君。

○阿部知子 社会民主党の阿部知子です。

本日は、大臣初め委員長も長時間の御審議、大変お疲れさまです。私で最後ですので、よろしくお願ひ申し上げます。

私は、本日、冒頭は、年金の制度設計のことについてお尋ねをいたしました。

先ほど、高橋委員のお取り上げになりました社会保険庁のさまざまな職員の問題、そしてそれ以上に、逆に、社会保険庁がきちんとその担当省庁として機能してこなかったことの根底にもかわる問題とも連動いたしますが、私は、そうしたことを考えても、今、一方で行われております論議いわゆる国民年金の納付率が大変に低迷、むしろ目標とは遠く、低下しておる、財政的にも大変で

ある、だから消費税にして、国民の年金の未納問題を一挙に解決できるのではないかというふうな論法には、やはり大きな落とし穴があるように思えます。ここで一番抜けているものは、この社会の基本的な構成要素である企業の振る舞いということについて、果たしてどのような社会的責任をとりながらこの社会を支えていくかということにおいて、私は、消費税に全部振り向ける論議ということに賛同をしかねるものであります。

大臣は、これまでの予算委員会などの答弁で、こうした全額税負担方式については、経団連も提案でありますし、また、去年のたしか暮れでしようか、自民、民主の七議員が同様の全額税負担を提案もしておられますが、それに関する御答弁に關しても、例えば理念や生活保護との関連、財源、移行措置などの問題点をこれまでも御指摘でございました。私は極めて的確な認識と思っておりますが、プラスもう一点、きょうは私は、大臣にぜひひきよつと考えていただきたい企業負担ということで、図をお示しいたしました。

お手元にごさいます一枚目のページには、基礎年金を税方式にした場合の家計への影響ということで三つのケースが表示されております。これは、実は前回の質疑の折に、たしか高橋委員もお示しでございましたが、企業は保険料を免れる分、果たして勤労者の負担はどうであるかという観点からの高橋委員の御指摘であつたかと思えます。

ここではさらに、例えば一番下段にごさいますケースは、これは駒村教授の試算ですが、現在、約四兆円弱でございましょうか、企業が負担している基礎年金部分にかかります保険料を全額負担せず、逆に消費税にして、六・数%上げた場合の勤労者家計への影響です。これは当然、消費税のみが上がって、保険料については、例えば今、保険料で五%下がるとすると、企業の負担二・五、勤労者の負担二・五ですから、二・五のマイナスと、上がる消費税のプラスマイナスを掛けると、いずれも負担は増加するというケースです。

すなわち、企業負担がゼロになれば、基礎年金部分から企業負担が抜けていけば、どの階層にとつても、保険料がその分、二・五%下がつても、負担は増大するというケースです。

真ん中のグラフは、では、企業負担の保険料の浮いた分を企業が賃金に転嫁させた場合はどうであろうかというのが真ん中の図であります。

この場合は、実は消費税にして六・数%の値上がり、すなわち一%とか一・二%の消費税想定で換算でございしますが、この場合は、年収五百万円あたりで分岐ができてまいります。すなわち五百万円以下の、低所得といいますが、今では中所得以上だと思えますが、そうした勤労世帯にとつては、もしも企業が保険料負担分を今度は全額給与に上乗せしたとしても、年収五百万円の世帯ではまだまだ。すなわち、今の保険料負担、逆にそれがなくなつて、なおかつ消費税にかわつた場合にもマイナスである、負担の方が大きい。五百万円以上の年収であれば、プラスマイナスすればその方が、企業がもし全部保険料を賃金に転嫁してくだされば少しはいいだろうという図であります。

一番上のグラフは、現在の企業負担の全くない皆さんについては、消費税でやつた方が当然ながら負担は軽減されるという図であります。

一点伺いたいたのですが、消費税をもって今の基礎年金部分というものを全額税方式に持つていった場合です、税方式にも消費税以外の税目がありますから、これは全額消費税の税方式にした場合にこのようなプロファイルが出るという試算であります。大臣は、この全額税方式、消費税方式についてお考えのとき、こうした実態についてはこれまで御認識がございましてどうか。一点目、お願いします。

○舛添国務大臣 それはこの図が示すとおりでありまして、私は、移行措置が問題だというようになことを申し上げてきているのは、実はこのことが念頭にあって、企業の負担は減りますから、それは企業はいいですけども、ではそれを今おっしゃるように賃金にはね返らせてもらえるならば

いいんですけども、そうでなければ個人の負担がふえるということですから、こういうことをきちんと議論した上でないと、税か保険かという議論はできないと思っております。

○阿部(知)委員 大臣のおっしゃるとおりで、プラス私が今申し上げたのは、もし企業負担分を賃金に転嫁したとしても、賃金の低い階層にはまだまだマイナスの方が多いという実態であります。これは慶応大学の駒村教授の試算でありまして、ある発表を経たものである中で信頼性も強いと思ひますから、ぜひ検討項目の中にはこうしたことも勘案していただきたい。

そして、理念で申しますと、これは企業の社会的責任にかかわる部分であります。大臣もよく御存じの北欧諸国では、もちろん、いわゆる大きな政府で福祉も充実という言い方をされますが、それは以上に私は、現状の日本と一番違う部分というのは、企業がこうした保険料負担について非常に前向きであるということでありまして。

例えば、フィンランドで有名なノキアの経営陣にいたしまして、フィンランドで働く人々の教育的な資質を高めて、そしてよく言われる日本では企業が社会保険料負担が高いから外国に行つてしまふというような論に対して、フィンランドでの労働者の教育、しっかりした社会保障、そのことが健全で能力ある産業の担い手をつくるんだという、これはもう理念の定まつた方向だと私は思ひます。

さて、大臣は、これから今後、我が国はもうろングローバル化経済の中で多様に、今は大変なこととはあるとは思ひますが、しかしまたピンチはチャンスとよく言われます。そういうときにあって、このフィンランド等々でいけばコモセンズとなつております。こうした優秀な人材を教育し、獲得し、そして社会を安定化させるために、企業の社会保険料負担は、それは過分であつてはいけません。適切にきちんと行われるべきだといふふうな考え方については、どのようにお考えでしょう。

○舛添国務大臣 企業の社会的責任ということでは、私はよく申します。例えば今、雇用調整助成金、百八十七万の方が二月に申請された。これは、だれが出しているか、経営者が二事業の抛出金として出しているのか、経営者が二事業の抛出金として出しているのか、それは、みんな助け合つて雇用を守つていこうということであるわけですから。この保険料の抛出、雇用保険二事業もそうです。失業保険は労働者と折半ですけれども。

それからもう一つ、午前中の議論でも言つたと思ひますが、これまでの日本企業はみずからセーフティーネットを張つてきた、フリンジベネフィットという形で張つてきました。今、社宅もなくなり、海の家もなくなり、さまざまな福利厚生施設がグローバル化の名のもとになくなつていった。せめて社会保険料ぐらいきちんと面倒を見るのが企業の社会的責任ではなからうかと。雇用の問題について先般、政労使合意があつたときに、雇用をきちんと守つてくださうということをお願いに政府として申し上げたのは、そういう理念が後ろにあるからであります。

○阿部(知)委員 私は、年金の空洞化の一番の本当の原因は、やはり非正規雇用の増大によつて、企業負担が全くない方々が、いわば自分の収入に比して高い保険料を払わねばならないという状況に追い込まれていったところにあると思ひます。で、これはやはり社会を支えるお互いの役割というところで重要になつてくると思ひますので、大臣には、重ねてその点についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、次に、何人かの方がお取り上げになりました静養ホーム「たまゆら」の問題に移りたいと思ひます。実は、基礎的な暮らしを保障する年金というものは、いずれの財源を取り入れるとしても絶対に不可欠なところですが、しかし、この「たまゆら」問題は、現状で日本の、例えば生活保護をお受けの御高齢者や低所得の御高齢者が、現実には人間が生きていくための福祉的基盤の最大のものであ

る住居というものに本来の意味でアクセスできていないということを反映したと思います。

一つお伺いしたいのですが、この間調査をなさいましたよね。三月三十一日までの締め切りということで、とりあえず自治体に無届けあるいはさまざまな形で問題になっておりますような住居の方も含めてどのような実態であるかという、三月三十一日調査、タイトルは「社会福祉法に法的位置づけのない施設・共同住宅に関する実態調査について」ということですが、これは前回同様ですか、山井委員の御質疑ですが、報告はまとまりましたでしょうか。また、出ていないとすれば、いつごろを目途にしていらつしやいますでしょうか。

○宮島政府参考人 お答えいたします。
「たまゆら」の火災があつて以降、厚生労働省の方で直ちに、一週間以内で全国の各県から無届けの有料老人ホームと思われるもの、とりあえず何カ所あるか箇所数だけは知らせてくれということとで、三月二十七日現在で五百七十九施設というふうに報告を受けました。

今後、これらの施設の実態把握を行わなければならぬと思つていまして、県によつては追加調査を行つてもおりますし、それから介護のサービスが受けられているのかどうか、要するに入所者の方の処遇の状況がどうか、それから防火安全体制の点検等はどうなのか、こういったことについても今各県通じて調査をお願いしておりますので、今月末までに報告を求めて、改めて公表したいというふうに思つておるところでございます。

○阿部(知)委員 では、資料の二ページ目をあけていただきたいのですが、今、局長がお答えになったので、今月末ですが、報告はお待ちいたしますが、これは四月七日付の神奈川新聞の報道で、やはり実態把握はなかなか自治体にとっては進まないという記載であります。

これは、入居者の皆さんも自分の入つていらっしゃる施設がそうした無届け状態であつておるといふことがわかり、今度は施設整備にお金がかつてくる場合に、今あるお金、今ある額で入れ

るんだらうかどうかという御不安もあるというところも背景にこれあるということで、本当に今お進めの調査が実態ということにどこまで迫れるかというのは、これはもうやつていらしておわかりと思ひますけれども、なかなか制約があることは思ひます。

そして、そうした調査はお調べいただく一方で、私はもう一つ、この間、御高齢期が、特に御高齢者の貧困問題が我が国でも大きく問題になっているさなかに、高齢化と貧困化、その両方に対処すべく、我が国の住宅政策はどう進められてきたか。

低所得あるいは生活保護等々の御高齢者の受け皿といたしましては、こうした無届けで、火災で亡くなるというようなことはとんでもないわけですが、しかし一方で、全体を見た整備も、またこれ手がおくれているのではないかと思うわけですが、担当部局にあつては、こうした低所得あるいは生活保護の御高齢者の居住という受け皿については、どのようなお考えがございましょう。

○宮島政府参考人 こういう低所得者の方の受け入れ先といたしましては、老人福祉法に基づきます養護老人ホームあるいは軽費老人ホームというものがございます。それぞれ、養護老人ホームは措置による入所ということで、軽費老人ホームは契約による入所ということでございます。

現在、この両施設については、三位一体改革等によつて、十八年に都道府県に整備費が移るとか、措置費は市町村に移るといふようなことで、県あるいは市町村の老人福祉計画で整備がなされている、そういうような状況になっているところでございます。

○阿部(知)委員 今お答えいただきましたように、三ページめくつていただきますと、資料三、養護老人ホームの整備状況というのを見ていただきますと、一応、世の中全体高齢化しておりますし、特に生活保護受給の御高齢者もふえておりますから、受け皿としては少しずつなりともふえていつてくれないと、先ほどのさまざまな条件の

悪いところに行かざるを得ない方もふえるわけですが、見ていただければおわかりのように、平成十八、十九と、実は施設数も減つてきており、定員数も減つてきておる。

これは、御高齢者が減るのであれば、あるいはほとんどん豊かななっているのであればまだしも、今お答えにございましたように、養護老人ホームや軽費老人ホームが一方の受け皿であるのですが、しかし、現状は、十八年度から約五百六十七億円の養護老人ホームにかかわる補助が三位一体改革で地方にゆだねられ、地方のお金の苦しさの中でそうしたこともあるでしょうが、現実には減つてきておるといふ実態がございまして、さらにあけてめくつていただきますと、これは生活保護受給者の皆さんの中で、いわゆる介護状態、要介護になつて介護扶助を受けの方は果たしてどのくらいおありだろうかと思ひていただきますと、これはほとんどんふえていく一方でありまして、平成十二年から十九年までをたどりまして、六万六千八百三十二人であつたものが、平成十九年度は十八万四千二百五十八と三倍増しているわけでありまして、これは生活保護受給の御高齢者ですが、果たしてこの方たちがどこで暮らし、どこで介護を受け、どこで本当の意味で安全と安心を得るかという問題に、私は養護老人ホームを初め施設整備が追いついていないのではないかと思ひます。

見ていただくと、今、介護保険をお使いで御高齢で生活保護を受けの方が入れるのは、指定介護老人福祉施設と書いてありますが、これが特養です。介護老人保健施設というのが老健です。次の介護療養型医療施設というのがいわゆる療養型の病床群ですが、これはおのおの合わせても、一万六千、一万三千、六千二百ですから、せいぜいが四万といかない。

そうすると、全体十八万何千人おられる介護を必要とする、介護扶助を受けている方のうち、こうした既にある施設にお入りの方はそれだけの数で、残る方は、養護老人ホームか、軽費か、ケア

ハウスか、はたまた「たまゆら」か、こうなつてきますが、実は「たまゆら」は施設としての許可を受けておりませんので、介護保険は使えないという施設にもなるわけでありまして。

私は、こうした実態を見ますと、やはり高齢化やあるいは貧困化に国の高齢者福祉政策の特に住宅政策全体が追いついていないのではないかとこのうな懸念を強くいたします。

老健局長に伺いますが、こうした養護老人ホームについて、その機能をもう一度きちんと見直し、前向きに評価し、逆に高齢化や貧困化の中で前向きな位置づけをさらに与えていくということについては、果たしてお考えになつたことがありでしょうか。

○宮島政府参考人 今、大変難しい質問をいただきましたが、養護老人ホームについては、十八年までは身体上もしくは精神上の理由というのが入居理由にありましたが、その後、十八年の改正で環境上及び経済的理由というようにことで改められて、介護については、介護保険の方で特定施設あるいは外からのサービスによるというような位置づけになりました。そういうようなこともあつたからですが、確かに御指摘のとおり、養護老人ホームの整備は、平成十三年から十九年まではほぼ横ばいということになっております。

それで、今回の「たまゆら」の事件の中で、「たまゆら」に入所されていた方を見ると、低所得である、あるいは生活保護であるという方の類型、それからもう一つは、介護が必要である方、それから介護が必要でない方というような類型があつて、こういう方たちがあつたという形で行きどくなく来たということでございますから、そういう人たちをどう受けとめていくかということになりますと、やはり厚労省の中にある施策としては養護老人ホームあるいは軽費老人ホームというのが選択肢だろう。

ただ、私どもの軽費とか養護だけで本当に受けとめ切れるのかどうか。都市部の高齢化がこれからどんどん進んでいくときに、住宅というか住宅

政策というか、国土交通省などとも話を進めながら、もう少し広い視野からの取り組みも必要なのではないかというように考えているところでございます。

○阿部(知)委員　もちろん、全部を受けとめ切れるだけの、今高齢化の急速な進展、そしてもう一つ、貧困化かです。生活保護受給の皆さんの半数以上が高齢者世帯であるということは、これは極めて深刻なことでありまして、今局長がお答えのように全部がここで受け入れられるかどうかはもちろんわかりません。しかし、多様なものを用意していかないと本場に行き場がない御高齢者がたくさんできると私は思います。

私は、大臣はこういう養護老人ホームというのはごらんになったことがあるかどうかわかりませんが、私もこれまで二カ所ほど行かせていただきました。そのうちの二カ所、お手元の次の資料ですが、「施設の方針・概要」と書いてございまして、ここは私が行っても本場によくやってもらっていると思いますが、もちろんそれまでの措置という制度と、介護保険ができてサービス利用という概念ができた中で、養護老人ホームの中でも介護が必要となる方は、むしろ介護保険を御利用いただくために特定施設という形にお名前を変えて振り分けているわけです。

定員百人のうち、養護老人ホームが七十八人、特定施設が二十二。しかし、この内訳を見ていただきますと、平均年齢は八十一・八で最御高齢は百二歳と、本当に御高齢者たちのよりどころというか安心の拠点になっておるようなところなんです。その次の要介護度別利用者数を見ていただきますと、実は自立というふうに評価される方は四十四名しかおられず、半分ですね。それ以下、要支援、要介護等々を合わせますと、五十六名が要支援、要介護で、そのうち介護の認定の特に高い方が別枠で特定施設というふうに、同じ構内で名を変えて介護保険を御利用なのであります。実に、もちろん従来の経済的な問題、環境上の問題で養護老人ホームにお入りになる、同時にその方

たちがやはり介護も必要となるという像をあわせ持っております。

その次のページもごらんいただきたいですが、私はここで厚生労働省に実態の把握をしていた、きたいと思うのです。そうした養護老人ホームにお入りの方の実像をよくごらんになって、どういうふうな改正していけば、それ全部は賄えないかもしれないけれども、間口を広げられということ、もつと規模も、そして数もふやせるかということ。

これは実は平成十八年の改正前のデータですが、お示ししたように、日常生活動作の状況が問題、精神の状況が問題、家庭の状況が問題、住宅が問題と四パターンあります。家庭の状況というのは虐待等々であります。精神的には、精神疾患の方もおりだ。こういう方も従来はおられなかったわけですが、だんだん狭められ、そして一方で介護も重症度を増す。本当に私は日本の高齢社会の縮図を見るようで、そしてしかし、日本はそういうことを支えてきた歴史があるわけです。

最後の質問になります。大臣にはぜひお願いがあります。実は厚生労働省で、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像研究会というのが開かれ、報告書が出たのが平成十六年の十月の二十八日。もう五年近くもさかのぼるわけです。その後、何回か制度改正もあり、高齢化がますます進み、貧困化がさらに進み、多様な問題を抱えた高齢者がいて「たまゆら」のような事案が起きる。もう一度これを見直すというか、視点を、フォーカスを当てて、よりよい利用方法や充実に向けて大臣がそうした心配をされていること、ができればというお願いでございますが、御答弁をよろしくお願いします。

○舩添国務大臣　「たまゆら」の大変悲しい事件について善後策をどうとるかということ、一つは、やはり老人施設、これは養護老人ホームや軽費老人ホームを含めてですけれども、全体の底上げを図らぬといかぬなということでありまして、交付税措置をできればと思っておりますし、

今度の新しい経済対策にも何らかのことが入らないかと今努力をしているところであります。

そして、措置制度の中で特定施設として介護保険を使うというの、これは便宜上やっているわけですから、つい住みかとなって生活、住居、そして健康、介護、こういうことができるようなトータルなプランをやはり見直すべきだと思えますので、また委員のアドバイスも入れながら、少し検討させていただきたいと思えます。

○阿部(知)委員　日本では、住宅施策は福祉的な視点よりも、国土交通省が管轄するということがあらわれておりますように、とにかく量をふやして、人口急増期に合わせて量の拡大ということが第一であって、今のように高齢化が進み、貧困化が進み、そして、実はそこが、この前のあの派遣村の問題でも大臣はよくおわかりであろうかと思いますが、勤労者においてもこの住宅という問題が福祉的な範疇に極めて深くリンクしているんだという実態があると思えます。

私は、大臣が自由民主党なのでもしかして御存じかなと思いますが、これを勉強するに当たって調べましたところ、一九六〇年代に自民党の中で、紅露と書いてコウロとお読みするんですが、そういう名前が老人福祉政策の全体を見直された案がありなんだそうです。私も余り昔で中まで調べられませんが、その根幹には、福祉政策の根底に住宅を置くということが書かれているそうでありまして。私も、今こそそういう時期であると思えますので、この点についてもよろしく御検討のほどをお願い申し上げて、質問を終わります。

○田村委員長　次回は、来る十日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二分散会

厚生労働委員会議録第六号中正誤

ページ 段 行 誤

三 一 三 〇長勢委員

三 二 末 〇内山委員

正

〇長勢議員

〇内山議員

平成二十一年四月二十二日印刷

平成二十一年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局